

府中町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

令和3(2021)年3月

府中町

は じ め に

わが国は、令和7(2025)年に団塊の世代が後期高齢期を迎えます。それ以降、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、総人口が減少する中で、高齢者人口の増加がピークを迎え、介護ニーズの高い後期高齢者人口が増加することが見込まれています。

当町においても、同様に高齢者人口は増え続ける見込みであり、20年目の節目を迎えた介護保険制度や高齢者福祉施策が担う役割がますます重要となります。

また、高齢者に大きな影響が及ぶ災害や新型コロナウイルス感染症への対策について、新しい生活様式の意識共有とその実践や介護サービス提供のあり方も重要となります。

このような状況の中、このたび、到来する人口構造の局面や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた「府中町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で、自分らしく、安心して暮らすことができるよう、介護や医療、様々な生活支援サービスを包括的・継続的に受けることができる「府中町らしい地域包括ケアシステム」を一層推進し、一人ひとりが役割を持ち、支えあいながら暮らしていくことのできる社会(地域共生社会)「みんなで支えあうまち府中」の実現を目指しています。

そのためには、地域社会の様々な分野で活躍することができる場の提供やニーズに対応した施策に取り組むとともに、日常の暮らしの中で支えあいができるような地域づくりにおいて今まで以上に皆様のお力添えが必要となります。より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に貴重なご意見やご提言をいただきました府中町高齢者福祉計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました町民の皆様や関係者の方々に心からお礼を申し上げます。



令和3(2021)年3月

府中町長 佐藤 信治



第1章 計画策定にあたって

1.計画策定の背景と趣旨	1
2.計画の位置づけ	2
3.計画の期間	3
4.計画の策定方法	3
5.日常生活圏域の設定	5
6.計画の方向性	6

第2章 高齢者をめぐる府中町の現状と推移

1.高齢者人口の現状と推計	9
2.介護保険事業の状況	13
3.地域包括ケアシステムの推進	19

第3章 計画の基本的な考え方

1.基本理念	21
2.基本方針	21
3.施策の体系	22

第4章 府中町の取り組み ～前期の評価と今後の施策展開～

重点的取り組み1 高齢者の社会参加・生きがいづくり

1.社会参加・生きがいづくりの促進	24
2.高齢者の活動拠点	26
3.各種団体の支援	26

重点的取り組み2 介護予防・自立支援・重度化防止対策の積極的推進

1.地域支援事業の推進	27
2.生涯を通じた健康づくり	35
3.保健事業と介護予防事業の一体的な取り組み	37
4.リハビリテーション提供体制の推進	38

重点的取り組み3 認知症高齢者対策（共生・予防）の推進

1.普及啓発の推進	39
2.予防対策の推進	40
3.認知症にやさしい体制づくり	40
4.家族介護者への支援	44
5.見守り支援のネットワーク	45

重点的取り組み4 高齢者を支える体制づくり

1. 相談・支援体制の整備	4 7
2. 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進	5 4
3. 在宅福祉サービス	5 6

重点的取り組み5 高齢者にやさしい生活環境づくり

1. 災害・感染症に係る対策	5 8
2. 居住関連サービス	6 0
3. その他、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり	6 3

重点的取り組み6 介護保険サービスの提供体制の整備

1. 介護保険事業の円滑な運営	6 6
2. 介護保険サービスの質的向上	7 0
3. 介護サービス基盤整備	7 1

第5章 介護保険事業の推進

1. 事業量・事業費推計の流れ	7 3
2. 第1号被保険者・認定者の推計	7 4
3. サービス別の見込量	7 5
4. 第1号被保険者の保険料	8 5

第6章 推進体制の確立

1. 連携の強化	9 0
2. 計画の周知・広報	9 0
3. 計画の進行管理と評価	9 0
4. 計画の分析と公表	9 0

第7章 資料編

1. 府中町高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱	9 1
2. 府中町高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿	9 2
3. 高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査結果	9 3
4. 用語の解説	1 2 1

注)本文中の図表の年号の表記について、平成31年(1月～4月)を令和元年に統一しています。

注)本文中、*印のある言葉は、第7章「資料編」の「4.用語の解説」に掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年に介護が必要な高齢者*を社会全体で支える仕組みとして創設され、20年が経過しました。この間、介護サービス利用者は、制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービス事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の支えとして定着・発展してきました。また、高齢者人口は、制度創設時の約2,201万人に対し、令和元年(2019年)には約3,589万人と約1.6倍に増加し、総人口が減少に転じる中、高齢化率*は、17.3%から28.4%と上昇しています。

こうした中、国は高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

今後、わが国は、令和7年(2025年)には団塊の世代*が75歳以上に、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代*が65歳以上になり、医療や介護のニーズが高まる後期高齢者の増加とあわせて、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが予想されます。

一方で、介護の担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、高齢者介護を支える資源を確保していくことが大きな課題となっています。

これらのことを踏まえて、当町の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(以下「本計画」という。)の策定にあたっては、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(以下「第7期計画」という。)の取り組み状況の評価・検証を行い、国の基本指針を踏まえ、地域の実情に即した効果的かつ柔軟な高齢者福祉サービスや介護サービスを提供するとともに、当町における地域包括ケアシステムを一層強化し、高齢者をはじめ、あらゆる世代の町民が支え合い、自分らしくともに暮らせる地域共生社会を目指して、本計画を策定します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により浮き彫りとなった高齢者の健康維持といった新たな課題についても注視し、必要な取り組みを検討していきます。

「介護保険制度の経緯」

第1期(平成12(2000)年度～平成14(2002)年度)

- ・介護保険制度の開始(高齢者を社会全体で支える仕組みとして創設)
- ・介護保険サービス(利用者1割負担)の開始

第2期(平成15(2003)年度～平成17(2005)年度)

- ・施設入所の適正化 ・在宅介護力の強化

第3期(平成18(2006)年度～平成20(2008)年度)

- ・介護予防重視への転換(要支援1・2区分、予防給付、地域支援事業の創設)
- ・地域密着型サービス*の創設 ・施設給付の見直し

第4期(平成21(2009)年度～平成23(2011)年度)

- ・介護給付の適正化の強化(要介護認定やケアマネジメント*等)
- ・地域包括支援センターを核とした地域福祉*との連携

第5期(平成24(2012)年度～平成26(2014)年度)

- ・「地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援)」の推進
- ・地域密着サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」・「複合型サービス(小規模多機能型居宅介護+訪問看護)」を創設
- ・サービス付き高齢者向け住宅の制度創設(高齢者の居住の安定確保に関する法律)

第6期(平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)

- ・要支援者のサービス(訪問介護・通所介護)を「総合事業」に移行し、地域支援事業を改変
- ・負担の公平化を進めるため、高所得者の自己負担割合2割を実施

第7期(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

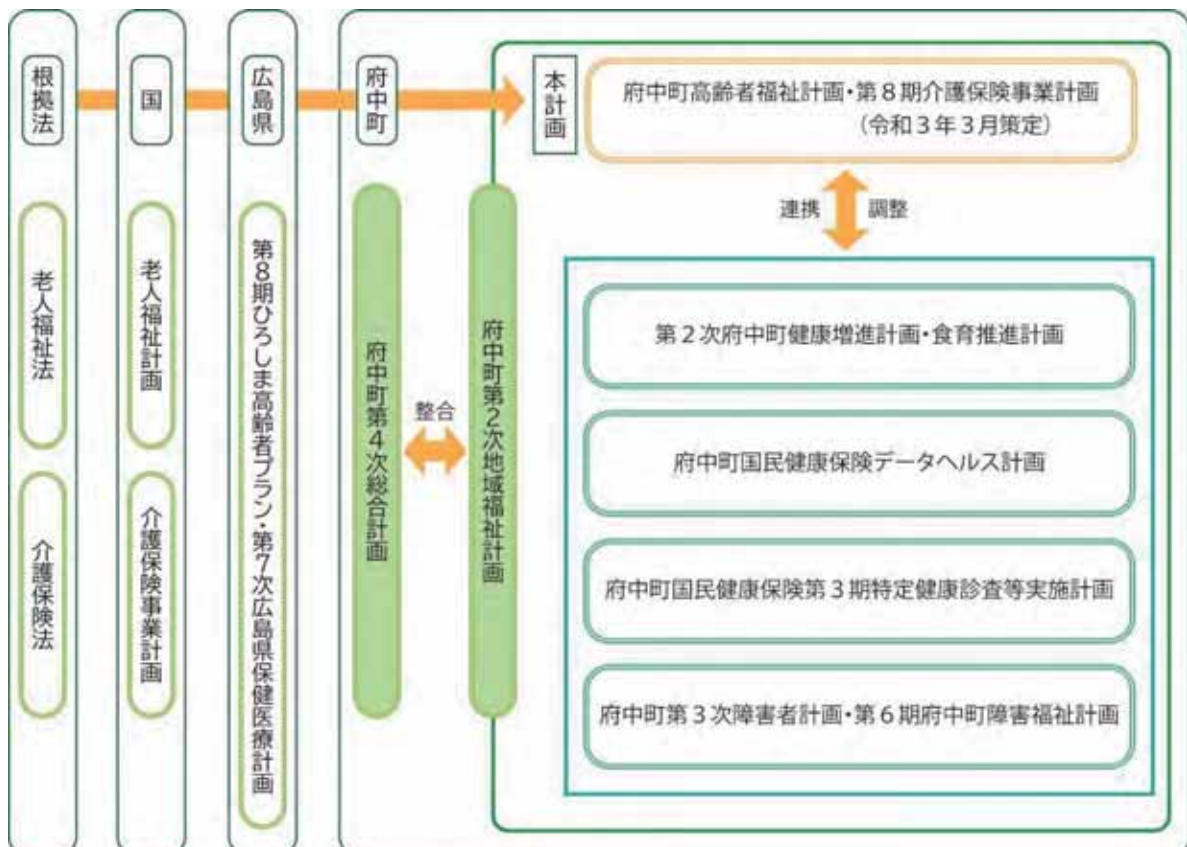
- 「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年までに「地域包括ケアシステム」の構築を目指した改正
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(平成29年度～)
- ・現役並の高所得者への自己負担の引き上げ(3割負担の導入)
- ・消費増税に伴う区分支給限度基準額の引き上げ、低所得者の保険料軽減拡充
- ・認知症初期集中支援推進事業(平成29年度～)

2.計画の位置づけ

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

本計画は、将来における当町のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた上位計画である「府中町第4次総合計画」との整合性を図り、「府中町第2次地域福祉計画」等との調和を保ちながら策定を行います。

また、広島県が策定する「第8期ひろしま高齢者プラン」との整合も図ります。



3.計画の期間

本計画は、令和7年度及び令和22年度を見据えた令和3年度から令和5年度までの3年間を一期とする計画とします。



4.計画の策定方法

(1) 高齢者福祉計画等策定委員会の開催

高齢者福祉計画等策定委員会においては、介護保険被保険者の代表者、保健・医療・福祉関係者、介護保険事業者等に委員を委嘱し、計画の策定にあたり必要な検討及び意見の聴取を行いました。

(2) 高齢者福祉・介護保険に関するアンケート

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見、高齢者福祉施策に関する要望等を把握することにより、当町の実態に即した計画策定の基礎資料とするため、次のとおり調査を実施しました。

調査内容	国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に独自設問を加えて作成		
調査対象	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）		
対象者数	1,000人（無作為抽出）		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和2年3月10日～令和2年3月31日		
回収結果	調査数	1,000人	有効回収数 728人 有効回収率 72.8%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要は、P93～P107に掲載しています。

② 在宅介護実態調査

高齢者の在宅生活の継続と介護者の就労継続に効果的なサービス利用等を把握するため、次のとおり調査を実施しました。

調査内容	国が示した「在宅介護実態調査票」に基づき作成		
調査対象	在宅で生活している要介護・要支援者のうち「要介護・要支援認定*の更新申請・区分変更申請」を行った65歳以上の高齢者		
対象者数	郵送調査 1,100人（無作為抽出）、聞き取り調査 125人		
調査方法	郵送による配布・回収及び認定調査員による聞き取り調査		
調査期間	郵送調査 令和2年3月10日～令和2年3月31日 聞き取り調査 平成31年3月～令和2年3月		
回収結果	郵送調査数 1,100人	有効回収数 692人	有効回収率 62.9%
	聞き取り調査数 125人	有効回収数 125人	—

※在宅介護実態調査結果の概要は、P108～P117に掲載しています。

③ 介護サービス事業所等実態調査

介護サービス事業所等の現状・課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、次のとおり調査を実施しました。

調査内容	「介護人材の確保」、「サービスの現状と課題」、「災害体制」の3つの視点で作成
調査対象	町内の介護サービス事業所等(55事業所)
調査方法	電子メールによる調査
調査期間	令和2年9月8日～令和2年9月18日

※介護サービス事業所等実態調査結果の概要は、P118～P120に掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施

広く住民の意見を反映させるため、内容(案)を公表し、意見の募集を行いました。

① 実施方法

- ・実施期間：令和3年1月25日から令和3年2月12日まで
- ・公表物の掲示場所：町ホームページ、高齢介護課、本庁2階ロビー、府中南交流センター
- ・意見提出方法：窓口提出、郵送、ファクシミリ、電子メール
- ・意見募集の周知方法：町ホームページ、広報ふちゅう

② 意見募集の結果 ・意見件数：2件 ・提出方法：持参

- ・意見の概要と町の考え方

意見の概要	意見に対する町の考え方
健康寿命の高い市町村が行う様々な取り組みを府中町にも取り入れて欲しいです。	いただいたご意見を参考に、着実に事業を進めていきます。
高齢者いきいき活動ポイント事業について、事業の対象となるボランティアは自発的に行うもので、ポイントの換金化に懸念があります。また、その財源も枯渇する恐れがあります。	高齢者が自身の健康増進や介護予防に積極的に取り組むことを推奨するとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するきっかけになり地域とのつながりを醸成することで、いきいきとした地域社会をつくることを目的に事業を実施しています。また、今後少子高齢化が進展していく中で、町内会や老人クラブなどの地域団体の活動の活性化や充実を図り、地域における担い手確保につなぎ、地域共生社会実現のためにも持続可能な事業運営をしていきます。

6.計画の方向性

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を通じて、結果を分類し集約していくと次の3つのニーズに集約されました。

- ①「自分らしく健康に暮らし続けたい」
- ②「介護が必要になっても在宅(自分が望む場所)で暮らし続けたい」
- ③「家族にできるだけ負担をかけることなく生活したい」

高齢者が望む暮らしを実現するためには、これら3つのニーズに対し、どのように取り組んでいくか整理する必要があります。

そのため、次のとおりニーズごとの現状と課題について整理します。

ニーズ 1 自分らしく健康に暮らし続けたい

現状(アンケートの結果)

健康づくりに関心を持っている人の割合は、90%であり、健康づくりの関心の高さがわかりました。

しかし、介護予防のための通いの場(いきいき百歳体操*や筋力アップ教室等)に参加している割合は11.5%でした。一方で、介護予防や健康づくりに関心のない人や地域での活動について参加していない人が一定数いることがわかりました。

また、健康維持や介護予防の阻害要因となる運動器の機能低下、転倒リスク、口腔機能の低下等は、70歳から79歳の間で増加する傾向があることがわかりました。

そのため、年齢や心身の状態に応じた健康づくり・介護予防の取り組みをしていく必要があります。

課題

健康づくりや介護予防の取り組みに関心を持っている人の割合に対して、町や地域での介護予防事業に参加したことのある人の割合が少ないことから、関心を持っている人を実際の活動につなげる必要があります。さらに、自分らしい健康な暮らしを続けることができるよう支援する体制づくりや保健事業との連携を踏まえ、年齢や身体状況などのニーズに合った通いの場の創出といった介護予防の取り組みを推進していく必要があります。

また、自立支援、介護予防、重度化防止を前提とした健康づくりを強化して健康寿命*を延伸するため、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業全体の枠組み、その事業について求められる機能や専門職の関与等といった課題や方策を検討していく必要があります。

課題への取組

重点的取り組み1(高齢者いきいき活動ポイント事業等)

重点的取り組み2(一般介護予防事業、保健事業と介護予防事業の一体的な取り組み等)

ニーズ 2 介護が必要になっても在宅(自分が望む場所)で暮らし続けたい

現状(アンケートの結果)

介護が必要な状態になっても「在宅」で暮らしたいと回答した人が半数近くおり、多くの高齢者が住み慣れた在宅での暮らしを希望している状況が見受けられました。

一方で、医療・介護・単身世帯、住まいなどの複数の生活課題を抱える高齢者が増加している状況が推測されます。

課題

高齢者が住み慣れた場所で人生の最期まで暮らし続けることを実現するためには、高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築、さらには地域の人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(地域共生社会)を実現していく必要があります。

そのためには、地域の医療・介護の関係団体が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための連絡体制、包括的な支援を担う地域包括支援センターの機能強化、行政間・支援機関等と連携した取り組み体制の整備等により重層的に支えていくまちづくりの構築が必要となってきます。

課題への取組

重点的取り組み4(地域包括支援センターの機能強化、在宅福祉サービスの充実等)

重点的取り組み5(居住関連サービス、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり等)

ニーズ 3 家族にできるだけ負担をかけることなく生活したい

現状(アンケートの結果)

介護者が不安に感じる介護について、中重度の人(要介護3以上)でみると「認知症への対応」の割合が最も高く、次いで「夜間の排泄」と中重度化するに伴い不安に感じる割合が高くなっています。

また、介護者の就労継続や在宅限界点*の視点からも「認知症への対応」や「夜間の排泄」がその可否を判断するポイントとなっています。

一方で、当町では、「認知症への対応」について、認知症に関する様々な施策を行っていますが、十分に知られていないことがわかりました。

課題

認知症は、生活に関する何らかの不安を感じた場合に、早期に相談し対応することが重要です。当町では、認知症予防教室をはじめ認知症サポーター事業、認知症カフェ等様々な施策を行っており、現在ある資源を最大限活用していくため、その周知や情報提供が重要となります。

今後、さらなる高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予想される中で、認知症高齢者やその家族の人が安心して暮らし続けるため、「共生」と「予防」の視点を持ち、見守りから実際の支援まで、行政間や関係機関と連携し、取り組み体制の整備が必要となっていきます。

また、主な介護者が不安に感じている「認知症への対応」と「夜間の排泄」に係る不安の軽減は訪問回数の増加に伴い介護者が不安に感じる割合が低下する傾向にあり、多頻度の訪問系サービスの提供が在宅生活の継続に寄与しています。

小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスは、中重度の要介護状態になっても自宅で無理なく生活するために、利用者のリズムに合わせて、回数、時間にとらわれない柔軟なサービスの提供が可能です。このようなサービスを利用することで、家族の介護負担を軽減し、在宅生活の限界点を高めることが可能となります。

このサービス基盤を維持していくためには、人的な基盤が必要となるため、人材確保の対策を行い、介護サービスが適切に利用できる体制づくりを図ることが重要となります。

課題への取組

重点的取り組み3(認知症サポーター活動促進事業、見守りシールの導入)
重点的取り組み6(介護人材の確保・育成・定着、介護サービス基盤整備等)



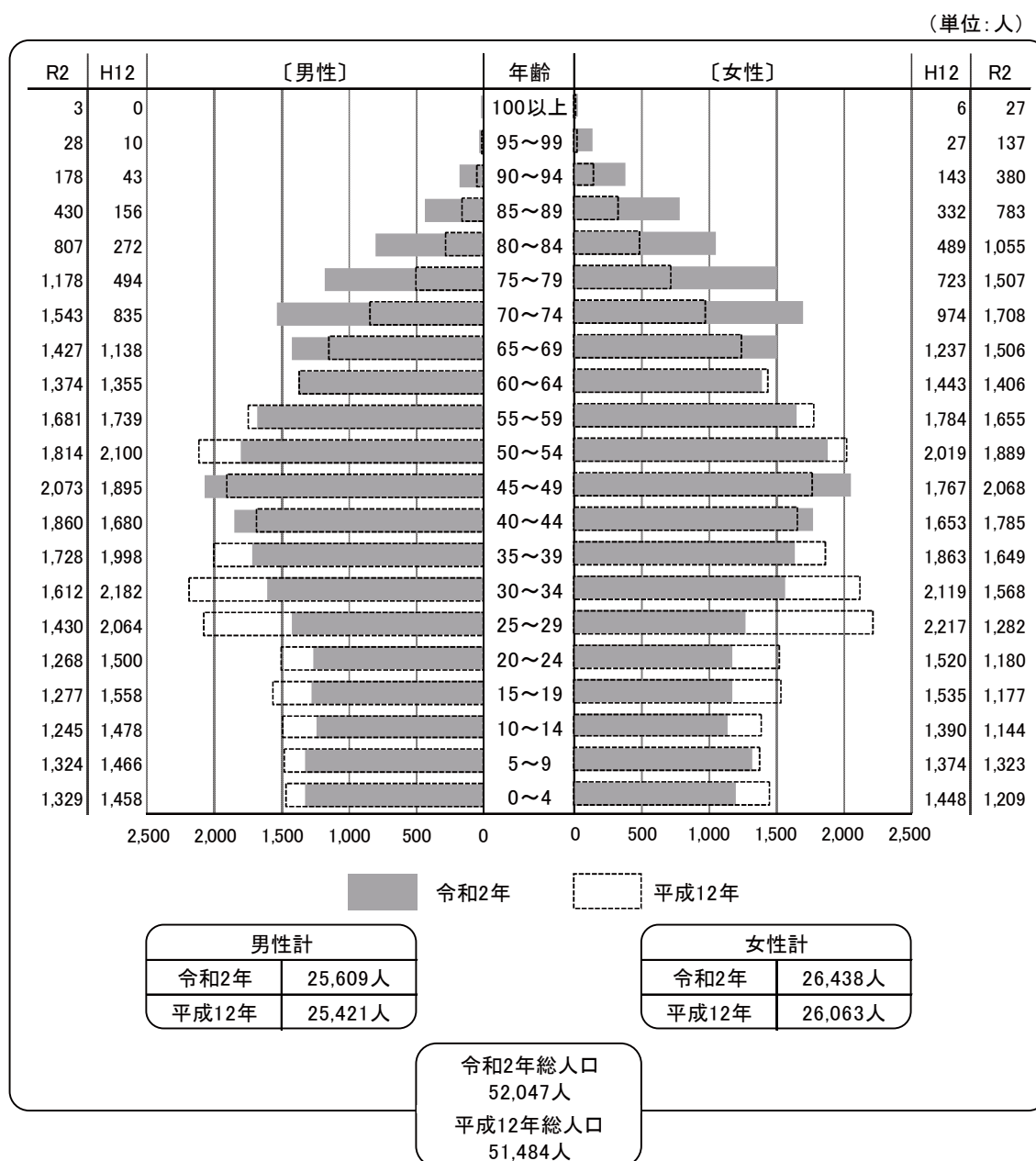
第2章 高齢者をめぐる府中町の現状と推移

1. 高齢者人口の現状と推計

(1) 人口構成

令和2年4月1日の住民基本台帳によると、男性25,609人、女性26,438人の合計52,047人です。年齢階層別にみると、男女ともに40歳代が最も多くなっており、次いで50歳代が多くなっています。

介護保険制度創設時の平成12年4月1日と比較すると、男女ともに65歳以上の高齢者が増加しており、特に75歳以上の高齢者は2倍以上となっています。



資料: 平成12年、令和2年 住民基本台帳(4月1日時点)

(2) 人口と高齢化率の推移

住民基本台帳の推移をみると、総人口は平成30年度から令和5年度まで、増減を繰り返しますが、令和5年度以降は、減少傾向になると予想されます。

一方で、高齢者人口は、増加を続け、令和2年度には、12,697人であったものが、令和22年度には14,216人に増加するものと予想されます。

なお、高齢化率は、令和3年度から令和5年度までは、横ばい傾向ですが、令和22年度には28.7%と府中町においても高齢化が着実に進展していくと予想されます。

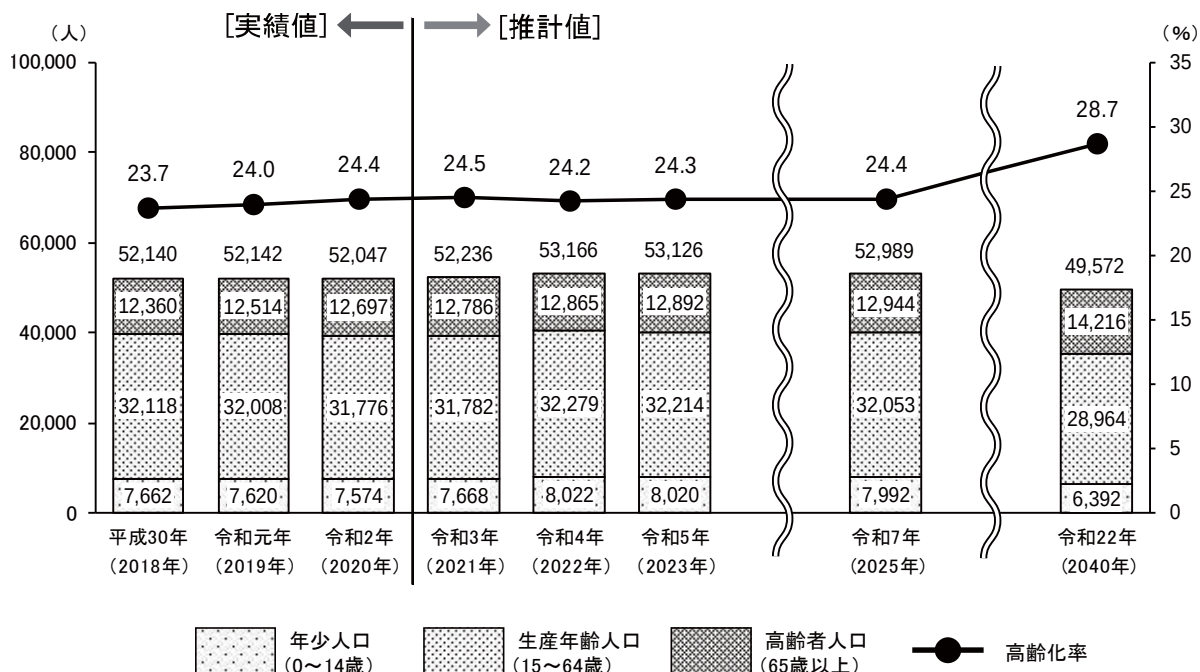
■人口と高齢化率の推移■

	第7期			第8期			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
総人口(人)	52,140	52,142	52,047	52,236	53,166	53,126	52,989	49,572
年少人口(0～14歳)	7,662	7,620	7,574	7,668	8,022	8,020	7,992	6,392
生産年齢人口(15～64歳)	32,118	32,008	31,776	31,782	32,279	32,214	32,053	28,964
高齢者人口(65歳以上) (高齢化率)	12,360 23.7%	12,514 24.0%	12,697 24.4%	12,786 24.5%	12,865 24.2%	12,892 24.3%	12,944 24.4%	14,216 28.7%
前期高齢者(65～74歳) (人口比)	6,254 12.0%	6,182 11.9%	6,184 11.9%	6,217 11.9%	6,117 11.5%	5,801 10.9%	5,343 10.1%	6,635 13.4%
後期高齢者(75歳以上) (人口比)	6,106 11.7%	6,332 12.1%	6,513 12.5%	6,569 12.6%	6,748 12.7%	7,091 13.4%	7,601 14.3%	7,581 15.3%

資料：平成30年度～令和2年度 住民基本台帳

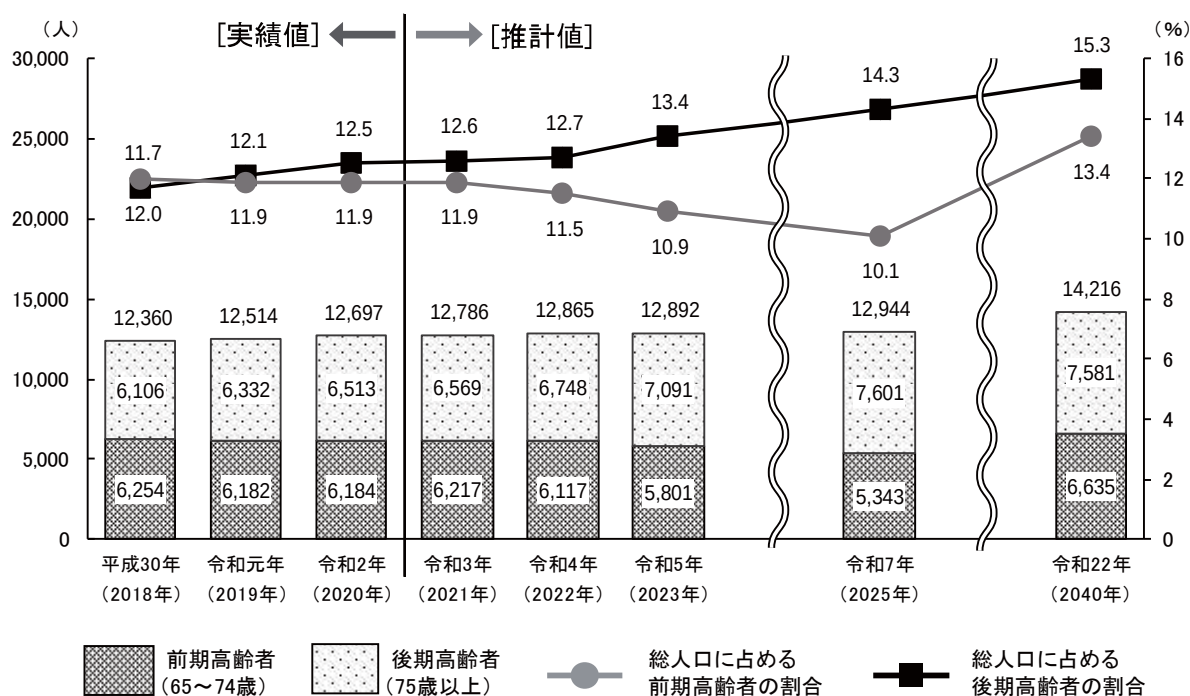
令和3年度～令和5年度、令和7年度 府中町第4次総合計画(各年4月1日)

令和22年度 府中町第4次総合計画を基に推計(各年4月1日)



【前期・後期高齢者の推移】

後期高齢者(75歳以上)の数は増加を続け、令和元年には前期高齢者(65～74歳)の数を上回り、令和22年には7,581人に増加するものと予想されます。



コラム 介護保険制度創設時(平成12年)と比べると...

当町の平成12年の高齢化率は、13.4%だったのに対し、令和2年の高齢化率は24.4%と20年間で高齢者人口は約1.8倍となっており、高齢化が進んでいます。

高齢化は、国・広島県全体の動きと比べると緩やかではあるものの、令和22年度には28.7%と推計されることから、当町においても着実に進展している状況です。

20年前	年	総人口	高齢者人口	高齢化率(府中町)	高齢化率(広島県)	高齢化率(全国)
	平成12年	51,484人	6,879人	13.4%	18.5%	17.3%
	令和2年	52,047人	12,697人	24.4%	29.5%	28.9%
20年後	令和22年	49,572人	14,216人	28.7%	34.1%	35.3%

※高齢化率(全国・広島県)について、平成12年は、総務省「国勢調査」、令和2年及び令和22年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によるものです。

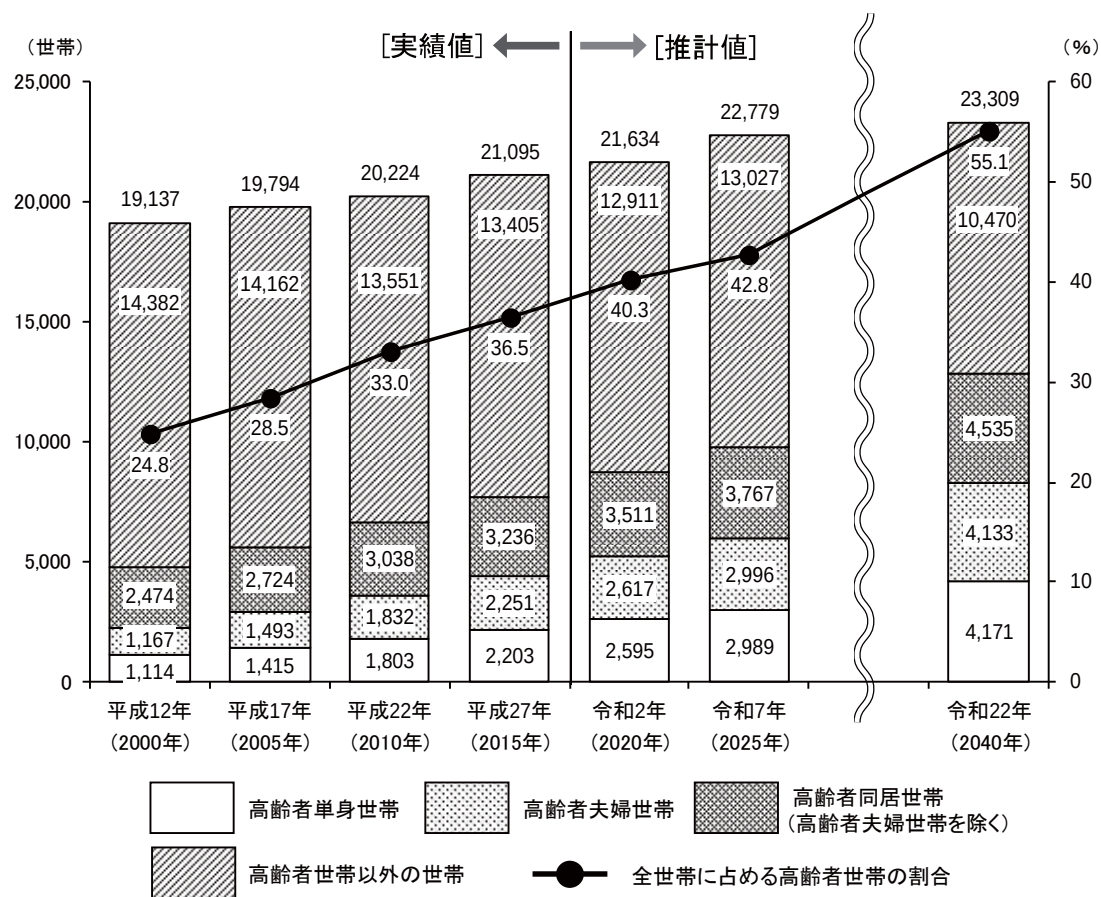
(3) 高齢者世帯の推移

高齢者がいる世帯の推移をみると、介護保険制度が創設された平成12年から平成27年の15年間で2,935世帯増加しています。

また、高齢者のいる世帯の中でも「高齢者単身(一人暮らし)世帯」や「高齢者夫婦世帯」の高齢者のみの世帯の割合が高くなってきています。

今後も全世帯に占める高齢者世帯の割合が高くなっていくものと予想されます。

■高齢者世帯の推移■



	[実績値]				[推計値]		
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
(1) 全世帯	19,137	19,794	20,224	21,095	21,634	22,779	23,309
(2) 高齢者世帯	4,755	5,632	6,673	7,690	8,723	9,752	12,839
① 高年齢者単身世帯	1,114	1,415	1,803	2,203	2,595	2,989	4,171
② 高年齢者夫婦世帯	1,167	1,493	1,832	2,251	2,617	2,996	4,133
③ 高年齢者同居世帯 (高年齢者夫婦世帯を除く)	2,474	2,724	3,038	3,236	3,511	3,767	4,535
(3) 高年齢者世帯以外の世帯	14,382	14,162	13,551	13,405	12,911	13,027	10,470

資料:平成12年～平成27年 国勢調査
令和2年～令和22年 推計値

2.介護保険事業の状況

(1) 要介護・要支援認定者の状況

要支援認定者数の推移をみると、平成30年から令和5年まで毎年増加し、令和22年には平成30年よりも200人多い767人になる見込みです。

要介護認定者数は、平成30年から令和2年まで微減するものの、令和3年以降は増加し、令和22年には平成30年よりも670人多い2,283人になる見込みです。

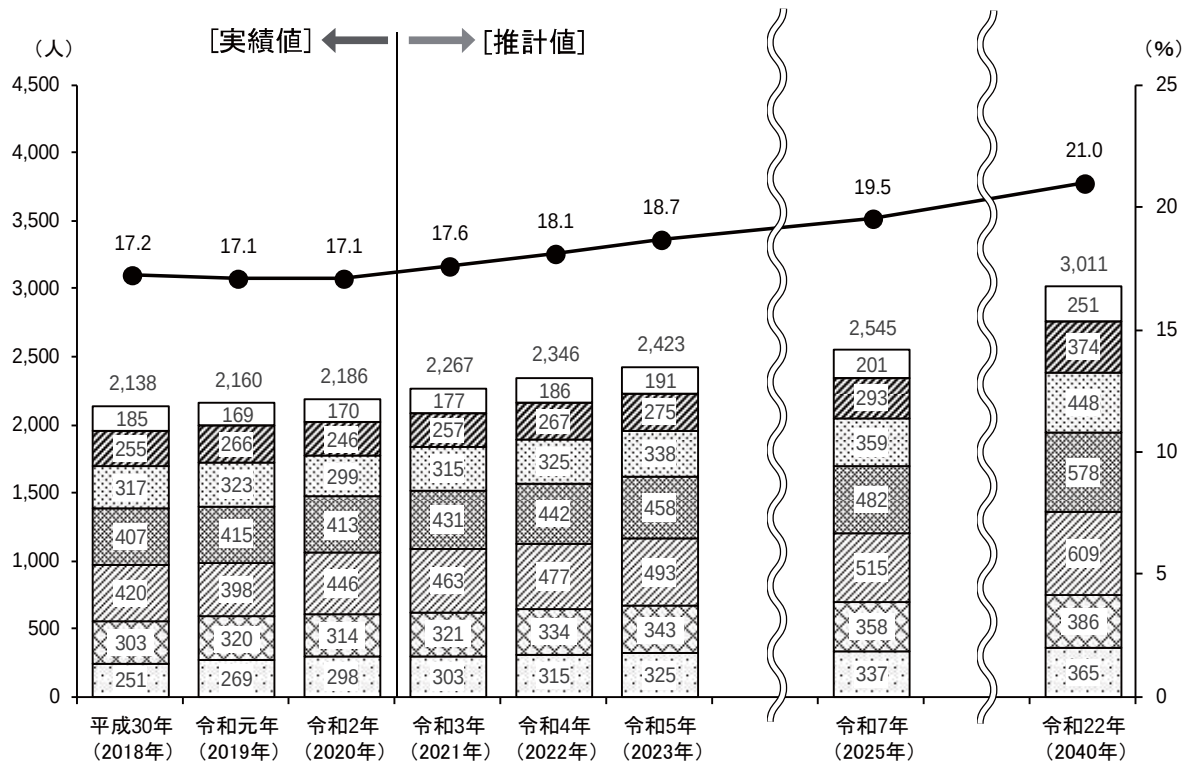
要介護・要支援認定者の合計数の推移では、平成30年から令和22年の22年間で870人増加し、認定率は、令和7年に19.5%、令和22年に21.0%まで上昇する見込みです。認定者の増加は、高齢者人口(特に後期高齢者人口)の増加に伴うものと考えられ、今後も進んでいくと予想されます。

■介護度別認定者数の推移■

区分		[実績値] ←		→ [推計値]		(単位:人)			
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要介護・要支援 認定者計	第1号被保険者	2,138	2,160	2,186	2,267	2,346	2,423	2,545	3,011
	第2号被保険者	42	38	41	41	41	41	41	39
	計	2,180	2,198	2,227	2,308	2,387	2,464	2,586	3,050
要支援者計	第1号被保険者	554	589	612	624	649	668	695	751
	第2号被保険者	13	12	18	18	18	18	18	16
	計	567	601	630	642	667	686	713	767
要支援1	第1号被保険者	251	269	298	303	315	325	337	365
	第2号被保険者	7	3	8	8	8	8	8	7
	計	258	272	306	311	323	333	345	372
要支援2	第1号被保険者	303	320	314	321	334	343	358	386
	第2号被保険者	6	9	10	10	10	10	10	9
	計	309	329	324	331	344	353	368	395
要介護者計	第1号被保険者	1,584	1,571	1,574	1,643	1,697	1,755	1,850	2,260
	第2号被保険者	29	26	23	23	23	23	23	23
	計	1,613	1,597	1,597	1,666	1,720	1,778	1,873	2,283
要介護1	第1号被保険者	420	398	446	463	477	493	515	609
	第2号被保険者	2	5	3	3	3	3	3	3
	計	422	403	449	466	480	496	518	612
要介護2	第1号被保険者	407	415	413	431	442	458	482	578
	第2号被保険者	9	10	7	7	7	7	7	7
	計	416	425	420	438	449	465	489	585
要介護3	第1号被保険者	317	323	299	315	325	338	359	448
	第2号被保険者	5	1	2	2	2	2	2	2
	計	322	324	301	317	327	340	361	450
要介護4	第1号被保険者	255	266	246	257	267	275	293	374
	第2号被保険者	5	6	5	5	5	5	5	5
	計	260	272	251	262	272	280	298	379
要介護5	第1号被保険者	185	169	170	177	186	191	201	251
	第2号被保険者	8	4	6	6	6	6	6	6
	計	193	173	176	183	192	197	207	257
(単位:%)									
認定率(第1号被保険者)		17.2	17.1	17.1	17.6	18.1	18.7	19.5	21.0

資料:平成30年～令和2年 介護保険事業状況報告(暫定版)(各年9月末)
令和3年以降 厚生労働省「見える化」システム将来推計

■介護度別認定者数の推移(第1号被保険者)■



資料:平成30年～令和2年 介護保険事業状況報告(暫定版)(各年9月末)
令和3年以降 厚生労働省「見える化」システム将来推計



■介護度別認定者数の割合の推移■

区分	[実績値]				[推計値]				(単位: %)
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)	
要支援1	11.7	12.5	13.6	13.4	13.4	13.4	13.2	12.1	
要支援2	14.2	14.8	14.4	14.1	14.3	14.2	14.1	12.8	
要支援者計	25.9	27.3	28.0	27.5	27.7	27.6	27.3	24.9	
要介護1	19.7	18.4	20.3	20.5	20.3	20.4	20.3	20.3	
要介護2	19.0	19.2	18.9	19.0	18.8	18.9	18.9	19.2	
要介護3	14.8	15.0	13.7	13.9	13.9	13.9	14.1	14.9	
要介護4	11.9	12.3	11.3	11.3	11.4	11.3	11.5	12.4	
要介護5	8.7	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	8.3	
要介護者計	74.1	72.7	72.0	72.5	72.3	72.4	72.7	75.1	
要介護・要支援認定者計	100	100	100	100	100	100	100	100	

資料:平成30年～令和2年 介護保険事業状況報告(暫定版)(各年9月末)
令和3年以降 厚生労働省「見える化」システム将来推計

(2) 認知症高齢者の状況

認知症高齢者の日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するための指標です。状態によって8段階に分類され、Ⅱa以上に分類されると日常生活に支障をきたすような症状等があるとされています。

要介護・要支援認定の認定者2,172人中、日常生活に支障をきたすような症状等がある人の数は、1,320人と約6割を占めており、65歳以上の高齢者の約10人に一人が日常生活に支障をきたすような症状等がある状況ということになります。

また、要介護・要支援認定区分別で認知症高齢者の日常生活自立度の割合でみた場合、中重度(要介護3～5)になれば、Ⅱa以上の割合が高くなっています。

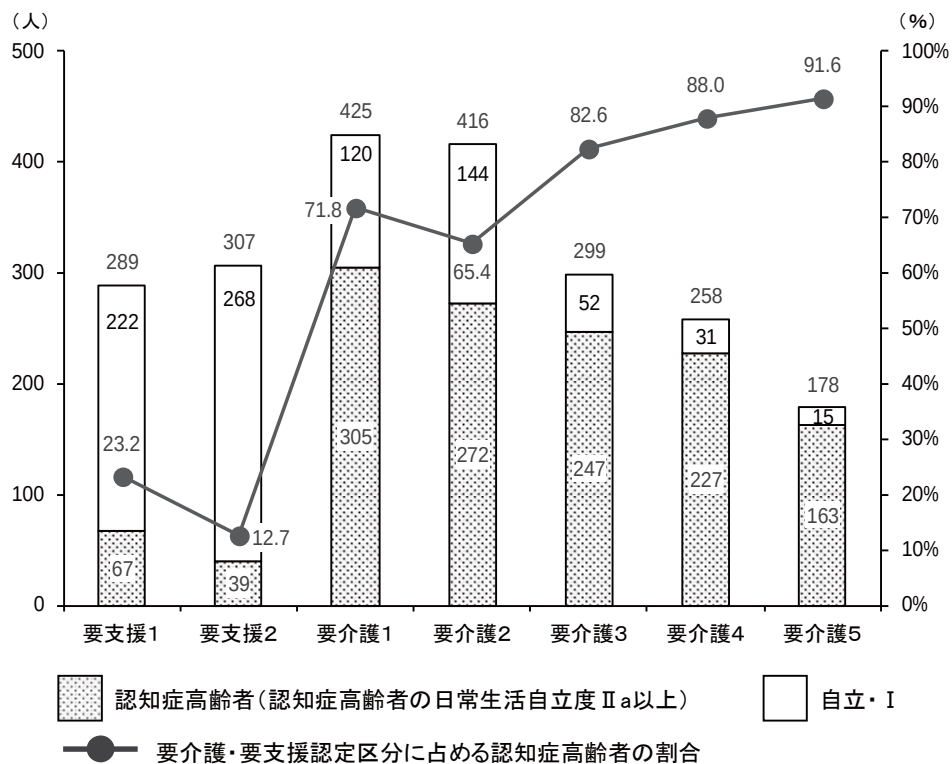
■日常生活自立度及び要介護・要支援認定の分布状況(第1号被保険者)■

区 分		要介護・要支援認定区分							計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
認知症高齢者の日常生活自立度	自立	134人	166人	51人	58人	21人	11人	9人	450人
	I	88人	102人	69人	86人	31人	20人	6人	402人
	Ⅱa	33人	24人	113人	82人	34人	24人	4人	314人
	Ⅱb	23人	13人	118人	93人	70人	34人	12人	363人
	Ⅲa	8人	1人	58人	68人	92人	94人	42人	363人
	Ⅲb	0人	1人	10人	15人	26人	22人	19人	93人
	Ⅳ	2人	0人	5人	12人	20人	45人	72人	156人
	M	1人	0人	1人	2人	5人	8人	14人	31人
	Ⅱa以上	67人	39人	305人	272人	247人	227人	163人	1,320人
		23.2%	12.7%	71.8%	65.4%	82.6%	88.0%	91.6%	60.8%
計		289人	307人	425人	416人	299人	258人	178人	2,172人
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

資料:主治医意見書(令和2年10月1日)

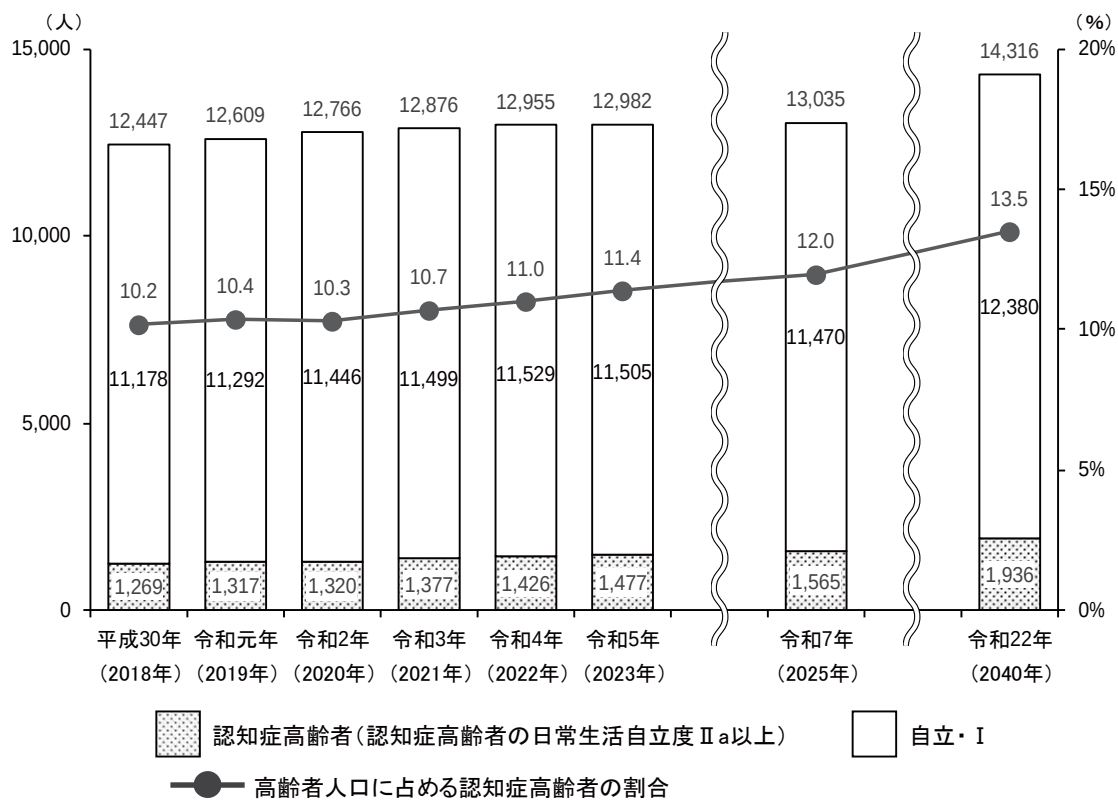
認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

■要介護・要支援認定区分に占める認知症高齢者の割合(第1号被保険者)■



※一次判定が要支援2で、介護認定審査会において認知機能の低下が認められた場合、認定区分は要介護1となります。そのため、認定区分に占める認知症高齢者の割合が、要支援2は低く、要介護1は高くなっています。

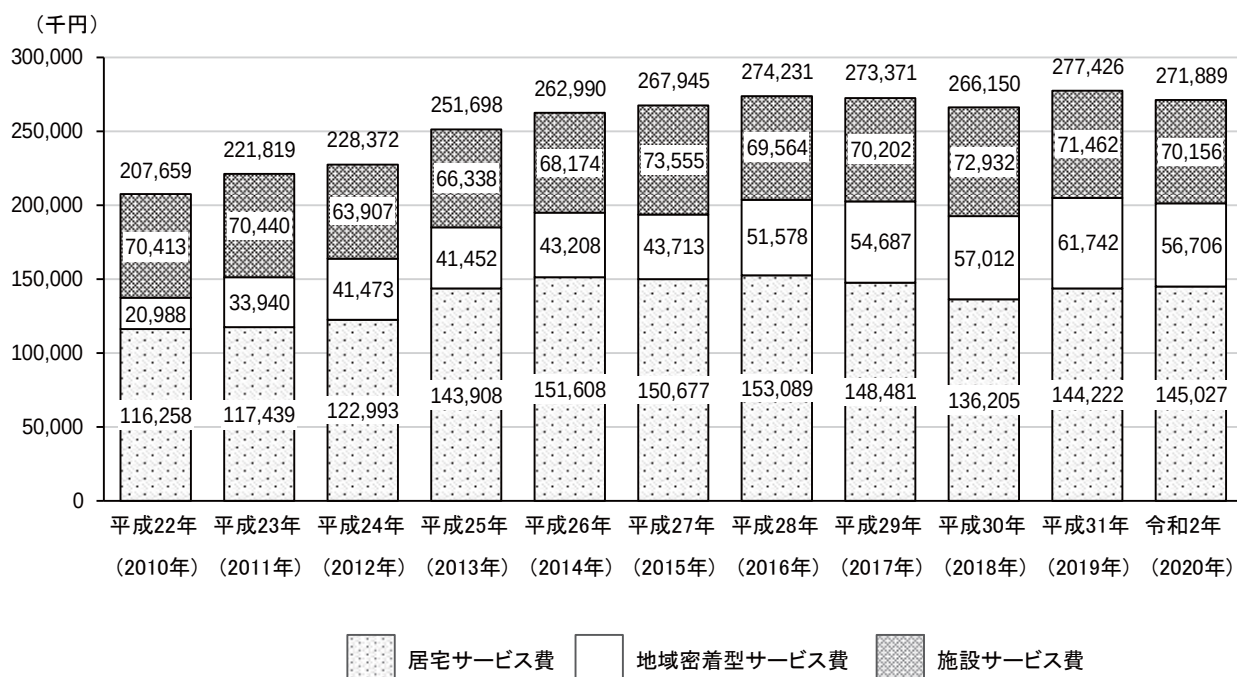
■高齢者に占める認知症高齢者の割合■



(3) 介護給付費の状況

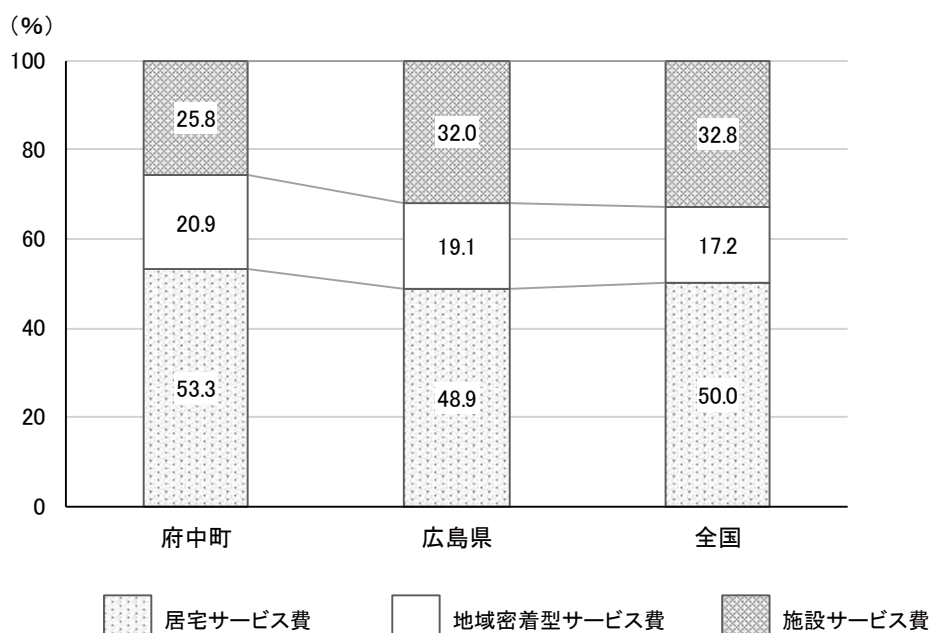
平成22年から令和2年の間でみると、施設サービス費はほぼ横ばいで推移しています。また、地域密着型サービス費は、給付費の中で占める割合が低いものの3つのサービス費の中で最も増加率が高くなっています。居宅サービス費は増減しているものの令和2年は、平成22年よりも28,769千円増加しています。

■介護給付費の推移■



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定版)」(各年度9月末)

■介護給付費の内訳の全国・広島県との比較(令和2(2020)年9月)■



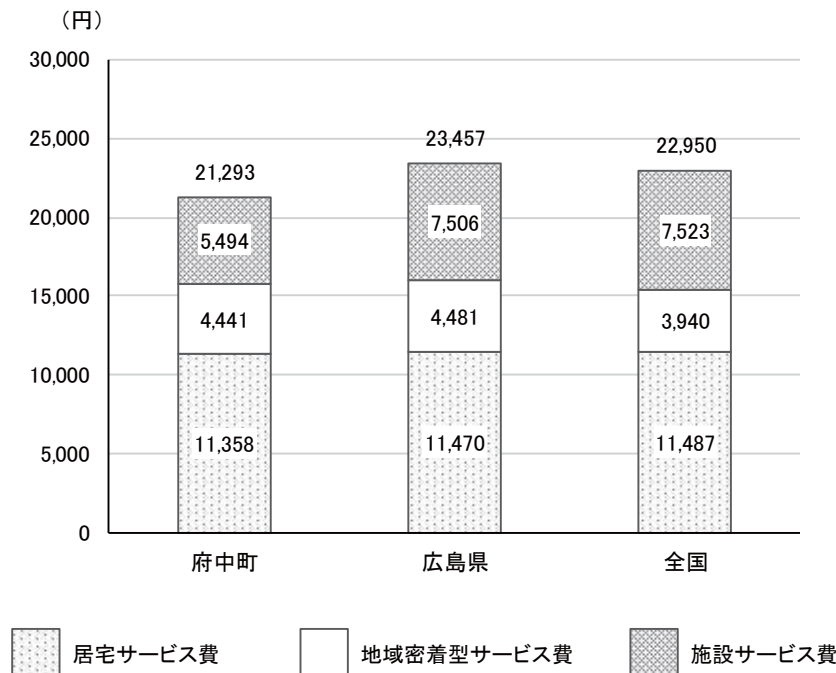
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定版)」

第1号被保険者一人当たりの給付額は、地域密着型サービスが全国よりも高く、広島県よりも低くなっています。居宅サービスと施設サービスはともに全国、広島県よりも低くなっています。

受給者一人当たりの平均介護給付額※をみると、広島県より高く、全国より低くなっています。内訳をみると、施設サービス、地域密着型サービスが全国、広島県と比べてやや高くなっています。

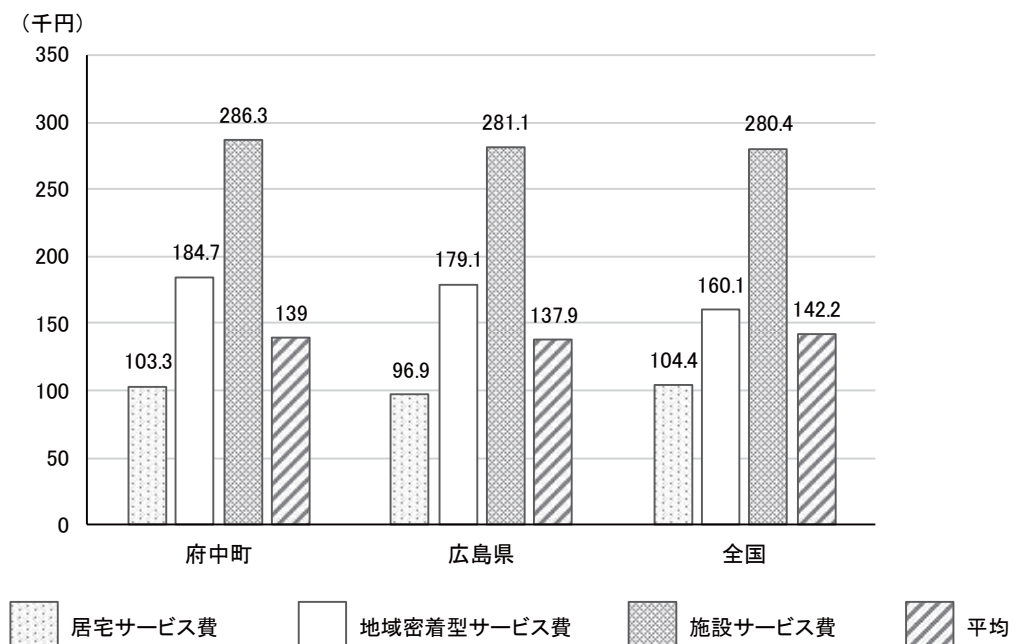
※平均介護給付額：居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の合計を居宅サービス受給者数、地域密着サービス受給者数、施設サービス受給者数の合計で除した値

■第1号被保険者一人当たり給付額の全国・広島県との比較(令和2(2020)年9月)■



※給付額については、第2号被保険者分を含んだ数値を使用しています。
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定版)」

■受給者一人当たり給付額の全国・広島県との比較(令和2(2020)年9月)■



※受給者については、第2号被保険者を含んだ数値を使用しています。
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定版)」

3.地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者一人ひとりの状況に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制のことです。



(2) 地域包括ケアシステムの構築状況

高齢者が、質の高い医療・介護サービスを受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、高齢者を支える関係者・関係機関が共通理解のもと地域包括ケアシステムを充実させなければなりません。

地域包括ケアシステムの構築状況を把握するため、広島県が定めた評価指標に基づき評価を行い、平成29年度には広島県の全日常生活圏域で地域包括ケアシステムが構築されました。

令和元年度の評価から、より質の高い地域包括ケアシステムの推進を図るため、評価指標全体を“構築”から“質の向上”へ移行した新しい評価指標(「コアコンセプトに基づく地域包括ケアシステム評価指標」)により評価を継続して実施します。

(3) 地域包括ケアシステムの評価

当町における地域包括ケアシステムの評価は、次のとおりです。

① 医療

住み慣れた在宅で最期を迎えるためには、看取り*を行う体制を整える必要があります。当町には、在宅で看取りが可能な事業所等(薬局、訪問看護)が4ヶ所、1年間(令和元年7月1日～令和2年6月30日)に在宅で看取りを行った医療機関が6ヶ所、在宅生活が難しくなった場合の看取りの場として、看取りを行った介護保険施設が4ヶ所あります。

また、ACP(人生会議)(P52参照)の普及啓発を進めるため、町内の医師を講師に招き、医療やケアに関する希望や思いを考えてもらう講座を行いました。

② 介護

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしをするために、地域の特性やニーズに応じた地域密着型在宅介護サービスを整備し、在宅限界点を引き上げることが必要です。第7期計画では小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所ずつ整備する計画で、小規模多機能型居宅介護を計画通り公募し選定しました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関しては、既存の事業所で対応が可能なことから整備を見送りましたが、既存のサービス事業所の活用等により在宅限界点は向上しています。

③ 保健・予防

健康づくり、介護予防を進めるうえで、通いの場、サロン等が重要です。当町は、通いの場、サロン等への参加者目標を高齢者人口の約1割と設定し、2025年までに48ヶ所の設置(1ヶ所あたり約25人の参加)を目標としています。

通いの場、サロン等では、新型コロナウイルスの感染予防に考慮し、体操、口腔指導、認知症予防、体力測定等を行っています。

④ 住まい・住まい方

「住まい」だけでなく、どのように生活していくかといった「住まい方」が生活の基盤を支えるうえで大切です。

手すりの設置や段差の解消等を行う住宅改修では、福祉住環境コーディネーターの有資格者を主担当として、関係機関と情報共有を行いました。

また、広島県あんしん賃貸支援事業を紹介し、住宅確保要配慮者の円滑な入居を進めました。さらに、移動外出支援として町内巡回バスであるつばきバスを運行しています。

⑤ 生活支援・見守り等

生活支援ボランティア等の担い手の養成、地域資源の把握やサービス提供者の情報共有や連携によるネットワーク構築のため、府中町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター*を配置しています。

また、認知症による徘徊があり見守りが必要な高齢者への支援として、行方不明時に高齢者を速やかに保護し、その後の支援まで円滑に対応できるよう、地域住民や警察等の関係機関との連携を図りました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「府中町第4次総合計画」(計画期間:平成28年度～令和7年度)では、まちづくりの基本目標の一つとして、「みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり」を掲げ、誰もが健康で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本計画では、第7期計画との整合性・継続性を図り、高齢者が地域社会の一員として尊重された暮らしを営むために、「高齢者が様々な分野で活躍でき生きがいを感じるまちづくり」や、「保健・医療・福祉の連携による高齢者を支える体制づくり」と併せ、「住民、民間団体、行政機関などが一体となった支援の輪づくり」により、みんなが生きがいや思いやりを持ち、お互いに安心して支えあい暮らせるまち、『みんなで 支えあうまち 府中』を目指します。

2. 基本方針

(1) 高齢者が様々な分野で活躍でき生きがいを感じるまちづくり

高齢者人口は年々増加し、高齢化が進んでいますが、心身ともに元気な高齢者も多く、地域づくりにおいても今まで以上に高齢者の力が必要とされています。

高齢期になっても生きがいを持って、いきいきと元気に過ごせるよう、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる環境づくりや高齢者が地域の担い手として活躍できる場や身近な地域で気軽に参加できる活動の場の提供等を推進していきます。

(2) 保健・医療・福祉の連携による高齢者を支える体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、身近な地域の中で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みづくりと本人や介護する家族のニーズに応じた高齢者福祉サービスの充実が必要となってきます。そのために、地域住民、福祉に関わる事業所・医療機関等多職種による連携を深め、医療と介護の情報の連携・共有化を進め、高齢者が安心して暮らせるネットワークづくりを推進し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。また、認知症になっても本人や家族が安心して生活を送れるよう、介護を行う家族への支援や様々な相談、情報提供、サポート体制を充実していきます。

(3) 住民、民間団体、行政機関などが一体となった支援の輪づくり

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて「丸ごと」つながり、高齢者を含めたすべての人を対象とした支え合いの体制を整えます。

3.施策の体系

基本理念	基本方針	重点的取り組み
『みんなであえあうまち 府中』 みんなが生きがいや思いやりを持ち、 お互いに安心して支えあい暮らせるまち	(1) 高齢者が様々な分野で活躍でき 生きがいを感じるまちづくり	① 高齢者の社会参加・ 生きがいづくり
	(2) 保健・医療・福祉の連携による 高齢者を支える体制づくり	② 介護予防・自立支援・重度化 防止対策の積極的推進
	(3) 住民、民間団体、行政機関などが 一体となった支援の輪づくり	③ 認知症高齢者対策(共生・予防) の推進
		④ 高齢者を支える体制づくり
		⑤ 高齢者にやさしい 生活環境づくり
		⑥ 介護保険サービスの提供体制 の整備

施策の展開

1. 社会参加・生きがいづくりの促進(P24)
 - (1) 高齢者いきいき活動ポイント事業 **新規** (2) 学習機会の提供 (3) ふれあい・いきいきサロン事業 (4) 敬老事業 (5) プラチナ保育支援事業
2. 高齢者の活動拠点(P26)
 - (1) 福寿館 (2) ふれあい福祉センター (3) 府中北交流センター・府中南交流センター
3. 各種団体の支援(P26)
 - (1) 老人クラブ (2) シルバー人材センター

1. 地域支援事業の推進(P27)
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 包括的支援事業 (3) 任意事業
2. 生涯を通じた健康づくり(P35)
 - (1) 基本目標 (2) 主な取り組み
3. 保健事業と介護予防事業の一体的な取り組み(P37) **新規**
4. リハビリテーション提供体制の推進(P38)
 - (1) 現状と分析 (2) 具体的な取り組み

1. 普及啓発の推進(P39)
 - (1) 認知症サポーター養成事業 (2) その他の普及啓発
2. 予防対策の推進(P40)
3. 認知症にやさしい体制づくり(P40)
 - (1) 相談窓口の充実 (2) 認知症地域支援推進員 (3) 認知症初期集中支援チーム (4) 認知症サポーター活動促進事業 **新規** (5) 認知症高齢者の権利擁護
4. 家族介護者への支援(P44)
5. 見守り支援のネットワーク(P45)
 - (1) 安全確保のための情報網の整備(認知症高齢者見守り事業)

1. 相談・支援体制の整備(P47)
 - (1) 地域包括支援センターの運営 (2) 在宅医療・介護連携推進事業 (3) 認知症総合支援事業 (4) 生活支援体制整備事業 (5) 地域ケア会議推進事業
2. 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進(P54)
 - (1) 高齢者の虐待防止対策の推進 (2) 高齢者の権利擁護の推進
3. 在宅福祉サービス(P56)
 - (1) 高齢者軽度生活援助事業 (2) 高齢者等生活環境支援事業(大型ごみのごみ出し) (3) 見守り支援 (4) 住宅改造費助成事業 (5) 高齢者日常生活用具給付事業

1. 災害・感染症に係る対策(P58)
 - (1) 災害に対する備えの促進 (2) 感染症に対する備えの促進 (3) 感染症に係る体制の整備
2. 居住関連サービス(P60)
 - (1) 自宅でのサービス(住宅改造費助成事業) (2) 賃貸住宅の居住支援制度 (3) 施設のサービス (4) 介護保険のサービス (5) 介護保険の利用を支援するサービス
3. その他、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり(P63)
 - (1) ユニバーサルデザイン (2) 防災体制の整備 (3) 防犯体制の整備 (4) 交通安全 (5) 移動支援

1. 介護保険事業の円滑な運営(P66)
 - (1) 介護給付の適正化(介護給付費適正化事業) (2) 要介護・要支援認定の実施 (3) 低所得者対策・利用者負担軽減措置
2. 介護保険サービスの質的向上(P70)
 - (1) ケアマネジメントの充実 (2) 相談体制の整備 (3) サービスに関する情報提供の推進 (4) 介護人材の確保・育成・定着
3. 介護サービス基盤整備(P71)
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定 (2) 第7期介護保険事業計画期間中の施設整備状況 (3) 第8期介護保険事業計画期間中の施設整備方針

第4章 府中町の取り組み ～前期の評価と今後の施策展開～

重点的取り組み1 高齢者の社会参加・生きがいづくり

明るく、活力に満ちた社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、積極的な役割を果たしていくことが求められます。

生涯学習やスポーツ大会などの行事、ボランティア活動などの社会参加や高齢者の就業促進の取り組みを支援するとともに、世代間交流などにつながる取り組みを推進します。

目指す姿

住み慣れた地域で生涯を通じて「生きがい」を持って暮らすことができる。

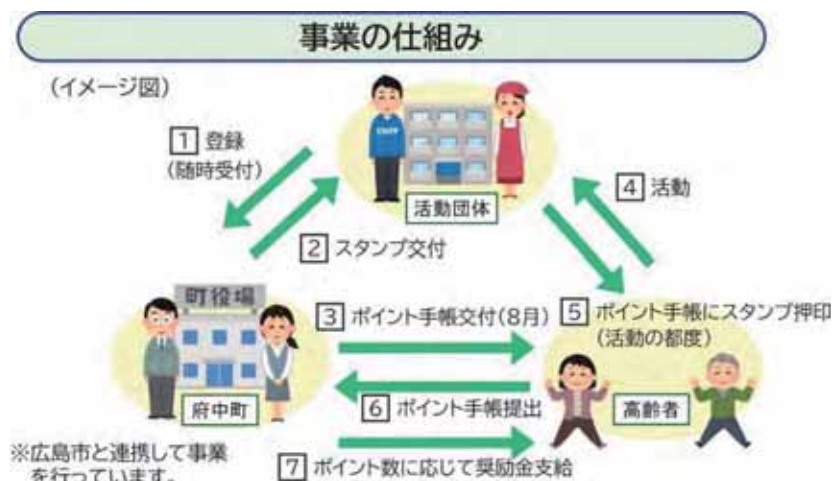
評価指標	現状数値	目標値
「生きがい」のある高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域二ミズ調査)	61.3% (令和元年度)	64.6%

1.社会参加・生きがいづくりの促進

(1) 高齢者いきいき活動ポイント事業

新規

高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結び付けるうえでのきっかけづくりとして、高齢者による地域のボランティア活動や介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づく支援を行い、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することを目的として実施しています。



指標	目標値
事業参加率(高齢者人口に対する参加者の割合)	30%

(2) 学習機会の提供

高齢者の学習意欲を満たし、人生を豊かにするための取り組みを行っています。その一つに高齢者学級があり、府中公民館においては「明青大学」、また府中南公民館においては「こごもり寿大学」の活動があります。高齢者学級は、教養講座、健康づくり講座、レクリエーション活動、社会見学など、学習や交流の場として、また心身の健康保持や生きがいがいづくりに役立つ講座を開講しています。

参加者の高齢化や会員の減少、またそれに伴う運営する側の担い手不足等が課題となっています。

今後も、過去の活動を継承し、個人の学びのニーズに応えつつ学びの成果を還元する場の提供、世代間交流、人とのつながりをつくる講座の実施と多方面に向け活動の周知を行っていきます。

(3) ふれあい・いきいきサロン事業

身近な地域の中で、介護予防の拠点としての役割を担いながら、高齢者・障がい者・子育て中の親子等の社会参加と交流の場をつくり、地域福祉活動の積極的な推進を図ります。

府中町社会福祉協議会では、サロンの企画・運営支援と幅広い世代が関わるきっかけづくりのため、代表者会議の開催、新しいサロンの立ち上げのための支援、町内企業と協働した活動展開等を実施しています。(町内会を単位に35地区で開催しています。(令和2年度))

今後も、介護予防の拠点として、孤独や閉じこもりを防止し、高齢者を含めた幅広い世代が交流できるよう参加しやすい雰囲気づくりと活動の周知を行っていきます。



(4) 敬老事業

長寿を祝福し敬老の意を表すため、節目となる年に敬老記念品・長寿祝金を贈るとともに、敬老大会を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため敬老大会は中止し、敬老記念品を対象者に送付しました。

今後は、新しい生活様式での敬老事業について検討していきます。

(5) プラチナ保育支援事業

就労や疾病等によって、昼間に保育することができない保護者の代わりに、3歳未満の児童の保育を継続的に行う祖父母等に対して、児童一人につき、月額15,000円の手当を支給します。平成30年度は22人、令和元年度は24人の祖父母等が利用されました。

子育てへの参加が、活気あふれる生活につながっており、引き続き、事業を継続していきます。

2. 高齢者の活動拠点

(1) 福寿館

福寿館は、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供しています。

また、災害時には、避難所・福祉避難所*としての機能も有しています。

(2) ふれあい福祉センター

ふれあい福祉センターは、各種福祉サービスの提供や住民ボランティア組織の協力による地域福祉活動の拠点として、高齢者の健康増進を図るための場所や機会を提供しています。

また、災害時には、福祉避難所としての機能も有しています。

(3) 府中北交流センター・府中南交流センター

北部には集会所・児童センター・町営住宅の機能を併せ持つ「府中北交流センター」、南部には地区センター・老人集会所・児童センター・行政サービスコーナー・避難所の機能を併せ持つ「府中南交流センター」があり、高齢者の学習や憩いの場として活用されています。

3. 各種団体の支援

(1) 老人クラブ

老人クラブは会員の健康増進及び教養の向上を図り、社会参加を促進することで、生きがいのある心豊かな生活を送るとともに、社会奉仕活動等を通して地域社会に貢献することを目的としています。

運動会、福寿祭、清掃奉仕等の一層の推進を図るため、引き続き必要な支援を行います。

(2) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者に「働く喜び」「心のふれあい」「健康維持」の機会を提供し、活気あふれるまちづくりに貢献しています。また、府中町生涯学習センター「くすのきプラザ」ラウンジでの交流スペースの運営や子育て家族への支援、独自の介護予防に関する取り組みを行っています。

今後も高齢者が増加していくことを踏まえ、働く意欲のある高齢者の長年培ってきた知識や技能、豊富な経験を活かせる、また就業機会を提供する場として、シルバー人材センターを通じて就労する高齢者数が増加するよう、引き続き必要な支援を行います。

重点的取り組み2 介護予防・自立支援・重度化防止対策の積極的推進

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ介護を必要としない生活を送り、いつまでも元気に暮らせるように、介護予防・自立支援・重度化防止対策を積極的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。

介護予防・自立支援・重度化防止をより効果的に推進するため、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、町民等と連携のもと、高齢者に対する支援が継続的に提供される体制を整備します。

また、介護予防・自立支援・重度化防止のための住民主体の通いの場を拡充させるとともに、運動器の機能向上などの対策を積極的に推進します。

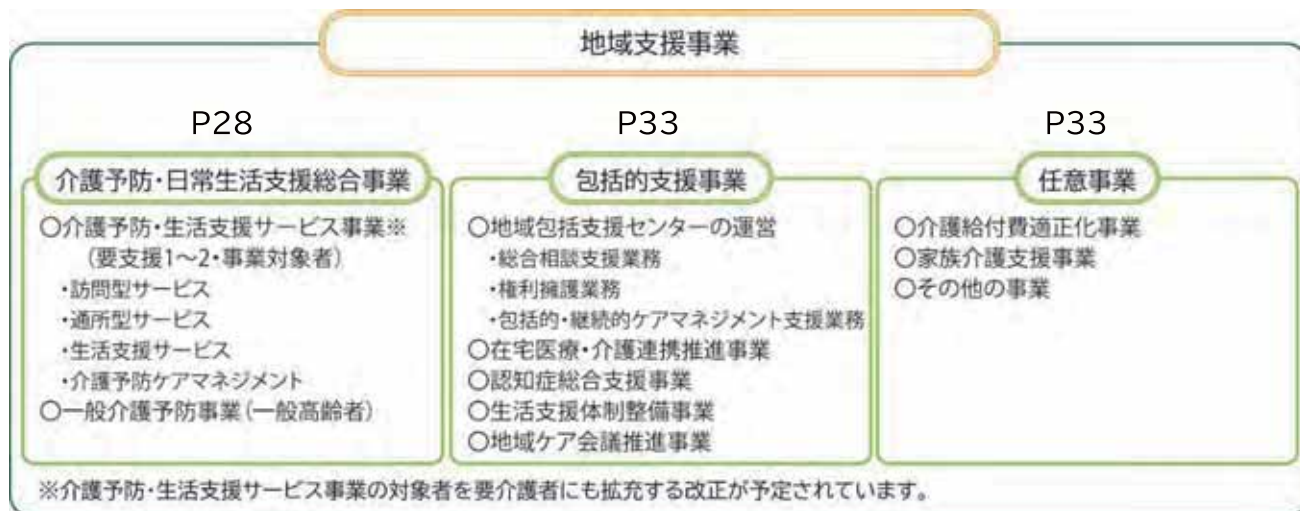
目指す姿

住み慣れた地域で健康で自立して暮らすことができる。

評価指標	現状数値	目標値
元気な高齢者の割合(要介護認定を受けていない75歳以上の高齢者の割合)	78.0% (令和元年度)	79.4%
健康状態の良い高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	73.9% (令和元年度)	77.0%
運動器の機能低下リスクがある高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	22.1% (令和元年度)	16.8%
軽度認定者が維持・改善した割合(更新申請・区分変更申請) ※軽度認定者とは、要支援1～要介護1とする。	58.9% (令和元年度)	61.3%

1.地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業です。



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護員が利用者の居宅を訪問し、日常生活上の介護や支援を行います。

イ いきいき活動支援事業

看護師等が閉じこもりや物忘れのおそれのある高齢者の自宅を訪問し、外出のきっかけづくりや、趣味活動を増やすことができるよう支援を行います。

ウ 訪問型口腔機能向上事業

歯科医師や歯科衛生士が高齢者の自宅を訪問し、在宅でも日常的に実践できる口腔清掃、そしゃく(噛む)機能訓練、えん下(げ)(飲み込み)機能訓練などの相談と指導を行います。

エ 栄養改善事業

管理栄養士等が栄養改善に向けた食事計画をつくり、栄養バランスのよい食事について、調理実習や栄養相談を実施し、低栄養状態の改善を目指します。

② 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターに通い、生活機能向上のため機能訓練を行います。

イ 通所型口腔機能向上事業

町内の歯科医院において、在宅でも日常的に実践できる口腔清掃、そしゃく機能訓練、えん下機能訓練などの相談と指導を行います。

③ 介護予防ケアマネジメント

ア 介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援を目的として、高齢者の心身の状況などに応じて、適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう、府中町地域包括支援センター等において、専門的視点から必要な援助を行います。

【第7期の実績(実績・見込み)と第8期の推計】

区 分		第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス							
介護予防訪問介護相当サービス	利用延人数	1,980人	2,076人	2,016人	2,112人	2,136人	2,172人
いきいき活動支援事業	利用実人数	0人	0人	0人	1人	2人	2人
訪問型口腔機能向上事業	利用実人数	1人	2人	1人	1人	2人	3人
栄養改善事業	利用実人数	0人	0人	1人	1人	2人	2人
通所型サービス							
介護予防通所介護相当サービス	利用延人数	3,804人	3,816人	3,600人	3,876人	3,936人	3,996人
通所型口腔機能向上事業	利用実人数	1人	0人	1人	10人	10人	10人
介護予防ケアマネジメント	利用延人数	3,528人	3,456人	3,252人	3,504人	3,564人	3,612人
【取り組みの評価・課題と今後の取り組み】							
介護予防・生活支援サービス事業は、主に介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスを提供しました。高齢者人口の増加に伴い、今後、さらに利用者の増加が予想されます。							
自立支援型地域ケア会議を活用し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行い、高齢者の自立を促します。							

一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業

ア 介護予防巡回教室

自宅で取り組むことが出来る運動や元気を維持するための方法について、実技を交えながら指導を行います。「簡単ストレッチ＆筋トレ教室」・「食生活見直し教室」・「お口のケア教室」・「脳いきいき認知症予防教室」・「いきいき百歳体操をやってみよう」の5つの内容の教室があります。

イ 認知症予防セミナー

認知症予防に関心のある人を対象に、講演会を実施します。

ウ 筋力アップ教室

短期集中型の教室として、健康運動指導士の指導のもとに、椅子やボール等の簡易な器具を用いて、介護予防に必要な筋力アップを目指します。

教室終了時にいきいき百歳体操を周知し、継続して運動できるよう支援します。

エ シルバー筋力トレーニング教室

理学療法士等の指導のもと、トレーニング機器を使用して運動や認知症予防の脳トレーニングなどで、介護予防に必要な筋力アップを目指します。

オ プール活用健康づくり事業

専門のインストラクター指導のもと、水中での体操等で介護予防に必要な筋力アップを目指します。

カ 健康マージャン教室

専門の指導者のもとで、「お金を賭けない」「たばこを吸わない」「お酒を飲まない」をモットーに健康マージャンを行います。頭と指先を使うことで認知症予防の効果があります。

キ 認知症予防オレンジサロン事業

認知症予防のためのゲーム、体操、手芸等趣味活動を行います。また、認知症地域支援推進員(P41)による認知症チェック(年2回)、健康運動指導士等による認知症予防レクリエーション(年1回)を実施し、認知症の早期診断や対応に向けた支援を行います。

ク 見守り事業

ひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を解消するために、相談員が定期的に電話や訪問をすることで、安否確認や生活相談を行います。

ケ 高齢者生活管理指導短期宿泊事業

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、介護サービス事業所の空き部屋を活用して一時的に宿泊することで、生活習慣や体調の調整を図ります。



筋力アップ教室



シルバー筋力トレーニング教室



プール活用健康づくり事業



健康マージャン教室

【第7期の実績(実績・見込み)と第8期の推計】

区 分		第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防巡回教室	開催回数	21回	12回	—	30回	30回	30回
認知症予防セミナー	参加延人数	88人	91人	—	100人	100人	100人
筋力アップ教室	参加延人数	698人	618人	336人	720人	720人	720人
シルバー筋力トレーニング教室	参加延人数	585人	678人	608人	768人	768人	768人
プール活用健康づくり事業							
プール活用介護予防教室	参加延人数	1,299人	1,398人	662人	864人	864人	864人
フリーコース	参加延人数	721人	726人	696人	828人	828人	828人
健康マージャン教室	参加延人数	257人	414人	326人	576人	576人	576人
	参加実人数	15人	23人	25人	32人	32人	32人
認知症予防オレンジサロン事業	参加延人数	2,208人	1,686人	1,166人	2,420人	2,420人	2,420人
	参加実人数	68人	58人	57人	55人	55人	55人
見守り事業	利用実人数	8人	6人	6人	6人	6人	6人
高齢者生活管理指導短期宿泊事業	利用実人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
【取り組みの評価・課題と今後の取り組み】 介護予防を推進することを目的として、筋力アップ教室等の一般介護予防事業を行いました。 加齢に伴う筋力低下や低栄養などによって、心身の機能が低下し弱った状態を「フレイル(虚弱状態)」といいます。多くの人がフレイルを経て、要介護状態になると言われています。 新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が減ったりするとフレイルを招く危険性が高まります。高齢者が早くフレイルに気がつき、介護予防事業へ参加するよう促進していきます。 また、取り組み内容を広報ふちゅうや町ホームページで広く周知し、利用者の増加を図ります。							

② 地域介護予防活動支援事業

ア 介護支援ボランティア等育成講習会

町内にある介護施設等でボランティア活動をするための育成講習会を実施します。なお、育成講習会修了後は、高齢者いきいき活動ポイント事業の特定のボランティア活動者として登録し、ボランティア活動へつなぎます。

イ いきいき百歳体操支援事業

誰でも参加することができる介護予防活動の地域展開を図るため、普及啓発を行うとともに、地域包括支援センターと連携し、介護予防に効果的な運動等を実施する住民主体の通いの場への支援を行います。



ウ 高齢者疑似体験事業

介護予防に携わる活動組織の育成のため、擬似的に高齢者の身体的状況を体験する研修を行います。

エ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の介護予防及び健康づくりや社会参加及び閉じこもり防止のため、地域で自主的な活動をしている団体への支援として、補助金を交付します。

オ 高齢者いきいき活動ポイント事業(再掲) P24

新規

【第7期の実績(実績・見込み)と第8期の推計】

区 分		第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援ボランティア等育成講習会	参加延人数	13人	19人	—	19人	30人	40人
いきいき百歳体操支援事業	参加実人数	188人	211人	251人	235人	310人	385人
	団体数	12団体	13団体	15団体	17団体	20団体	25団体
高齢者疑似体験事業	参加実人数	19人	16人	8人	30人	30人	30人
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	団体数	4団体	4団体	3団体	5団体	6団体	7団体

【取り組みの評価・課題と今後の取り組み】

誰でも参加することのできる介護予防活動の町内全体での展開を目指して、住民主体によるいきいき百歳体操の立ち上げや運営支援を行い15団体が活動していますが、さらに団体数を増やす必要があります。

介護予防に資する多様な取り組みへの参加やボランティア活動への参加にポイントを付与する高齢者いきいき活動ポイント事業の開始に伴って、令和3年度からは高齢者いきいき活動ポイント事業の特定ボランティアを養成するための講習会を開催します。

今後、高齢者の社会参加を促し、地域の支え手や介護予防に関するボランティア人材を育成するとともに、地域で自主的な活動をしている団体への支援として補助金の交付を継続します。

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

ア リハビリテーション専門職派遣事業

いきいき百歳体操支援事業の実施において、効果的な運動等を実施するため、理学療法士や作業療法士による相談指導を行います。

【第7期の実績(実績・見込み)と第8期の推計】

区 分		第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リハビリテーション専門職派遣事業	派遣回数	3回	6回	3回	10回	10回	10回

【取り組みの評価・課題と今後の取り組み】

広島県地域リハビリテーション広域支援センターを通じて、いきいき百歳体操の場へ理学療法士の派遣を行い、円滑にいきいき百歳体操が運営できるよう支援しました。

今後も、専門職の関与により、いきいき百歳体操を地域介護予防の拠点として拡充整備するとともに、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行い、高齢者の介護予防と生活の質の向上を図ります。

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営 P47に掲載

(総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

在宅医療・介護連携推進事業 P51に掲載

認知症総合支援事業 P53に掲載

生活支援体制整備事業 P53に掲載

地域ケア会議推進事業 P48に掲載

(3) 任意事業

介護給付の適正化(介護給付費適正化事業) P66に掲載

家族介護支援事業

① 家族介護教室

要介護認定者を介護している家族及び介護を学びたい人に対して、少しでも介護の負担を軽減できるよう、介護ヘルパーの技術を伝え、介護者相互のコミュニケーションの場を提供します。

② 認知症高齢者見守り事業(P45)

③ 介護用品支給事業

介護者の経済的な負担を軽減するため、在宅で要介護3～5の人を介護する家族の人(市町村民税非課税世帯)を対象に、町内指定の薬局・薬店で介護用品(紙おむつ、尿取りパット等)が購入できるクーポン券を支給します。

【第7期の実績(実績・見込み)と第8期の推計】

区 分		第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護教室	参加延人数	22人	13人	—	36人	36人	36人
介護用品支給事業	利用実人数 (月平均)	24人	23人	20人	22人	23人	23人
【取り組みの評価・課題と今後の取り組み】 高齢者が在宅でその人らしい生活を維持するために、現に介護をしている人などに介護方法・技術の指導、情報交換できる場の提供を行いました。また、介護者に介護用品購入クーポンを支給し経済的な負担軽減を図りました。 今後、在宅で生活する支援が必要な高齢者が増加することから、在宅生活が安心して維持できるよう介護者への支援を継続します。							

その他の事業

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度*とは、認知症高齢者など判断能力が不十分な人たちの判断能力を補い、権利を保護する制度です。身寄りがない等の理由により申立てのできない人に対しては、その人の代わりに町長が家庭裁判所に後見開始の審判の申立てを行い、本人の経済状況に応じて申立て等に必要な費用を助成します。

② 住宅改修支援事業

居宅介護支援事業者等が介護保険給付対象者に対し、住宅改修費の支給申請にかかる理由書を作成した場合(介護報酬対象外である場合に限り)に助成を行います。

③ グループホーム家賃助成事業

高齢者の居住の安定確保を図るため、低所得の入居者の家賃を軽減しているグループホームに対して、軽減費用の一部を助成します。

④ 認知症サポーター養成事業

認知症についての正しい知識や付き合い方を理解し、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成します。

【第7期の実績(実績・見込み)と第8期の推計】

区 分		第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	4件	0件	4件	3件	3件	3件
住宅改修支援事業	利用件数	34件	22件	38件	40件	40件	40件
グループホーム家賃助成事業	利用件数	3件	3件	2件	3件	3件	3件
認知症サポーター養成事業	実施回数	8回	5回	3回	5回	5回	5回
	参加延人数	79人	67人	23人	100人	100人	100人

【取り組みの評価・課題と今後の取り組み】

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深めることが不可欠であることから、認知症の人に対する理解と適切な対応について学ぶために引き続き認知症サポーター養成講座を実施していきます。

さらに、認知症サポーターの知識向上のためのステップアップコースを行うとともに、地域で認知症サポーターが活躍できる仕組みづくりを検討します。

さらなる高齢化に伴い、認知症の人は今後増加していくことが見込まれます。今後はこれまで実施してきた事業に加え、認知症の人とその家族の視点も重視しながら高齢者の地域における自立した日常生活支援のための施策に取り組めます。

2.生涯を通じた健康づくり

(1) 基本目標

① 食育の推進

朝食の欠食、食事の偏りは習慣化し、生活習慣病発症のリスク等健康への影響が懸念されます。その習慣化を予防するための取り組みを重点的に行います。

② 健康づくり

各種健康診査・がん検診の受診勧奨、啓発を重点的に行います。

③ こころの健康づくり

地域の活動力の向上が健康課題の解決には重要です。顔の見える地域づくりの実現に向けて取り組みます。

(2) 主な取り組み

① すこやか栄養相談

管理栄養士が相談に応じ、また、適切な栄養管理に関する知識の普及と情報提供を行うことで、健康の保持増進を図ります。

② ふらっとウォーキング事業

広島県と連携し、約6.1km、約1時間30分で町内を歩くことができる「府中町ふらっとウォーキングコース」を整備しています。このウォーキングコースを活用した事業を行うことで、運動をする機会をつくり、健康の増進や体力強化を目指します。

③ がん検診

がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減らすことを目的にがん検診を実施します。また、様々な機会、ツールを用いた啓発を行うことで受診率の向上を目指します。

④ 特定健康診査・長寿健康診査

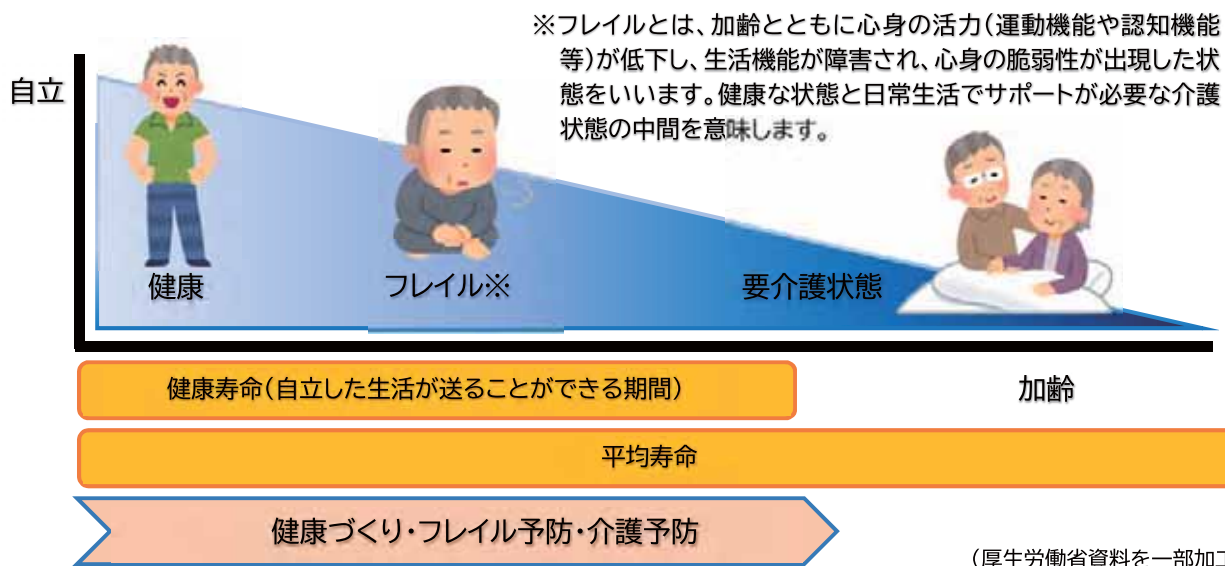
生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るため、特定健康診査・長寿健康診査を実施します。また、がん検診との同時受診を勧めることで受診率の向上を目指します。

⑤ こころの健康相談

長引く体調不良、気分の落ち込みなどの精神保健福祉に関する相談を受け、専門医が相談内容に応じた助言指導を行うことで、精神疾患の早期治療の促進や、その自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。

コラム 高齢者の健康状態について

高齢者の健康状態は、フレイル(虚弱状態)を経て徐々に要介護状態に陥るといった過程をたどります。そのため、それぞれの段階に応じた取り組みを進めていく必要があります。



3.保健事業と介護予防事業の一体的な取り組み

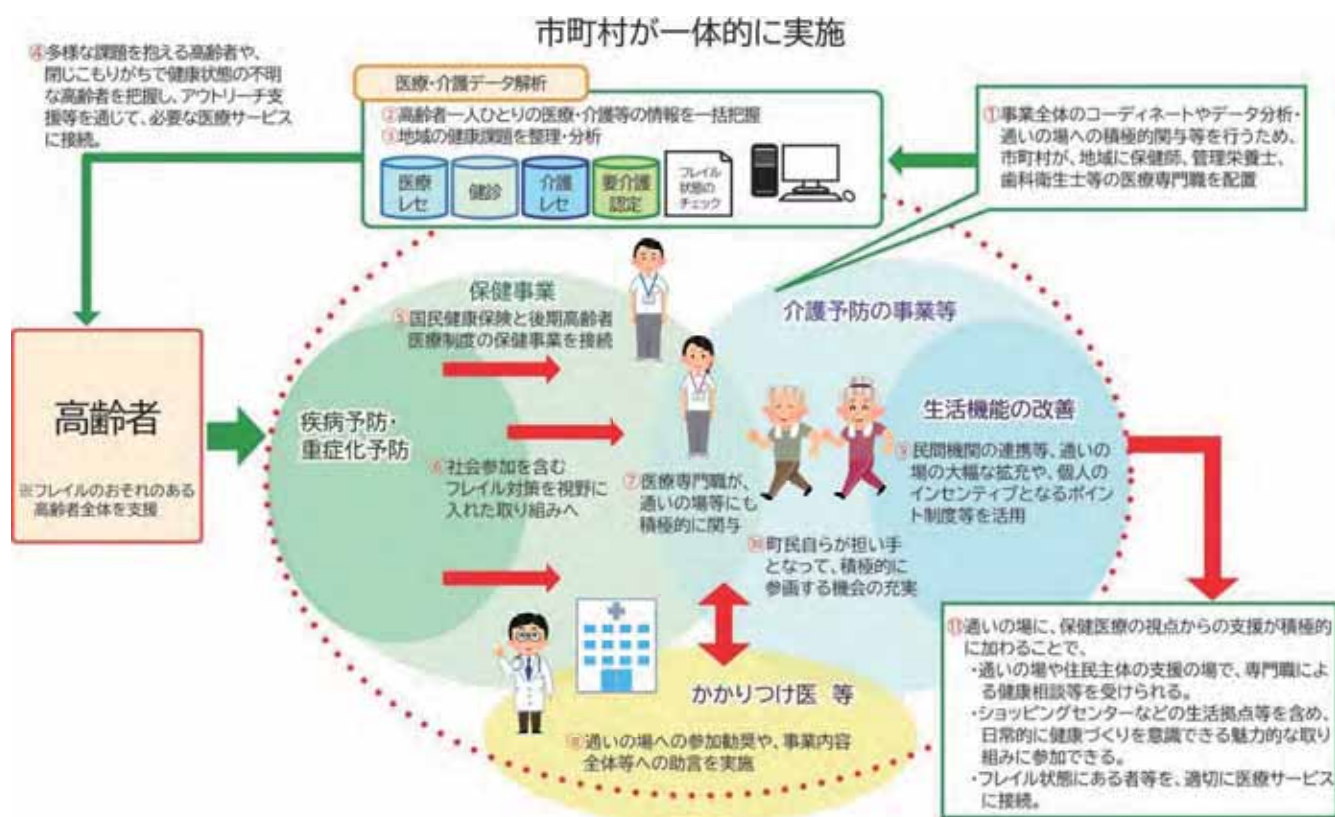
新規

高齢者は、複数の疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル(虚弱状態)になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有していますが、現在、生活習慣病等の重症化予防・フレイル対策としての保健事業(医療保険)と介護予防(介護保険)は、制度ごとに別々に実施されており、健康状況や生活機能の課題に対して、一体的に対応できていないという課題があります。

高齢化が進展する中、人生100年時代を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、健康寿命の延伸、QOL*の維持向上を図るためには、高齢者の特性を踏まえた一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことが必要です。

当町では、高齢者の予防・健康づくりを効果的かつ効率的に実施するため、医療・介護・健診データの分析等により健康課題を把握し、事業全体の企画・調整等を行うコーディネーターとして保健師を配置し、各部門(医療・介護・保健)や地域の医療関係団体等と連携を図りながら、高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)や通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(市町村における実施のイメージ)



(出典:厚生労働省保険局高齢者医療課 ホームページ一部加工)

4.リハビリテーション提供体制の推進

(1) 現状と分析

介護保険法第4条において、「国民は要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする」ことが記載されており、また、地域包括ケアシステムが構築されていく中で、リハビリテーションにおいても、医療と介護の連携はますます重要になり、要介護・要支援者が必要に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから介護保険で実施する生活期リハビリテーションへの切れ目のないサービス提供体制を構築する必要があります。

介護保険制度における高齢者の自立支援の取り組みとしては、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設で実施されるリハビリテーション、通所介護で実施される機能訓練、地域リハビリテーション活動支援事業などがあります。

当町は、通所リハビリテーションの利用率が、全国平均、広島県平均に比べて低い傾向があります。その理由としては、通常の通所介護にて、生活機能向上連携加算を利用したリハビリテーションの実施が多いことが影響しているものと考えられます。

【府中町内のリハビリテーションサービスの提供事業所】

区分	事業所数	定員
介護老人保健施設	1事業所	72人
(介護予防)通所リハビリテーション	2事業所	66人



(2) 具体的な取り組み

医療機関やリハビリテーション関係者等との連携を図りながら、要介護・要支援者の必要性に応じたリハビリテーションサービスが利用できるよう急性期・回復期から生活期への切れ目のないサービス提供体制の構築に努めます。

【具体的な取り組み】

- ・医療・介護関係者の円滑な情報共有を行います。
- ・リハビリテーション専門職派遣事業において、いきいき百歳体操を実施する住民主体の通いの場に理学療法士等の派遣を行い、効果的な運動を実施するための相談指導を引き続き行います。
- ・自立支援型地域ケア会議において、本人に適したリハビリテーション等を利用し、望む暮らしを送ることができるようケアプラン*の見直し等を行います。
- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)*が自立支援・重度化防止に資する介護予防のケアマネジメントに対する理解を深めるため、府中町域介護サービス事業者連絡協議会等で意識啓発を図ります。
- ・高齢者に日々の生活の中で、なるべく早い段階から自らの身体状況に合わせたリハビリテーションに取り組んでもらい、予防リハビリテーションの必要性について理解してもらうため普及啓発を行います。
- ・要介護・要支援に対するリハビリテーションについては、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行います。

重点的取り組み3 認知症高齢者対策（共生・予防）の推進

高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は増加していくと見込まれており、国の推計では、令和7年度には高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。

国が定めた認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせること、また認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の支援を重視しながら「共生」と「予防」により施策を推進することを基本としています。

当町では、認知症の人が、できる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症に関する知識の普及啓発に取り組みます。また、認知症の早期発見、早期対応することや認知症地域支援推進員を中心に地域の認知症カフェ、認知症ケアパス*を活用した取り組み等の認知症相談支援の体制を充実し、医療・介護の関係者をはじめ、地域住民も含めたネットワークを構築し、サポート体制を整備していきます。

目指す姿

住み慣れた地域で認知症の人が尊厳と希望を持って自分らしく暮らすことができる。

評価指標	現状数値	目標値
認知症高齢者の割合（日常生活自立度がⅡa※以上の人の割合） ※P15（認知症高齢者の状況）参照	10.3% （令和2年度）	10.0%
認知症施策や相談窓口を知っている人の割合 （介護予防・日常生活圏域二ーズ調査）	28.3% （令和元年度）	38.3%

1. 普及啓発の推進

（1）認知症サポーター養成事業（再掲） P35

（2）その他の普及啓発

物忘れチェックの実施や、パンフレットの配布等を行い、認知症の予防、早期発見、早期対応の必要性、認知症の人やその家族を支援する取り組みを普及・啓発していきます。

取り組みの 評価・課題	・平成30年度及び令和元年度に、町民を対象とするがん検診・集団健診会場において、タブレットを活用した物忘れチェックを実施しました（平成30年度213人・令和元年度143人実施）。令和2年度は、同会場にて、認知症の予防と正しい理解の向上のためのパンフレットを配布し、普及啓発に努めました。
今後の 取り組み	・引き続き、がん検診・集団健診会場での物忘れチェックの実施やパンフレットの配布を行います。 ・生活支援コーディネーターや町内介護サービス事業所と連携し、町民や小中学生に向けた認知症の普及啓発活動を行います。 ・認知症の人本人からの発信を支援する活動に取り組みます。

2. 予防対策の推進

認知症は、様々な病態や疾患が原因で生じますが、高齢者における認知症の原因の上位2つは、アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症です。

運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにするための認知症予防に資すると考えられています。

そのため、一般介護予防事業の実施により、高齢者の社会参加活動を促進し、学習等の活動の場を活用し認知症予防に努めます。

① 認知症予防セミナー(再掲) P29

② 健康マージャン教室(再掲) P30

③ 認知症予防オレンジサロン事業(再掲) P30

3. 認知症にやさしい体制づくり

(1) 相談窓口の充実

認知症の人やその家族が抱える課題は多岐にわたり、様々な分野での支援が必要になることがあります。認知症の人やその家族への情報提供を行うため、地域包括支援センターを中心に、医療機関や介護サービス事業所等の関係機関との連携を行います。

取り組みの 評価・課題	・高齢者の相談窓口である府中町地域包括支援センターには、認知症に関する相談が年間50件程度あります。 ・町内のオレンジドクター(認知症相談医)の一覧を「ちょこっとお助け手帳」に掲載し、高齢者に周知を図っています。 ・ニーズ調査の結果から、認知症の相談窓口を知っている人の割合は低く、さらに周知が必要です。
今後の 取り組み	・地域の回覧板等で認知症に関する情報とともに相談窓口を周知するなど、広報活動の拡充を図ります。 ・認知症ケアパスを見直し、個別の相談対応にも活用できるよう充実に努めます。

(2) 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症に関する取り組みに対し、効果的な支援を行います。

取り組みの 評価・課題	・認知症の人やその家族の支援者を増やすため、認知症サポーター養成講座とステップアップ講座の開催を行っています。令和元年度は、1市4町(広島市安芸区、安芸郡4町)共同で認知症カフェ運営者との合同交流会を行いました。
今後の 取り組み	・若年性認知症の人を含めて、相談窓口の周知を行っていきます。認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を開催し、認知症の人とその家族の支援者を増やします。 ・関係機関と連携し、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、認知症の人が安心して暮らせる町づくりを目指します。

【実施状況の推移と推計】

区 分	第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
推進員配置人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人やその家族に対して、複数の専門職が訪問を行い、初期の支援を包括的に行います。また、認知症地域支援推進員との連携を図り、認知症の人の早期診断・対応に努めるとともに、必要に応じ、医療サービスから介護サービスへの切れ目ない対応や連携を行います。

取り組みの 評価・課題	・当町では、平成29年4月に認知症初期集中支援チームを設置し、府中町地域包括支援センターに委託しています。 ・認知症初期集中支援チームの周知不足が課題となっています。 ・実際に起こった事例を参考に、年4回事例検討会を行っています。
今後の 取り組み	・認知症の早期発見、早期対応に向けて、チラシや広報で認知症初期集中支援チームの周知を図ります。 ・医療・介護サービスを本人が希望しない等により、社会から孤立している状態にある人に対応できるよう、先進的な活動事例をもとに事例検討会を行います。

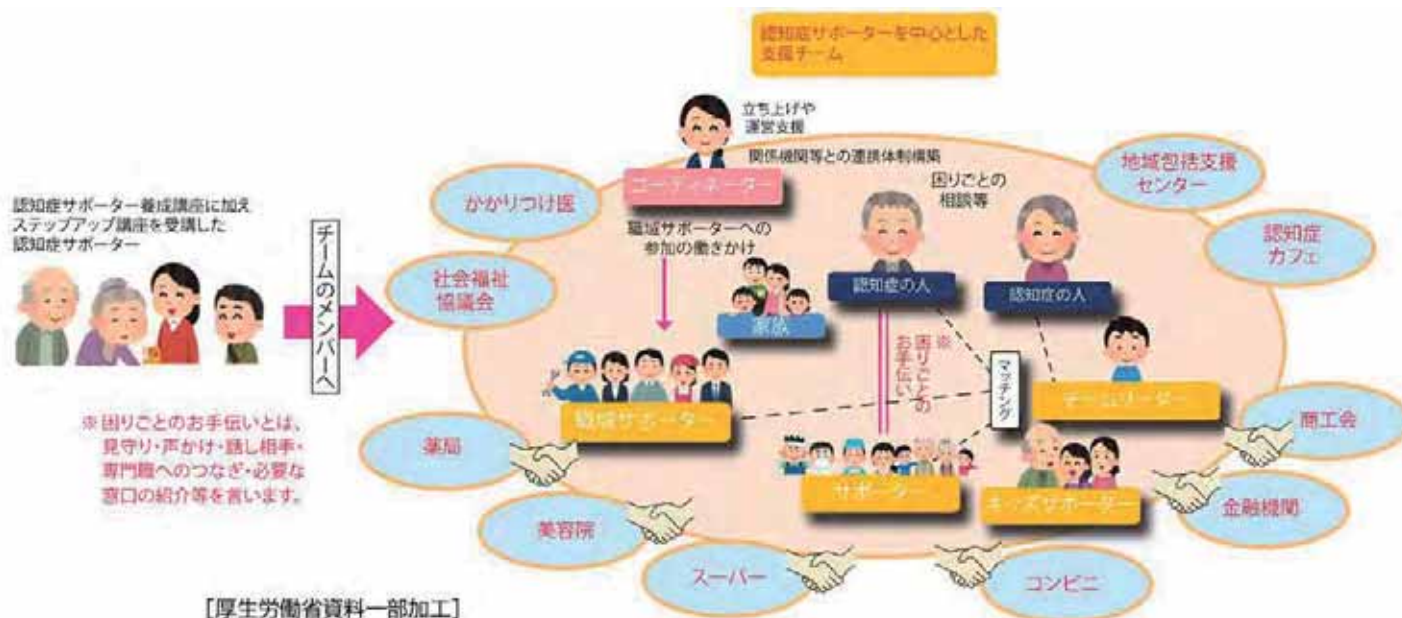
【実施状況の推移と推計】

区 分	第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援 チームの相談件数	4件	8件	1件	5件	5件	5件

(4) 認知症サポーター活動促進事業

新規

認知症の人やその家族は、認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えているため、早期からの支援として、認知症の人やその家族の悩み等を把握し、認知症サポーターによる認知症の困りごとに対する支援(認知症サポーター活動促進事業)を住み慣れた地域で実施できるよう体制づくりを進めていきます。



指標	目標値		
認知症サポーター・ステップアップ講座 修了(登録)者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	10人	20人	30人

コラム 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

○認知症サポーターの役割

1. 認知症に対して正しく理解し、偏見を持たない。
2. 認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。
3. 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。
4. 地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携・ネットワークをつくる。
5. まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する。



まずは、認知症サポーターから始めよう！

当町では、地域住民、小中学校や企業で認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。

認知症サポーター養成講座は、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、学生など様々な人に受講していただいています。

(5) 認知症高齢者の権利擁護

① 成年後見制度の利用支援

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が安心して生活できるよう保護し支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や介護サービスや施設への入所などの契約等を行い権利擁護に取り組んでいます。

② 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

毎日の暮らしの中には、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。府中町社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分で、日々の暮らしに不安のある人が少しでも安心して暮らせるよう支援しています。

「お手伝いしていること」

- ・福祉サービスを利用するときのお手伝い
- ・お金の出し入れのお手伝い ・通帳や印鑑などを預かること

取り組みの 評価・課題	・高齢者の権利を保護するため、成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、適切に町長による成年後見制度利用開始申立を行っており、成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加しています。 ・団塊の世代が後期高齢者に達する2025年には、認知症高齢者が700万人を超えることが見込まれており、成年後見制度の利用が必要とされる人の数は、今後ますます多くなることが予想されます。
今後の 取り組み	・地域の高齢者のニーズを早期発見し、きめ細かな相談支援、サービスにつなげられるよう、また相談窓口や各種制度の普及啓発を図っていきます。 ・成年後見制度については、その利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりの構築を目指すため、基本計画の策定や中核機関の整備を検討していきます。 ・制度の利用促進に向けた効果的な広報活動に取り組めます。



認知症啓発のために活動する「認知症サポーターキャラバン」

その隊長として先頭を行くのが「ロバ隊長」です。「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のため、急ぐことなく着実に進んでいく決意を表しています。

このロバを見かけたら、「認知症」のことを思い出し、意識していただければ嬉しいです。

4. 家族介護者への支援

府中町グループホーム連絡会「茶のみ処 椿」やボランティア団体「だんだん」では、認知症の人とその家族のために認知症カフェを月1回開催し、地域の人の集まる場所となっています。「認知症の人と家族の会」は、認知症の人や介護している家族等が会員となり、認知症に関する知識の普及や介護に関する相談活動を行っています。府中町社会福祉協議会と連携してこの活動への支援を行い、認知症についての悩みや介護する家族の精神的な負担を軽減します。また、在宅の認知症高齢者を介護する家族等の相談に応じるため、広島県が養成する認知症介護アドバイザー*（オレンジアドバイザー）等との連携に努めます。

取り組みの 評価・課題	・高齢者の社会参加及び閉じこもり防止のため、地域で自主的な活動をしている団体に対し、府中町高齢者の生きがいと健康づくり推進補助金を交付しています。 ・年に1度、茶のみ処椿にて、府中町の高齢者に向けたサービスについての勉強会を行っています。 ・認知症の人と家族の会の開催日を、広報のカレンダーに掲載しています。
今後の 取り組み	・家族介護者が必要としている支援の把握に努め、支援が必要なときにすぐに提供できるよう、認知症の人と家族の会等関係機関と連携します。 ・家族介護者の視点を踏まえて、認知症の人やその家族、介護者を対象とした集いを引き続き支援します。 ・活動団体への補助金交付や広報での周知を行います。

コラム 認知症カフェ ～本人や家族の居場所～

認知症カフェは認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加し、認知症の人やその家族の悩みを共有しながら、専門職に相談できる集いの場です。カフェという自由な雰囲気の中で、支える人と支えられる人という隔たりをなくして、地域の人たちが自然と集まることで、認知症の人には、新たな居場所、外出の場として精神的な安定をもたらし、家族には、孤立防止や介護負担軽減の場となっています。

○認知症カフェではどのようなことが行われる？

認知症カフェには、いくつかのタイプがあります。

- 1.自由に過ごしてもらうことを目的としたカフェで、必要に応じて相談できるタイプ
- 2.歌や工作等のプログラムを用意して、認知症の人の潜在能力を高める工夫をしているタイプ
- 3.専門職が役立つ情報を提供し、みんなで学ぶタイプ
- 4.認知症の人が食器を洗ったり、コーヒーを淹れたりとスタッフと一緒に働くタイプ
- 5.認知症の人同士、家族同士で話し合うタイプ
等があります。



5.見守り支援のネットワーク

(1) 安全確保のための情報網の整備(認知症高齢者見守り事業)

① 府中町徘徊高齢者SOS搜索支援事業

徘徊による行方不明者を速やかに保護し、その後の支援まで円滑に対応できるよう、地域住民や府中町地域包括支援センター、警察等の関係機関との連携を図ります。なお、行方不明者が発生した場合は、警察からの通報を受け、防災行政無線で搜索の協力を呼びかけるとともに、安全安心情報メールで確認ができるよう情報を配信しています。

登録者へは、本人の情報が記入された「命のカプセル」を身につけて行動してもらい、行方不明になっても、身元が確認できるようにしています。また、安芸区、安芸郡4町及び海田警察署でのSOSネットワークを構築し、行方不明者を早期に発見できるよう連携を強化しています。

「命のカプセル」実物大



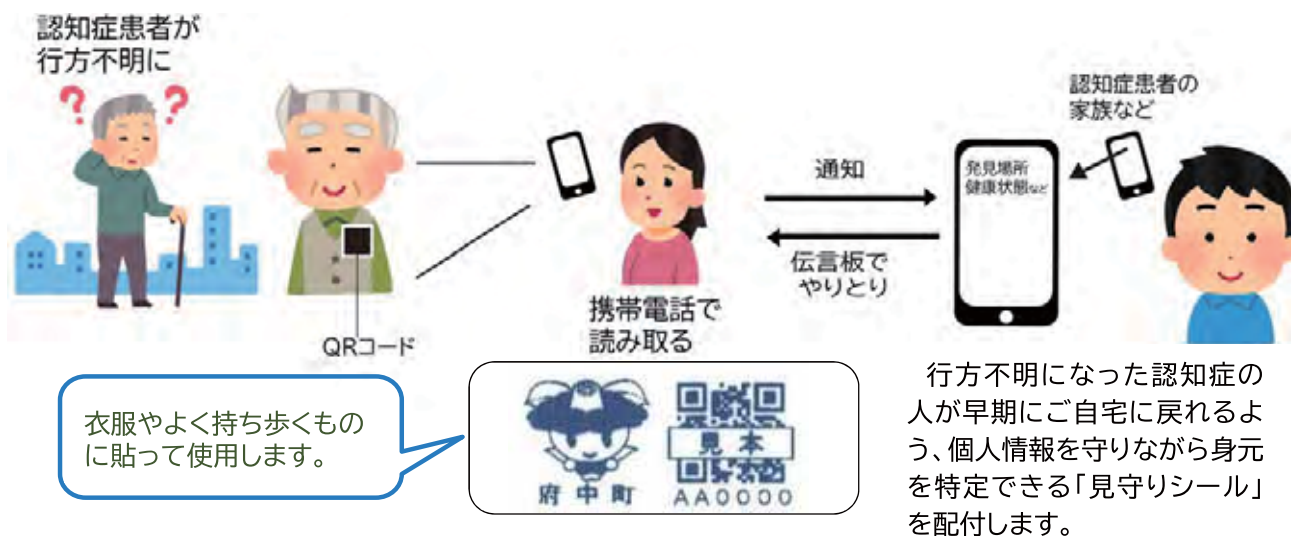
区 分	第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録件数	31件	32件	38件	33件	33件	33件

② 見守りシールの導入

新規

見守りシールを衣類等に貼り付けておくと、万が一徘徊し、発見・保護された場合に、見守りシールについているQRコードをスマートフォンで読み取ることで、伝言板機能を通じて家族等に連絡が入る体制整備を行います。

見守りシールを活用した身元確認のイメージ



③ 関係機関とのネットワーク及び連携体制の構築

高齢者虐待*の対応及び認知症高齢者の見守りのために、関係機関で構成された府中町高齢者虐待及び見守りネットワークを設置しています。また、町内の認知症高齢者等の早期把握に努め、適切な支援を施すことを目的として、広島東警察署と「認知症高齢者等の支援に係る広島東警察署と府中町の相互連携に関する協定」を締結しています。

取り組みの 評価・課題	・府中町徘徊高齢者SOS捜索支援事業は毎年8人程度の新規登録者がいますが、死亡や施設入所による登録解除者が同数程度おり、登録者はほぼ横ばいの推移となっています。 ・安芸区、安芸郡4町及び海田警察署でのSOSネットワークでは、年に1度会議を行い、情報共有を行っています。 ・府中町高齢者虐待及び見守りネットワークでは、年に1度ネットワーク会議を行い、連携体制を強化しています。
今後の 取り組み	・引き続き、府中町地域包括支援センターと連携し、徘徊の恐れがある認知症高齢者及びその家族に対し、登録の案内を行います。 ・年1回登録者に連絡を行い、情報の更新を行います。 ・実際に徘徊が起こった場合、府中町高齢者虐待防止及び見守りネットワーク関係機関に速やかに情報共有し、捜索を行います。

コラム 軽度認知障害(MCI)

認知症とまでは言えないけれど、物忘れがある状態を、軽度認知障害(Mild Cognitive Impairment : MCI)といいます。

MCIの定義は次のようなものです。

- ①本人又は家族から、記憶障害の訴えがある。
物忘れがあると自覚している。
- ②日常生活動作は自立している。
身の回りのことは自分で行え、日常生活には支障がない。
- ③全般的認知機能は正常である。
物忘れはあるが、他の認知機能は年齢相当である。
- ④年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害がみられる。
本人以外の人から見ても物忘れがあると気づく。
- ⑤認知症ではない。



◇診断が遅れる理由

若年性認知症(65歳未満で発症した認知症)の場合、多くの人が現役で仕事や家事をしているので、認知機能が低下すると、支障が出て気づかれやすいと考えられます。しかし、実際には、仕事でミスが重なったり、家事がおっくうになっても、それが認知症のせいとは思いません。

疲れや、更年期障害、あるいはうつ状態など、他の病気と思って医療機関を受診します。誤った診断のまま時間が過ぎ、認知症の症状が目立つようになってからようやく診断された例も少なくありません。

若い人にも認知症があることを理解しましょう。

※広島県では、「若年性認知症支援ガイドブック」を作成するとともに、広島県若年性認知症サポートルームを設置し、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて関係機関と連携しながら相談・支援を行っています。

(出典：厚生労働省「若年性認知症支援ガイドブック」一部加工)

重点的取り組み4 高齢者を支える体制づくり

ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者や高齢者世帯の増加により、高齢者の問題が多様化していくことが予想される中、保健・医療・福祉の連携にとどまらず、地域で活動するボランティア団体や町内会、老人クラブ等の組織との連携を強化し、高齢者を支えるための協働体制の充実・強化を図ります。高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することができるよう地域が一体となり、課題解決に取り組めます。

目指す姿

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

評価指標	現状数値	目標値
主観的幸福感の高い高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	59.9% (令和元年度)	64.3%

※主観的幸福感とは、どのくらい幸せかを本人の主観をもとに測るもので、健康・経済状況・生きがい等と相関関係があります。

1.相談・支援体制の整備

平成18年度から地域包括支援センターを府中町社会福祉協議会に設置しています。町全体を1圏域として次の業務を行い、高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援しています。「高齢者のよろず相談所」としてワンストップサービス*に努めます。

(1) 地域包括支援センターの運営

① 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の状況や生活の実態を把握し、高齢者や家族、民生委員等からの介護や福祉等に関する相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

② 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは問題が解決できない、適切なサービス等につながらない等の困難な状況にある高齢者に対して、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置支援、高齢者虐待対応、困難事例対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、専門的・継続的な視点から支援を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における医療機関や介護支援専門員・介護保険サービス事業者等の連携やネットワークを構築します。

また、介護支援専門員等が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

ア 包括的支援事業体制整備会議

名 称	協議事項
地域ケア推進会議	高齢者が抱える個別の事例検討によって共有された地域課題の解決策等の検討に関すること。
在宅医療・介護関係者等参画会議	在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討に関すること。
生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体	生活支援や介護予防サービスの提供主体間の情報共有及び連携・協同による体制整備に関すること。
認知症初期集中支援チーム検討委員会	認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況に関すること。

イ 地域ケア会議

地域ケア会議は、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者により構成される会議です。地域の医療、介護等の多職種が適宜協働し、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していき、地域包括ケアシステムの実現へとつなげることを目的として行います。

地域ケア個別会議

高齢者に対する支援体制の充実を図るため、地域とのネットワークを構築し、町内会長や民生委員と高齢者一人ひとりの個別課題などの課題分析をすることで、地域に共通した課題を明確化します。

自立支援型地域ケア会議

要支援者等の自立支援・介護予防の観点を踏まえて、多職種で生活行為の課題解決、状態の改善に導き、自立を促し、高齢者のQOLの向上を目指します。

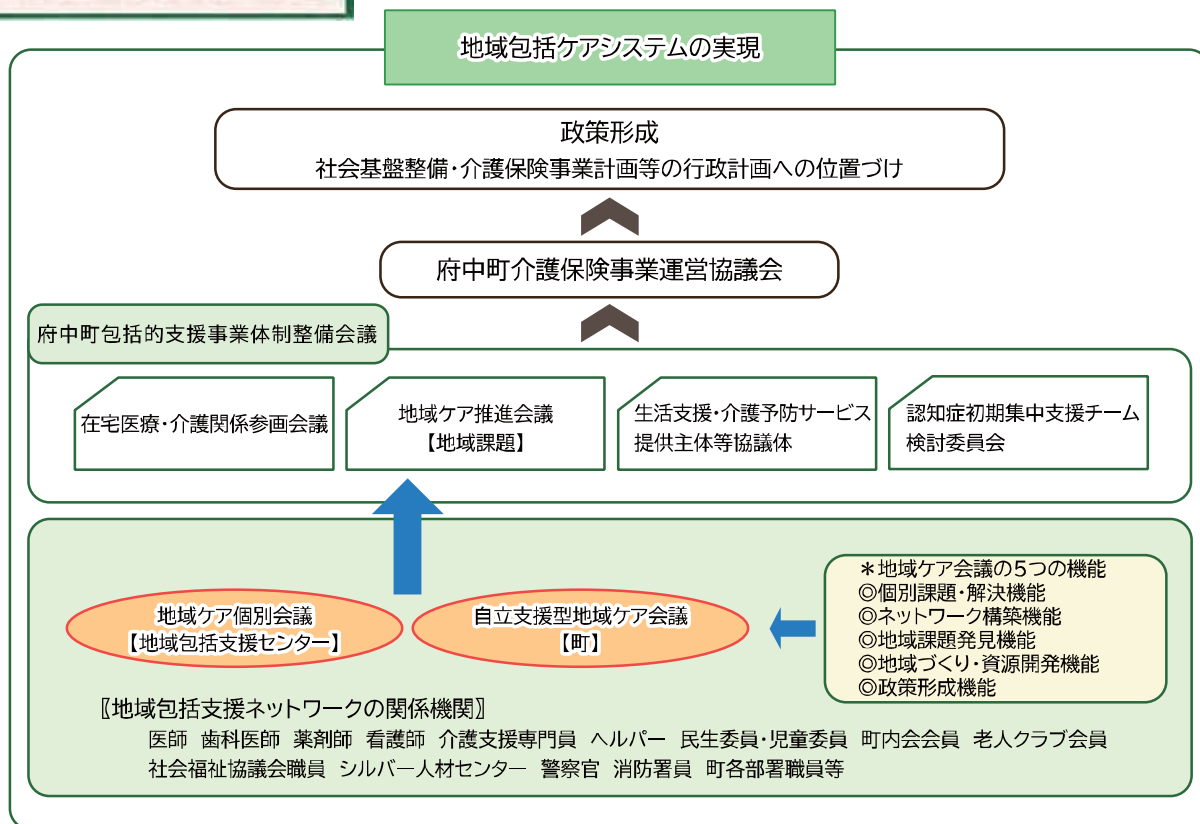
地域ケア推進会議

地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議での検討によって共有明確化された地域課題の解決に向け、必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につなげます。

ウ 府中町域介護サービス事業者連絡協議会

介護支援専門員・介護保険サービス事業者等の資質向上のため、研修や連携の支援に努めています。

地域ケア会議のイメージ図



【実施状況の推移と推計】

区 分	第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括的支援事業体制整備会議						
地域ケア推進会議						
在宅医療・介護関係者等参画会議						
生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体	1回	1回	1回	1回	1回	1回
認知症初期集中支援チーム検討委員会						
地域ケア個別会議	14回	10回	1回	10回	10回	10回
自立支援型地域ケア会議	—	—	—	6回	10回	12回
府中町域介護サービス事業者連絡協議会						
府中町域介護サービス事業者連絡協議会	6件	3件	2件	5件	5件	5件
みみよりの情報交換会	11件	10件	1件	12件	12件	12件
介護支援専門員情報交換会	6件	4件	1件	2件	2件	2件
主任ケアマネの会	6件	4件	2件	4件	4件	4件

取り組みの 評価・課題	・高齢者を包括的に支援するために、住民からの各種相談を幅広く受け付け、関係する様々な相談に対応し、必要に応じて関係機関への連絡・調整を行いました。 ・包括的・継続的マネジメント支援業務として、自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員と連携して課題や意識の共有を図りました。 ・ケアマネジメント技術の向上を目指すため、支援困難事例について、「地域ケア会議」の開催や介護支援専門員への指導・助言を行いました。
今後の 取り組み	・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメントの支援を強化するため、医療・介護に関わる専門職を中心とした多職種による研修や連絡会の実施等に取り組めます。 ・介護サービスのみならずインフォーマルサービス*を活用したケアマネジメントが実施できるよう研修等を引き続き行います。 ・個別ケースの課題解決に向けて、医療・介護・保健福祉が一体的に提供できるよう、多職種・地域との連携を強化し、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。さらに、資源の開発や政策形成にまでつなげていきます。

コラム 地域包括支援センター ～高齢者のよろず相談所～

地域包括支援センターは、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう色々な面から支えている機関です。当町には、1箇所あり、府中町社会福祉協議会に委託しています。

府中町地域包括支援センター

業務内容

- ・介護や健康など様々な相談に応じます。
- ・権利や財産を守る支援を行います。
- ・暮らしやすい地域づくりを多方面から支援します。
- ・心身の状態に合わせて自立した生活を支援します。



重点的取り組み

- ① 高齢者の「よろず相談所」として相談体制の強化に努めます。
- ② 高齢者自身が自立の観点から、介護予防、健康の維持・増進についての意識を持ち、主体的に取り組める地域づくり、社会参加への働きかけや支援を行います。
- ③ 認知症への理解を深め、認知症の人が安心して暮らせるために、普及啓発や地域での支え合いの仕組みづくりに取り組みます。警察署、関係機関と連携を図り、認知症の人を支援します。
- ④ 高齢者に対する支援体制の充実を図るため、地域課題の抽出を行い、課題解決に向けた話し合いや勉強会を行います。
- ⑤ 権利擁護業務における職員の対応力向上に努めます。高齢者虐待の早期発見、重度化防止のための普及啓発を行うとともに、関係機関と顔の見える関係を継続し、連携体制を強化します。
- ⑥ 在宅医療と介護の連携推進に向けて、多職種での研修や情報提供に取り組めます。

地域包括支援センターにおける職員体制 ●保健師 ●社会福祉士 ●主任介護支援専門員 など

※ 事業活動をチェックし、必要に応じて改善等を求め、また要望・提言等を行い地域包括支援センターの運営を支援するため府中町地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

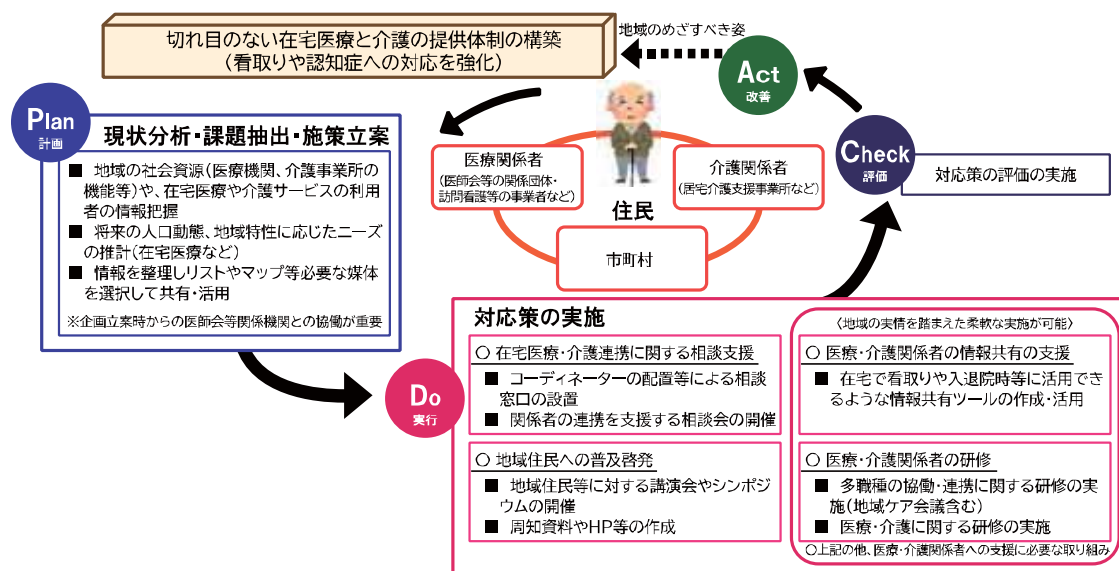
平成21年度からは、府中町地域包括支援センター運営協議会を介護保険事業運営協議会と統合し、介護保険事業と合わせて一体的に協議を行っています。地域包括支援センターの運営に対する評価を行い、効果的な運営の継続を図ります。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所の連携を推進します。

在宅医療・介護連携のイメージ図

地域包括ケアシステムの実現に向けた第8期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



（出典：厚生労働省保険局高齢者医療課 ホームページ一部加工）

① 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターから、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、必要な情報提供や支援・調整を行います。

② 地域住民への普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、医療・介護関係職種だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要となったとき必要なサービスを適切に選択できるようにすることが重要です。また、地域住民が人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するためには重要であり、これらの理解を促進していきます。

また、町民への普及啓発のため、「府中町医療・介護マップ」を配布するとともに、町ホームページに掲載しています。

③ 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有ができるよう支援します。

④ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を強化するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。

【実施状況の推移と推計】

区 分	第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	4件	1件	1件	2件	3件	4件
普及啓発の回数	1回	1回	1回	8回	8回	8回

取り組みの 評価・課題	・医療、介護関係者の多職種での連携推進を図るため、「ワールドカフェ」を開催し、顔の見える関係を継続しました。 ・連携を更に進めるツールとして「多職種連携ツール」を作成し、医療・介護関係者の円滑な情報共有に努め、近隣の市町での活用を進めるため研修会を開催しました。 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援として安芸地区医師会に「安芸地区在宅医療・介護連携支援センター」を開設しましたが、相談件数が少ないため、今後、相談窓口の周知が必要です。
----------------	--

今後の 取り組み	・在宅療養者の増加に対応するため、医療と介護のサービスが切れ目なく提供できるよう、多職種による連携を更に進めていきます。 ・住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、人生の最終段階のケアや在宅での看取りに関する講演会や出前講座を行うなど、普及啓発に取り組みます。
-------------	--

コラム 人生会議 ～もしものときのために～

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。人生会議とは、人生の最期に受けたい介護や医療の希望を示しておくというだけの意味ではなく、人生の最期に至るまでの、自分らしい生き方について、一人ひとりが普段から意識し、日々の暮らしでの生きがいづくりなどにつなげていくことを目標とする理念です。

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、早い時期から、いずれ受けることになる介護や医療、そして看取りについて、家族などの身近な人や医療・介護において関わりのある人と話し合い、準備できるような仕組みづくりが重要になります。

自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて、周囲の信頼する人たちと話し合い共有しましょう。



(3) 認知症総合支援事業

医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐ支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」1名を町に配置し、効果的な支援を行います。

① 認知症初期集中支援チーム(再掲)(P41)

② 専門員(認知症地域支援推進員)の配置 (再掲)(P41)

(4) 生活支援体制整備事業

医療・介護のサービス提供だけでなく、生活支援サービスを担う事業主体(NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、町内会、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等)と連携しながら、日常生活上の支援体制を充実・強化し、高齢者の社会参加の促進を図ります。

① 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等による地域資源の開発やサービス提供主体間の情報共有や連携によるネットワーク構築のため、府中町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター1名を配置しています。

② ちょこっとお助け手帳

民間事業者を含めた生活支援サービスの把握に努め、生活に役立つ情報を掲載した「ちょこっとお助け手帳」を作成・配布しています。ちょこっとお助け手帳はお弁当や日用品を配達してくれるお店・集配してくれるクリーニング屋さん、そんな“ちょこっと”困ったときに助けてくれるサービスをまとめた冊子です。

③ お元気サポーター養成講座

ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成のため、「府中町お元気サポーター養成講座」を広島大学及び府中町社会福祉協議会と共同で実施します。

【実施状況の推移と推計】

区 分	第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター配置人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
養成講座実施回数	9回	11回	—	6回	9回	12回
養成講座修了者数(累計)	31人	62人	62人	82人	112人	147人

取り組みの 評価・課題	・生活支援コーディネーターは、資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取り組みのマッチング等のコーディネート業務を実施しています。地域での認知度も向上し、活動の場が広がっています。 ・ちょこっとお助け手帳は毎年更新を行い、75歳以上の高齢者に送付しています。 ・お元気サポーター養成講座は、地域において「健康的に暮らせる町づくり」と「町民の介護予防」、「人と人がつながる地域づくり」をリードする人や、その支援をする人を、3級・2級・1級と段階的に養成しています。養成講座修了者の活躍の場の確保及びマッチングや新規受講者数の減少が課題となっています。
今後の 取り組み	・生活支援コーディネーターの活動をさらに拡充するため、お元気サポーター養成講座修了者と連携していきます。 ・ちょこっとお助け手帳について、新しい生活様式に対応するように内容を充実させます。 ・お元気サポーター養成講座の新規受講者数増加に向けて、目的等のビジョンをさらに明確にし、地域での活動の「見える化」を図っていきます。

(5) 地域ケア会議推進事業(再掲) P48

2.高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

(1) 高齢者の虐待防止対策の推進

高齢者虐待の防止対策は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防ぐことが重要です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に関する正しい知識や介護方法を広く周知・啓発することが必要です。

取り組みの 評価・課題	・高齢者虐待の早期発見等を目的として、府中町高齢者虐待防止及び見守りネットワークを設置し、年に1回関係機関のネットワーク会議を行っています。 ・高齢者虐待の疑いがある高齢者の相談や通報が入った際には、府中町地域包括支援センターと連携して事実確認を行い、通報後48時間以内に虐待の有無を判定しています。 ・高齢者虐待は様々な要因が絡み合って起こります。同じ家庭内で虐待が繰り返される例や対応期間が長期に及び例もあり、養護者の支援が課題となっています。
今後の 取り組み	・虐待の早期発見のため、広報やチラシにより相談窓口等の周知を図ります。 ・高齢者虐待の疑いがある高齢者の相談や通報が入った際には、府中町地域包括支援センターと連携して迅速に対応を行います。 ・養護者の支援を円滑に行うため、広島県や関係機関との連携強化に努めます。 ・府中町地域包括支援センターと合同で、実際の虐待事例について社会福祉士や弁護士を講師とした事例検討会を行い、職員の資質向上に努めます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

認知症等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守り、できる限り本人の望む生活を続けられるよう、権利擁護の制度に関する普及啓発、情報提供を行います。

また、地域包括支援センター等と連携しながら、高齢者等からの権利擁護に関わる相談にきめ細かく対応します。

① 成年後見制度利用支援事業（再掲）P34

② 福祉サービス利用援助事業「かけはし」（再掲）P43

③ 消費者被害防止に係る普及啓発

振り込め詐欺等の消費者被害を未然に防ぐため、府中町地域包括支援センターと連携して出前講座を実施し、必要に応じて関係機関へつなげています。

コラム 地域や家庭で考えてみましょう ～なぜ虐待が起きる？～

高齢者虐待は、高齢者と養護者の人間関係や介護疲れ、経済的な問題など、様々な要因が絡み合って起こります。高齢者虐待防止法は、虐待者を罰することを目的とはしていません。高齢者の権利を守ることが目的であり、養護者の支援もうたっています。虐待という行為の背景にある要因を探り、支援につなげる必要があります。



高齢者虐待は、どこの家庭でも起こる可能性のある身近な問題です。身近にいる人々がサインに早く気づいてあげること、虐待になること、又はその深刻化を防ぐことができます。

高齢者のサイン

- ☐ 体に不自然なあざや傷、やけどの跡が頻繁にみられる
- ☐ わずかなことにおびえやすい
- ☐ 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
- ☐ 居住する家が極端に非衛生的である
- ☐ いつも汚れたり破れたりした服を着ている
- ☐ 不規則な睡眠の訴えがある
- ☐ 経済的に困っていないのに「お金がない」と訴えたり、利用負担のあるサービスを利用したがない など

介護者のサイン

- ☐ 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている
- ☐ 高齢者に対し過度に乱暴な口のきき方をする
- ☐ 家から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる
- ☐ 高齢者に面会させない など

3.在宅福祉サービス

ひとり暮らし高齢者等の生活支援のために、在宅福祉サービスを実施します。

(1) 高齢者軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等が自立した生活の継続を可能とするため、軽易な日常生活上の援助(電球の付替、代読、郵送の支援、室内清掃等)を行います。

(2) 高齢者等生活環境支援事業(大型ごみのごみ出し)

大型ごみをごみステーションまで自分で持ち出すことができない高齢者等の負担を軽減するため、戸別に訪問して収集を行います。

なお、令和5年度から、ごみ出しが困難な高齢者等の負担を軽減するため、大型ごみ以外のごみについても戸別収集を実施します。

(3) 見守り支援

① 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等の安否の確認や不安感を解消するために、高齢者の自宅に緊急通報装置を設置し、24時間体制の緊急通報体制をとるとともに、電話相談員が定期的に電話をし、安否の確認の他、相談や助言を行います。



固定タイプ



携帯タイプ

② 見守り事業（再掲） P30

③ 見守り活動の支援

支援を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、民生委員、町内会長、老人クラブ、ボランティア等地域住民の協力のもと、声かけや友愛訪問*など、日常的に見守り活動が実施できるよう連携を図ります。

また、これらの地域の高齢者の見守り活動に取り組んでいる団体との情報交換を積極的に行い、活動が継続・充実できるようにサポートするとともに、活動団体同士の横のつながりづくりのための情報提供や見守り活動への支援を行います。

(4) 住宅改造費助成事業

要介護・要支援認定のない75歳以上の高齢者(所得税非課税世帯)に対して、居室等を改良する工事に要した経費(10万円を限度とする)の9割に相当する額を助成し、住み慣れた地域社会の中で引き続き安全・快適に生活していくことができるよう支援します。

(5) 高齢者日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器)を給付します。

■第7期の実績(実績・見込み)と第8期の推計

区 分		第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者軽度生活 援助事業	利用延人数	72人	81人	76人	93人	93人	93人
高齢者等生活環境 支援事業(大型ごみ のごみ出し)	利用延人数	12人	20人	27人	40人	40人	40人
緊急通報システム 事業	設置台数 (平均)	117台	110台	104台	108台	108台	108台
住宅改造費助成 事業	利用者数	3人	3人	8人	9人	9人	9人
電磁調理器	給付件数	1件	0件	0件	1件	1件	1件
火災警報器	給付件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件

【取り組みの評価・課題と今後の取り組み】

室内清掃や大型ごみのごみ出し、安否確認や不安解消のためのコールサービス、住宅を高齢者向けに改造する費用の助成、日常生活用具の給付などの事業を行い、住み慣れた地域において高齢者が安心・快適に暮らせるよう支援をしました。

今後さらに高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加が予想されることから、必要な人がサービス利用できるよう、引き続き事業内容を広報ふちゅうや町ホームページで広く周知します。



重点的取り組み5 高齢者にやさしい生活環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けるため、身体機能の低下に配慮したユニバーサルデザイン*化を進め、高齢者にやさしいまちづくりを進めます。また、高齢者の交通事故を防ぐため、交通安全教育に取り組みます。さらに、高齢者の消費者被害などの相談事業の充実や災害時の安全確保のための協力体制づくりを支援します。

目指す姿

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

評価指標	現状数値	目標値
主観的幸福感の高い高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域二区調査)	59.9% (令和元年度)	64.3%

※重点的取り組み4(高齢者を支える体制づくり)と同じ評価指標です。

1. 災害・感染症に係る対策

介護サービスは、要介護・要支援者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なもので、災害や感染症による介護サービス提供体制に対する影響は、できる限り小さくしていく必要があります。そのため、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護サービス事業所と連携して、備えの体制を整備していく必要があります。

(1) 災害に対する備えの促進

当町の地域防災計画との調和に配慮し、災害に備えた体制が介護サービス事業所で整備されるよう支援していきます。

また、介護サービス事業所等で策定している災害に関する具体的な計画や訓練の実施状況(避難経路、避難に要する時間の予測等)についての確認を定期的実施していきます。

(2) 感染症に対する備えの促進

感染症発生時に備え、日頃から事前準備や介護サービス事業所との連携体制を構築することが重要となります。介護サービス事業所に対して、国や広島県から届く感染症に関する通知文書や感染症に係る研修の案内等を情報提供する等、感染症に対する周知啓発に努めます。指定事業者に対しては、感染症が発生した場合でもサービスを継続できるような備えを促すため、感染症対策、発生時の協力体制などの確認及び感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達状況の確認を定期的実施していきます。

(3) 感染症に係る体制の整備

新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、外出機会の減少や通いの場の規模縮小が生じないよう感染予防対策に努めます。新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が減るとフレイル(虚弱状態)を招く危険性が高まります。高齢者が早くフレイルに気がつき、健康維持につながる各種事業等への参加を促進します。

① 感染症予防の周知・啓発

新型コロナウイルス等への感染を防ぐため、通いの場や各家庭で行えるセルフケアの方法等に関して、町ホームページや広報誌等を通じて周知、啓発を行います。

② 通いの場などでの感染症対策

コロナ禍においても、高齢者のフレイル予防に重要な役割を担っている通いの場などにおいて、過度な活動自粛を防ぎ安心・安全に健康維持のための活動を行えるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した通いの場等の活動ルールの徹底を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関と連携して通いの場へ出向き感染症対策強化を実施します。

③ 公共施設による感染症対策の徹底

役場本庁舎などの公共施設におけるソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、消毒液の設置などの感染症対策を徹底します。

④ 感染症発生時の対策

感染症が発生した場合、広島県、保健所と連携する等、感染拡大を最小限に抑えるための迅速な対応を徹底します。



2. 居住関連サービス

(1) 自宅でのサービス(住宅改造費助成事業)(再掲) P57

(2) 賃貸住宅の居住支援制度

一般財団法人高齢者住宅財団が行う「家賃債務保証制度(高齢者等が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する制度)」に関する情報提供や相談を受けています。

(3) 施設のサービス

多様な介護ニーズの受け皿となっているサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等について、広島県及び関係機関と連携し、設置状況等の把握を行う等高齢者の安定的な住まいの確保に努めます。

また、生活に困難を抱えた高齢者に対する住まいの確保の支援に取り組みます。

① サービス付き高齢者向け住宅

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケア専門家による安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。町内には2施設(定員58人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
カープヒルズ広島府中	府中町茂陰一丁目10-21	286-2081	48人
府中福寿苑	府中町茂陰二丁目6-2	508-2110	10人

② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設です。町内には1施設(定員30人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
チェリーゴード	府中町柳ヶ丘20-32	508-0224	30人

③ 有料老人ホーム

生活する場所として居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。介護付き(介護保険の特定施設入居者生活介護サービス事業所として指定を受けているもの)、健康型(介護の必要がない人を対象とするもの)、住宅型(介護が必要になっても住み続けることができるもの)の3種類があります。町内には介護付きと住宅型の2施設(定員89人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
アヴィラージュ広島府中(住宅型)	府中町鶴江二丁目2-6	289-6555	41人
チェリーゴード(介護付き[一般型])	府中町柳ヶ丘40-12	508-0267	48人

④ 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者が入所し養護を受ける施設です。町内には1施設(定員50人)あります。

この施設は、家庭では十分な養護等を受けることができない高齢者が安心して生活できる場であり、行政の措置施設です。

施設名	住 所	電話番号	定員
チェリーゴード	府中町柳ヶ丘20-2	508-0222	50人

(4) 介護保険のサービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者が自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスです。町内には1施設あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
ニックス安芸府中ヘルパー・ナース24	府中町瀬戸ハイム三丁目16-2	284-2941	—

② (介護予防)小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者又は要支援者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。町内には3施設(定員87人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
小規模多機能ホームなだの郷府中	府中町本町二丁目1-9	236-9672	29人
ニックスマルチケア安芸府中	府中町瀬戸ハイム三丁目16-2	284-2940	29人
小規模多機能ホーム府中みどり園	—	—	29人

※小規模多機能ホーム府中みどり園は、令和3年度中に事業開始予定です。

③ (介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の要介護者又は要支援者が、少人数の家庭的な環境のもと、共同生活をおくる認知症高齢者のためのグループホームで、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。町内には4施設(定員81人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
グループホームふれあい大須	府中町大須四丁目5-6	508-2400	27人
グループホームチェリーゴード	府中町柳ヶ丘40-12	508-0265	18人
グループホームふれあい青崎東	府中町青崎東7-1-5	581-8880	18人
グループホーム府中みどり園	府中町浜田一丁目6-7	281-6700	18人

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員29人以下の介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の介護や機能訓練を受けるサービスです。町内には2施設(定員58人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
特別養護老人ホーム府中みどり園	府中町浜田一丁目6-7	281-6700	29人
地域密着型特別養護老人ホームチェリーゴード	府中町柳ヶ丘20-2	508-0222	29人

⑤ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

入所定員が30人以上の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。町内には2施設(定員132人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
特別養護老人ホームチェリーゴード	府中町柳ヶ丘20-2	508-0222	84人
特別養護老人ホーム府中福寿苑(予定)	府中町茂陰二丁目6-2	508-2110	48人

⑥ 介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話を行い、在宅への復帰とともに、在宅生活の継続を支援する施設です。町内には1施設(定員72人)あります。

施設名	住 所	電話番号	定員
老人保健施設チェリーゴード	府中町柳ヶ丘20-18	508-0223	72人

(5) 介護保険の利用を支援するサービス

① 介護予防支援

要支援状態の利用者の心身の状態等に応じたサービス計画(ケアプラン)の作成や、関係機関との連絡・調整を行うサービスです。町内には1事業所あります。

施設名	住 所	電話番号
府中町地域包括支援センター	府中町浜田本町5-25	285-7290



② 居宅介護支援

要介護状態の利用者の心身の状態等に応じたサービス計画(ケアプラン)の作成や、関係機関との連絡・調整を行うサービスです。町内には7事業所あります。

施設名	住 所	電話番号
府中町居宅介護支援センターふれあい	府中町浜田本町5-25	285-7285
安芸地区医師会府中町居宅介護支援事業所	府中町大通一丁目1-36	890-3550
居宅介護支援事業所府中みどり園	府中町浜田一丁目5-2-104	281-6722
居宅介護支援事業所チェリーゴード石井城	府中町石井城一丁目9-10-101	536-0880
居宅介護支援事業所こごもり	府中町鹿籠一丁目11-35-205	207-2517
はーとふる居宅介護支援事業所	府中町柳ヶ丘71-27	285-7685
カイゴの窓口	府中町浜田本町4-3	510-1950

3.その他、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり

高齢者が安心して暮らすことができるよう、災害や事故、犯罪、消費者被害などから高齢者の生命や財産、生活環境を守る取り組みを行っています。

(1) ユニバーサルデザイン

高齢者、障がい者をはじめ、すべての人々があらゆる場面で豊かな暮らし心地を実感できる「ユニバーサルデザイン」に配慮したまちづくりが重要です。

当町では、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備、誰もが安心して通行できる歩道の整備(段差・勾配の改善等)を行い、高齢者にやさしいまちづくりを進めます。

(2) 防災体制の整備

① 地域ぐるみの防災組織づくりの推進

地域の防災力を向上させるため、企業や老人クラブ連合会等様々な団体が参加する防災訓練を行い、関係機関との連携・協力体制を構築しています。また、自主防災組織が行う防災活動への助成や、防火・防災出前講座等を実施することで、地域の防災活動の活性化を図ります。引き続き、出前講座や広報を活用し、地域の防災意識の醸成を図るとともに、高齢者等に配慮した避難所の環境整備に取り組んでいきます。

② 避難支援制度の整備

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人等(避難行動要支援者)に対して、災害情報の取得や避難等の手助けを地域の中で素早く、安全に行うことができる支援体制づくりを進めています。引き続き、災害時の孤立を防ぐため、避難行動要支援者名簿を整備し、避難計画を作成する等、要支援者一人ひとりの支援方法について検討を進めていきます。

③ 要配慮者に対する支援

高齢者や障がいのある人等の避難生活に配慮した福祉避難所(町内に6か所)を設置しています。また、避難所における福祉ニーズを把握し、更なる支援体制の構築に努めていきます。

④ 救急医療キットの拡充 ～いざという時のために～

救急及び緊急時に迅速な支援が行えるよう、一人暮らしの高齢者等に救急医療キットを配布しています。これは、緊急連絡先やかかりつけ医等の情報を専用の容器に入れ、自宅に保管することで、もしもの時に備えることを目的としています。

引き続き、広報や町ホームページを活用し、より多くの人に利用してもらうよう周知を行います。



(3) 防犯体制の整備

① 消費者保護の推進

消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化・情報化などの進展により、日々変化しており、生活が便利になる一方で、不当・架空請求、悪質商法や振り込め詐欺など高齢者が被害にあうケースが増えています。そのため、消費生活相談コーナーを設置し、消費生活問題に関する相談の受け付け、問題解決のための助言やあっせん等を行っているほか、消費者トラブルを未然に防ぐため、広報による情報提供や地域への出前講座などの啓発活動にも取り組んでいます。

引き続き、相談体制の維持と啓発活動の強化を進めていきます。



② 防犯カメラ設置

町内の主要交差点等に犯罪の未然防止と犯罪に対する抑止力向上を目的とした街頭防犯カメラを設置し、事故や犯罪があったときは、警察へ画像提供を行い、地域の防犯力強化に活用しています。引き続き、地域の防犯活動を補う取り組みを進めていきます。



(4) 交通安全

交通事故のない安全で安心な町を実現するため、交通安全キャンペーンを実施し、各種啓発チラシや啓発品を配布し、交通安全を呼び掛けています。

また、運動機能の低下等を理由に運転免許証を自主返納した高齢者を対象に支援(割引などのサービス)をする事業者を募集する等の取り組みをしています。

引き続き、高齢者の交通事故の防止に向けた取り組みを推進していきます。

(5) 移動支援

町内循環バス「つばきバス」を含む町内の公共交通について、より利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、「府中町地域公共交通網形成計画」を策定しました。当計画では、町内の公共交通の利便性の向上や、公共交通不便地域の解消を推進していくこととしており、今後、つばきバスは、運行ルート・ダイヤを見直すことで、利便性の向上を図ります。また、「デマンド型交通」の試験運行などを実施し、公共交通不便地域における交通手段の確保方策を検討します。

なお、府中町社会福祉協議会では、引き続き町内会と協力して対象地区にお住まいのいきいきサロン参加者等の高齢者の移動支援(いくでえ)を行っています。



つばきバス



いくでえ

重点的取り組み6 介護保険サービスの提供体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じて必要な介護サービスが利用できるように、在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。また、既存の介護サービスの提供状況を踏まえ、バランスのとれた介護サービスの提供体制の整備に取り組めます。

加えて、質の高い介護サービスを提供するため、適正なケアマネジメントを支援するとともに、関係機関との情報提供の推進に努めます。

このような取り組みにより、適切な介護サービスが利用できず、介護者の負担が重くなることで、やむを得ず離職に至る、いわゆる「介護離職」の防止を図ります。

目指す姿

希望するサービスやサービス事業者を自由に選択し、質の高いサービスを受けることができる。

評価指標	現状数値	目標値
介護者の就労継続見込みの割合 (在宅介護実態調査)	77.4% (令和元年度)	80.9%

1. 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護給付の適正化(介護給付費適正化事業)

高齢化の進展に伴う介護サービスの利用者数の増加により、介護費用は増大しています。こうした中、介護保険制度の信頼感を高め、持続的運営を図るため、利用者に過不足のない適切な介護サービスを提供する必要があります。当町では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、広島県と連携を図りながら、介護給付の適正化に資する事業に取り組んでいきます。

① 要介護認定調査の適正化

「認定調査員テキスト」を基に認定調査の全件チェックを行い、基本調査と特記事項に矛盾がないか等を確認しています。

② ケアプランの点検

認定者数の増加とライフスタイルの変化により、ケアプランが多岐にわたっている中、形式だけではなく、自立支援に資する適切なものであるかどうかについての点検の実施により介護給付費適正化を図ります。

③ 住宅改修等の点検

住宅の改修や福祉用具の購入について、利用者の身体状況や生活環境を踏まえているか、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で有資格者(福祉住環境コーディネーター)が点検し、必要に応じて、現地調査を行い、プランの見直しや、より適正な工事・利用方法のアドバイスを行います。

統一的な対応と迅速に書類審査ができるよう「住宅改修の手引き」を作成し事業者等に配布し、注意事項の周知の徹底を図っています。また、福祉用具購入の受領委任*制度を導入し利用者の利便性を図っています。

住宅改修施工業者には、年1回の説明会を行うとともに、新規業者にも随時指導を行っています。今後も、有資格者による点検を行い、積極的に現地調査を行います。

住宅改修費支給

要介護・要支援認定を受けている方が、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修工事を行う場合、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

対象の住宅改修

- 1.手すりの取り付け
- 2.段差の解消
- 3.滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
- 4.引き戸などへの扉の取り替え
- 5.洋式便器などへの便器の取り替え
- 6.その他1～5に伴い必要な住宅改修



特定福祉用具販売

都道府県等の指定を受けた事業者から福祉用具を購入した場合、10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

対象の福祉用具

- 1.腰掛便座
- 2.自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3.入浴補助用具
- 4.簡易浴槽
- 5.移動用リフトのつり具の部分

④ 縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとの複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検(縦覧点検)や国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用した医療情報との突合を行い、事業者からの請求内容を点検します。

⑤ 介護給付費通知

利用者に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知を行い、利用者が自ら受けているサービスを改めて確認することで、事業者の適正な請求を促しています。

⑥ サービス事業者の指導・監査

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため実地指導・監査を行います。

実地指導・監査において「効率化」「標準化」を進めることが課題です。当町では、事前提出書類の削減や居宅介護支援事業所におけるケアプラン点検との同日開催等により「効率化」「標準化」を進めています。

【本計画：目標値(介護給付の適正化)】

区 分	第7期(実績・見込み)			第8期(推計)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検	2事業所	3事業所	4事業所	2事業所以上	2事業所以上	2事業所以上
【今後の取り組み】 引き続き、居宅支援事業所等に対する実地指導において、ケアプラン点検や事例検討を行います。また、研修や認定調査員間での議論等を通し、サービスの質の向上と適正化を図ります。						
住宅改修等の点検(訪問調査等)	3件	2件	4件	12件	12件	12件
【今後の取り組み】 引き続き、内容が適正であるか等有資格者により審査し、審査過程で疑義等があれば積極的に現地調査を行います。						
縦覧点検・医療情報との突合	12回	12回	12回	12回	12回	12回
【今後の取り組み】 引き続き、点検・突合等を、国民健康保険団体連合会に業務委託し、提供された情報を精査し、請求誤り等を早期に発見することで、介護サービス事業所に対し適切なサービスを提供することを促し、費用の効率化に努めます。						
介護給付費通知	3回	2回	2回	2回以上	2回以上	2回以上
【今後の取り組み】 引き続き、介護サービス利用者に対し定期的に給付費通知を送付することで、サービスの利用状況、費用の支払い状況を提供します。また、通知内容について利用者にわかりやすくなるよう改善を図っていきます。						
サービス事業所の指導・監査	4事業所	1事業所	4事業所	5事業所	5事業所	5事業所
【今後の取り組み】 引き続き、標準化を実現し、根拠に基づいた適切な指導監査を実施するため、国・広島県が主催する研修会等に積極的に参加します。また、広島県をはじめ、関係機関と連携を密にし、情報の共有と事実関係の把握に努めます。						

(2) 要介護・要支援認定の実施

適正かつ円滑な要介護・要支援認定を行うことに留意して実施しています。

なお、認定調査員を5名確保し技術の向上に努めた結果、認定調査の依頼から実施までの期間は全国平均の11.1日を大きく下回る5.9日となり、申請から認定までの期間は全国平均の39.0日を下回る35.7日となりました。

引き続き、認定調査員数を安定して確保し、各種研修や認定調査員間での意見交換を通し、「認定調査員テキスト」に沿った適正な認定を円滑に実施します。

(3) 低所得者対策・利用者負担軽減措置

① 介護保険料の徴収猶予・減免

第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が被災、死亡、長期入院、失業などの特別な事情があると認められるときには、介護保険料の徴収猶予や減免制度があります。納入通知書等で周知し、負担軽減を行います。

② 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設の入所や短期入所サービスの利用での食費・居住費が、低所得者に過重な負担とならないように、所得に応じた利用者負担限度額を超えた場合、その超えた額を補足給付(特定入所者介護サービス費)として支給します。



③ 高額介護サービス費の支給

同じ世帯内で受けた介護サービスの利用者負担の月額合計が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた額を高額介護サービス費として支給します。

サービス利用実績に基づき、新規対象者には高額介護サービス費支給申請の勧奨通知を送付し申請を促しています。

④ 高額医療合算介護サービス費の支給

同じ世帯内で、1年間にかった医療保険と介護保険の自己負担を合算して、年間の限度額を超えた場合、その超えた額を医療費と介護サービス費の割合で按分し、高額医療合算介護サービス費として支給します。

⑤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合、町がその費用の一部を負担します。

2.介護保険サービスの質的向上

(1) ケアマネジメントの充実

介護支援専門員の育成により、ケアマネジメントを充実させることは重要課題の一つです。

ケアプラン点検や実地指導、地域ケア会議等の実施により、介護支援専門員の質の向上に取り組み、ケアマネジメントを充実させます。

また、介護支援専門員や事業者の意見交換、情報共有の機会を確保するため、府中町域介護サービス事業者連絡協議会との一層の連携強化を進めます。

(2) 相談体制の整備

近年増加している様々な相談に対し、広島県介護保険審査会や国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携を密にして対応します。

また、一次的には当町で対応することが求められるため、介護保険事業所との連携を密にして解決に努めます。さらに、介護保険の仕組み等を的確に伝えられるよう、研修へ参加するなど職員のスキルアップを図ります。

(3) サービスに関する情報提供の推進

介護保険制度の発足から20年が経過し、制度として一定程度定着してきましたが、制度創設時から様々なニーズに対応するため制度が複雑化しわかりにくいものとなっています。

当町では、高齢介護課窓口や地域包括支援センターで、サービスに関する情報の収集に努め、わかりやすく情報提供することに努めています。

また、どのようなサービス事業所、施設等があるか周知するために、町内が営業エリアの指定居宅介護支援事業所一覧表及び町内の医療・介護マップの作成、配布を行っています。

(4) 介護人材の確保・育成・定着

介護分野における人材不足は深刻であり、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取り組みを強化していく必要があります。

① 介護の魅力発信

介護職の仕事や魅力等を広く発信し、介護職への理解及び就業の促進を図るためパンフレットを作成し魅力発信に努めていきます。



② 介護人材の確保

介護の仕事の社会的価値を早い段階で啓発していくことで、次世代を担う子どもが将来の職業として考えるきっかけとなるよう町内の中学生が体験するキャリア学習に合わせて「介護のお仕事」の冊子を配付し、介護の仕事の魅力の発信と興味関心の醸成に努めています。また、府中町社会福祉協議会や町内介護保険施設では、次の世代を担う介護人材を育成するため、実習生の受け入れを積極的に行っています。

③ 介護現場の業務の効率化

介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、介護の質を維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、文書負担の軽減や国・広島県と連携しながら介護ロボットやICT機器の活用を推進する等効果的な取り組みを検討していきます。

3.介護サービス基盤整備

介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、また、高齢者自身によってサービスの種類やサービス事業者を選択できるよう、中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた介護サービスの提供体制を整備していく必要があります。

(1) 地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービス事業者の選定は、公募により事業者を募集した上で選定委員会に意見を求め、公平・公正に事業者を選定します。指定にあたっては、人員、設備及び運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容を適切に審査し、基準に従って適正な事業運営を行うことができる事業者の指定を行います。また、より運営面での安定性を評価するため、選定委員会に公認会計士を選任しています。

(2) 第7期介護保険事業計画期間中の施設整備状況

第7期計画中の基盤整備の状況は次のとおりです。

【令和2年度末の整備状況】

区分	整備数	町内事業所数(合計)
小規模多機能型居宅介護	1事業所 (定員数:29人)	3事業所 (定員数:87人)

※令和3年度中に事業開始予定です。

(3) 第8期介護保険事業計画期間中の施設整備方針

通いを中心に、宿泊・訪問といったサービスを組み合わせて柔軟に利用できる小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護に医療ニーズにも対応できる訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護は、要介護者の在宅生活を24時間支える重要なサービスとなるため、1施設の整備を計画します。

また、既存の小規模多機能型居宅介護事業者からの申請に応じて、看護小規模多機能型居宅介護への転換を認めることとします。

なお、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の在宅生活の継続を支援する地域密着型サービスについては、整備目標数を設定せず、ニーズ等状況に応じて、府中町介護保険事業運営協議会に諮り、整備の必要性を判断していきます。

区分	現状 (令和3年3月31日現在)	第8期整備計画数
小規模多機能型居宅介護	3施設	1施設
看護小規模多機能型居宅介護	0施設	

また、町内の地域密着型介護老人福祉施設(定員29人以下)について、広島県と協議を行い次のとおり定員が30人以上の広域型の介護老人福祉施設に変更することが予定されています。

区分	現状 (令和3年3月31日現在)	変更後
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3施設 (87床)	2施設 (58床)
介護老人福祉施設	1施設 (84床)	2施設 (132床)

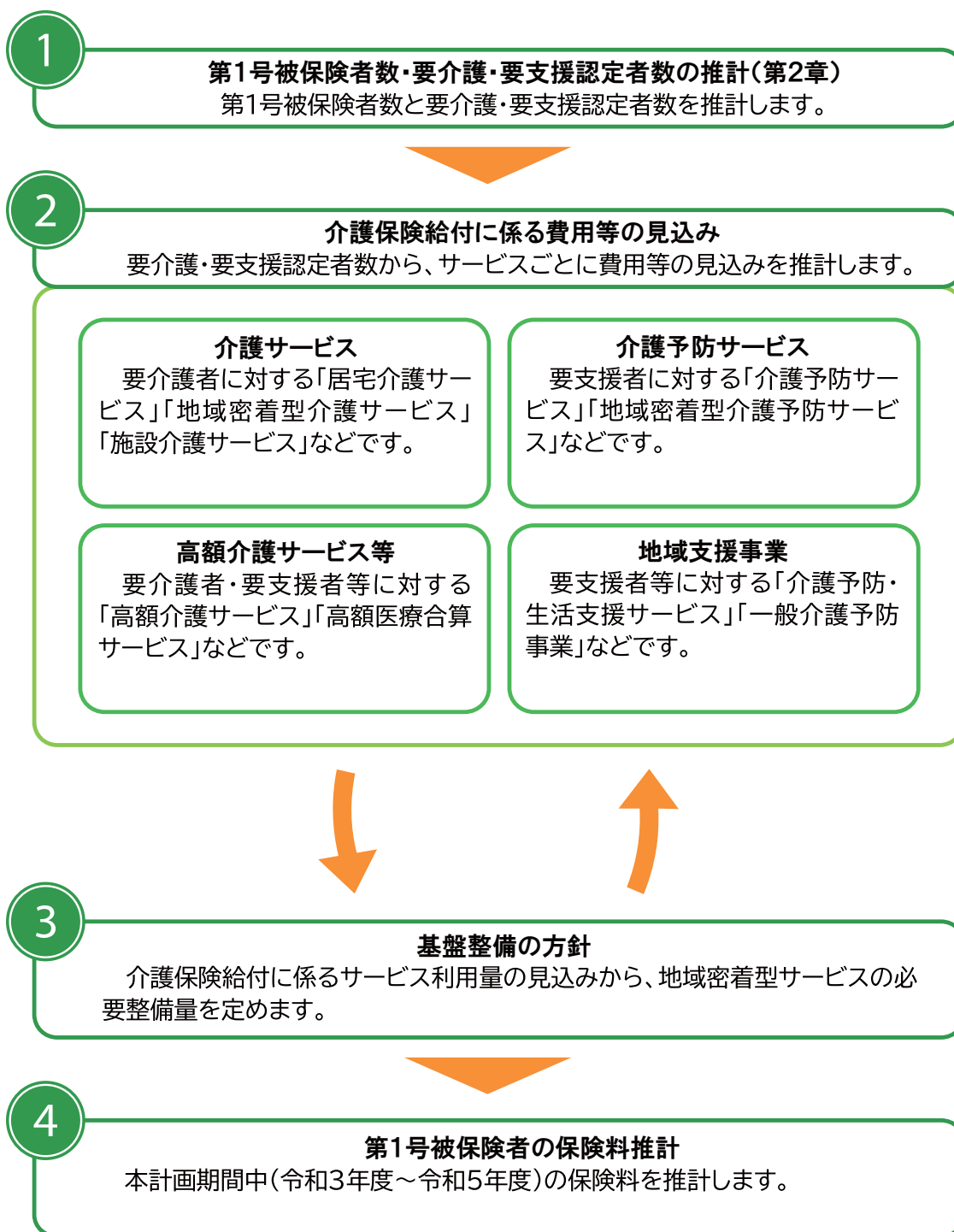
※介護老人福祉施設については、広島県の指定を受けることとなります。



第5章 介護保険事業の推進

1. 事業量・事業費推計の流れ

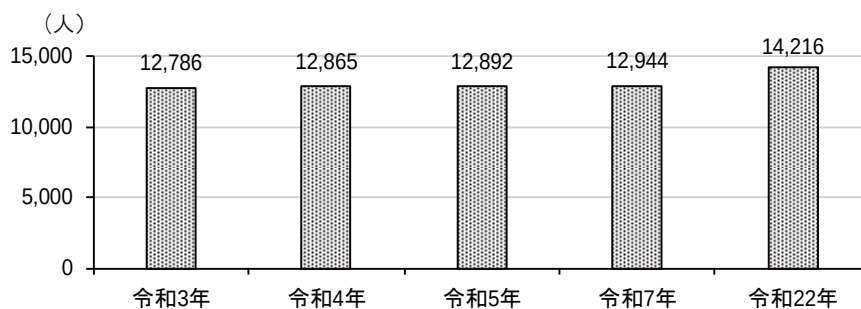
要介護・要支援認定者数の実績や給付実績を基に、本計画期間（令和3年度～令和5年度）、令和7年度及び令和22年度の推計を行います。



2.第1号被保険者・認定者の推計

(1) 第1号被保険者数の推計

令和3年と令和7年、令和22年で比較すると、令和7年では第1号被保険者数は158人増加、令和22年では1,430人増加が予想されます。



資料:府中町第4次総合計画を基に推計(各年4月1日)

(2) 要介護・要支援認定者数の推計

令和3年と令和7年、令和22年で比較すると、第1号被保険者における要介護・要支援認定者数は、令和7年では278人増加、令和22年では744人増加することが予想されます。

(単位:人)

区分		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要介護・要支援 認定者計	第1号被保険者	2,267	2,346	2,423	2,545	3,011
	第2号被保険者	41	41	41	41	39
	計	2,308	2,387	2,464	2,586	3,050
要支援者計	第1号被保険者	624	649	668	695	751
	第2号被保険者	18	18	18	18	16
	計	642	667	686	713	767
要支援1	第1号被保険者	303	315	325	337	365
	第2号被保険者	8	8	8	8	7
	計	311	323	333	345	372
要支援2	第1号被保険者	321	334	343	358	386
	第2号被保険者	10	10	10	10	9
	計	331	344	353	368	395
要介護者計	第1号被保険者	1,643	1,697	1,755	1,850	2,260
	第2号被保険者	23	23	23	23	23
	計	1,666	1,720	1,778	1,873	2,283
要介護1	第1号被保険者	463	477	493	515	609
	第2号被保険者	3	3	3	3	3
	計	466	480	496	518	612
要介護2	第1号被保険者	431	442	458	482	578
	第2号被保険者	7	7	7	7	7
	計	438	449	465	489	585
要介護3	第1号被保険者	315	325	338	359	448
	第2号被保険者	2	2	2	2	2
	計	317	327	340	361	450
要介護4	第1号被保険者	257	267	275	293	374
	第2号被保険者	5	5	5	5	5
	計	262	272	280	298	379
要介護5	第1号被保険者	177	186	191	201	251
	第2号被保険者	6	6	6	6	6
	計	183	192	197	207	257

資料:厚生労働省「見える化」システム将来推計

3. サービス別の見込量

介護サービスの種類ごとの利用量と給付費については、これまでの利用実績等を基に、次のとおり見込みを推計しました。

なお、給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数を表しています。

(1) 居宅サービス/介護予防サービス

① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパー等が、要介護者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助及び通院等乗降介助を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	192,139	204,693	232,339	251,286	264,304	275,674	279,266	355,586
	回数(回)	5,497.8	5,716.0	6,447.1	6,951.3	7,312.5	7,628.6	7,716.5	9,838.9
	人数(人)	303	294	288	304	316	328	338	427

② 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

看護職員と介護職員が、要介護者・要支援者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	8,916	9,326	7,563	10,194	10,754	11,871	12,425	15,213
	回数(回)	61.7	61.4	49.2	65.9	69.5	76.7	80.3	98.3
	人数(人)	13	12	11	12	13	14	15	18
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	15	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護/介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者・要支援者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	110,040	109,336	122,838	132,792	138,465	145,052	147,074	186,568
	回数(回)	2,043.3	2,126.3	2,341.1	2,517.7	2,619.5	2,742.5	2,788.3	3,539.1
	人数(人)	197	203	212	225	234	245	249	316
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	10,259	12,872	13,402	14,200	14,508	14,956	15,704	17,948
	回数(回)	205.5	262.4	286.4	301.0	308.0	317.0	333.0	381.0
	人数(人)	25	35	36	37	38	39	41	47

④ 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者・要支援者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	12,595	9,832	9,061	9,250	9,781	10,307	10,466	12,489
	回数(回)	348.0	276.0	256.3	260.4	275.4	290.4	294.5	350.9
	人数(人)	30	24	21	23	24	25	26	31
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	2,636	3,737	3,199	3,495	3,763	4,131	4,499	4,131
	回数(回)	77.0	107.8	97.7	106.2	114.0	126.0	138.0	126.0
	人数(人)	8	11	11	12	13	14	15	14

⑤ 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要介護者・要支援者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、介護支援専門員等へケアプラン作成等に必要な情報提供を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	32,512	39,070	37,236	39,834	41,975	44,074	44,105	56,440
	人数(人)	234	267	273	290	305	320	321	411
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	1,381	2,697	2,836	2,854	2,985	3,100	3,230	3,605
	人数(人)	12	20	23	23	24	25	26	29

⑥ 通所介護(デイサービス)

要介護者が老人デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	414,362	420,474	400,007	431,675	449,262	467,572	475,410	591,749
	回数(回)	4,618.7	4,605.1	4,399.4	4,689.8	4,876.9	5,074.9	5,159.8	6,428.0
	人数(人)	466	451	418	451	469	488	496	618

⑦ 通所リハビリテーション(デイケア)/介護予防通所リハビリテーション

要介護者・要支援者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	84,870	80,658	76,950	77,782	81,635	84,157	85,646	109,922
	回数(回)	804.0	773.8	733.7	742.4	774.5	797.4	818.6	1,048.7
	人数(人)	92	93	92	97	101	104	107	137
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	18,550	17,176	15,258	15,847	16,129	16,897	17,665	19,969
	人数(人)	48	45	40	41	42	44	46	52

⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)/介護予防短期入所生活介護

要介護者・要支援者が老人短期入所施設や指定介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	260,360	275,890	242,561	327,233	341,370	356,071	358,145	370,589
	回数(回)	2,632.6	2,767.5	2,393.2	3,208.2	3,339.6	3,480.8	3,501.6	3,626.4
	人数(人)	165	155	122	173	180	187	188	194
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	911	789	325	607	912	1,216	1,519	2,431
	回数(回)	12.3	12.0	4.3	8.0	12.0	16.0	20.0	32.0
	人数(人)	2	2	1	2	3	4	5	8

⑨ 短期入所療養介護(老健)/介護予防短期入所療養介護(老健)

要介護者・要支援者が介護老人保健施設に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を利用するサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	4,253	6,615	3,250	5,164	5,167	6,095	7,024	9,810
	回数(回)	33.7	48.9	24.2	38.5	38.5	45.5	52.5	73.5
	人数(人)	5	6	4	5	5	6	7	10
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	35	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 短期入所療養介護(病院等)/介護予防短期入所療養介護(病院等)

要介護者・要支援者が指定介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を利用するサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	1,430	2,533	2,601	2,627	2,638	2,685	2,732	2,920
	回数(回)	18.3	27.6	27.8	27.9	28.0	28.5	29.0	31.0
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑪ 短期入所療養介護(介護医療院)/短期入所療養介護(介護医療院)

要介護者・要支援者が介護医療院に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を利用するサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑫ 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者・要支援者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	93,263	93,492	95,694	101,745	106,465	111,437	112,899	143,551
	人数(人)	553	561	578	611	636	663	679	862
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	14,701	16,199	19,129	19,485	20,355	20,790	21,581	25,217
	人数(人)	177	192	219	223	233	238	247	289

⑬ 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売

在宅の要介護者・要支援者が入浴・排せつ等に用いる特定福祉用具を購入した場合、本人の自己負担割合分を除いた特定福祉用具購入費(実際の購入費の9割、8割又は7割相当額)を支給します。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	3,767	3,634	4,093	4,465	4,757	5,077	5,398	6,359
	人数(人)	11	11	12	12	13	14	15	18
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	967	1,274	1,216	1,520	1,824	2,127	2,736	3,649
	人数(人)	4	5	4	5	6	7	9	12

⑭ 住宅改修/介護予防住宅改修

在宅の要介護者・要支援者が、事前申請後に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、本人の自己負担割合分を除いた住宅改修費(実際の改修費の9割、8割又は7割相当額)を支給します。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	10,018	9,275	7,020	12,201	13,314	14,268	15,381	18,719
	人数(人)	9	10	7	11	12	13	14	17
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	6,932	6,368	4,116	5,991	7,282	8,572	9,863	11,982
	人数(人)	6	6	5	6	7	8	9	12

⑮ 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

介護サービス事業所の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居者である要介護者・要支援者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスです。施設が委託契約した訪問介護事業所等を利用する外部サービス利用型もあります。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	167,374	166,458	182,673	199,403	209,103	218,346	227,658	292,361
	人数(人)	74	72	81	88	92	96	100	128
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	10,986	10,629	9,568	9,627	9,633	10,252	11,421	13,210
	人数(人)	13	13	12	12	12	13	14	16

⑯ 居宅介護支援/介護予防支援

在宅の要介護者・要支援者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、依頼を受けた専門機関により行われる介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との利用調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを、居宅介護支援・介護予防支援といいます。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	172,537	168,013	169,929	180,886	188,362	196,677	200,581	255,037
	人数(人)	925	918	919	970	1,008	1,051	1,076	1,366
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	12,717	13,827	15,060	15,437	16,073	16,529	17,156	19,436
	人数(人)	225	244	266	271	282	290	301	341

(2) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者が自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	0	1,036	2,072	3,091	5,271	7,979	11,533	24,385
	人数(人)	0	1	2	3	4	5	8	16

② 夜間対応型訪問介護

ホームヘルパー等が、夜間に要介護者の自宅を定期的に巡回したり、連絡に応じて訪問したりして、排せつの介護等の日常生活上の世話、緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	1,479	1,527	2,320	2,334	2,553	2,553	2,553	3,751
	人数(人)	8	7	8	8	9	9	9	12

③ 地域密着型通所介護

要介護者が老人デイサービスセンター等(定員18人以下の小規模な事業所が対象)に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	101,720	102,027	104,818	112,166	117,066	122,128	124,719	158,545
	回数(回)	1,125.6	1,133.2	1,164.8	1,230.8	1,282.6	1,336.8	1,372.1	1,738.9
	人数(人)	106	110	113	119	124	129	133	168

④ 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者・要支援者がデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者・要支援者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	77,494	107,082	92,006	148,824	148,635	153,900	214,884	249,878
	人数(人)	35	47	42	67	67	69	96	111
予防給付 (要支援1・2)	給付費(千円)	2,434	2,414	2,697	2,714	2,715	2,715	3,179	3,179
	人数(人)	3	3	3	3	3	3	4	4

⑥ 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定状態にある認知症の要介護者・要支援者が、少人数5人～9人の家庭的な環境のもと、共同生活をおくる認知症高齢者のためのグループホームで、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	220,690	227,765	223,798	254,675	254,816	257,595	263,884	344,449
	人数(人)	72	72	70	79	79	80	82	107
予防給付 (要支援2)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護サービス事業所の指定を受けた入居定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居している要介護者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	273,930	270,009	270,797	195,605	195,714	195,714	195,714	422,739
	人数(人)	80	78	78	56	56	56	56	121

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスであり、要介護者の様態や希望に応じ、通い・泊まり・訪問(介護・看護)を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するサービスです。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	3,125	5,448
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	1	2

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

入所定員が30人以上の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	366,174	365,530	375,050	506,313	513,094	519,595	526,096	579,111
	人数(人)	122	120	120	161	163	165	167	184

② 介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行い、在宅への復帰とともに、在宅生活の継続を支援する施設です。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	317,878	328,604	336,183	348,698	366,244	383,598	397,966	517,103
	人数(人)	95	99	97	100	105	110	114	148

③ 介護医療院

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援の要素を満たし、医学的な管理が必要となった後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう支援を行う施設です。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護3～5)	給付費(千円)	51,401	61,928	63,351	86,701	100,218	109,917	118,634	160,023
	人数(人)	12	14	14	19	22	25	27	37

④ 介護療養型医療施設

療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。

区分	単位	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期			中長期の見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	給付費(千円)	92,612	76,284	38,974	39,213	39,235	39,235	0	0
	人数(人)	22	18	9	9	9	9	0	0

(4) その他の給付費

単位:千円

区分	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期計画			中長期の見込み	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定入所者介護サービス費等	88,873	85,457	83,651	74,697	67,223	69,394	72,826	90,291
高額介護サービス費等	58,815	66,356	64,518	67,433	68,026	69,800	73,506	90,937
高額医療合算介護サービス費等	7,488	8,227	6,359	8,772	9,037	9,272	9,762	12,075
審査支払手数料	3,112	3,358	3,309	3,554	3,665	3,764	3,969	4,804
合計	158,288	163,398	157,837	154,456	147,951	152,230	160,063	198,107

(5) 地域支援事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

単位:千円(括弧書きの数値を除く)

区分	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期計画			中長期の見込み	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・生活支援サービス事業								
介護予防訪問介護 事業費	32,980	35,349	36,428	37,802	39,188	40,464	43,142	45,648
相当サービス 利用者(人)	(165)	(173)	(168)	(176)	(178)	(181)	(186)	(222)
介護予防通所介護 事業費	106,054	108,520	111,830	116,047	120,208	124,126	132,347	139,742
相当サービス 利用者(人)	(317)	(318)	(300)	(323)	(328)	(333)	(343)	(408)
介護予防ケアマネジメント	16,473	16,280	16,777	17,410	18,048	18,636	19,869	21,023
その他の介護予防・生活支援サービス	5	23	56	152	156	158	162	162
一般介護予防事業	24,068	20,958	31,995	79,784	78,255	73,915	74,121	78,415
合計	179,580	181,130	197,086	251,195	255,855	257,299	269,641	284,990

② 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費

単位:千円

区分	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期計画			中長期の見込み	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	34,252	30,622	33,790	33,789	33,789	33,789	33,789	35,752
任意事業費	11,226	12,798	11,411	15,201	15,546	15,437	15,873	16,795
合計	45,478	43,420	45,201	48,990	49,335	49,226	49,662	52,547

③ 包括的支援事業(社会保障充実分)

単位:千円

区分	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期計画			中長期の見込み	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	2,969	5,787	5,963	5,964	5,976	5,982	5,995	6,343
生活支援体制整備事業	6,897	7,049	9,597	9,800	9,578	9,604	9,663	10,225
認知症総合支援事業	5,386	5,692	5,825	6,006	6,036	6,049	6,076	6,429
地域ケア会議推進事業	2,592	2,787	3,029	3,253	3,253	3,253	3,253	3,442
合計	17,844	21,315	24,414	25,023	24,843	24,888	24,987	26,439

【第7期計画(実績〔令和2年度は、見込み〕)と本計画(見込み)の比較】

単位:千円

標準給付費	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅(介護予防)サービス	1,648,526	1,684,867	1,677,924	1,875,600	1,960,816	2,047,933
地域密着型(介護予防)サービス	677,747	711,860	698,508	719,409	726,770	742,584
施設サービス	828,065	832,346	813,558	980,925	1,018,791	1,052,345
その他の給付費	158,288	163,398	157,837	154,456	147,951	152,230
合計	3,312,626	3,392,471	3,347,827	3,730,390	3,854,328	3,995,092

単位:千円

地域支援事業費	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	179,580	181,130	197,086	251,195	255,855	257,299
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	45,478	43,420	45,201	48,990	49,335	49,226
包括的支援事業(社会保障充実分)	17,844	21,315	24,414	25,023	24,843	24,888
合計	242,902	245,865	266,701	325,208	330,033	331,413

単位:千円

総事業費	第7期実績(令和2年度は見込み)			第8期計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費	3,312,626	3,392,471	3,347,827	3,730,390	3,854,328	3,995,092
地域支援事業費	242,902	245,865	266,701	325,208	330,033	331,413
合計	3,555,528	3,638,336	3,614,528	4,055,598	4,184,361	4,326,505

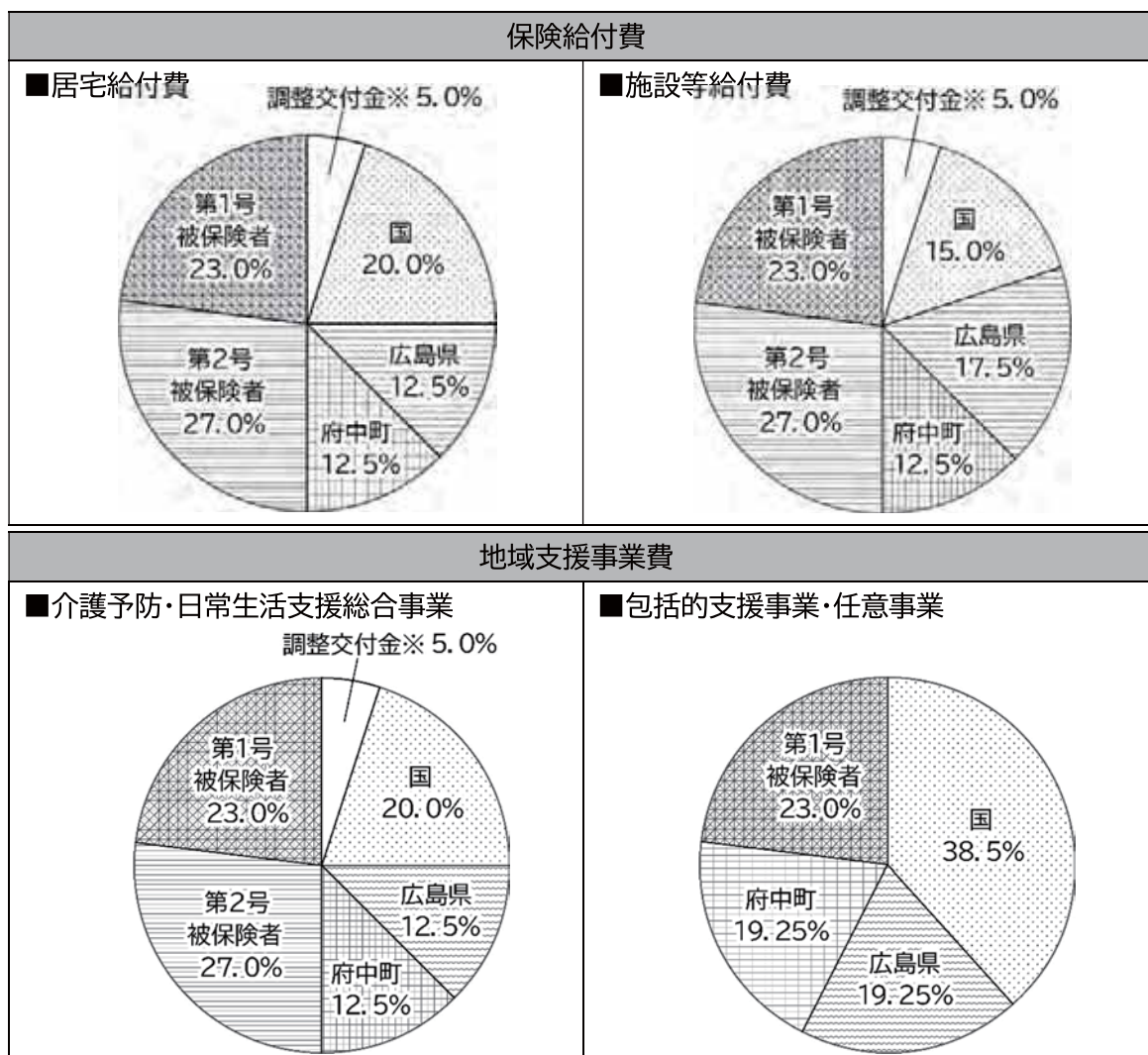
総事業費	第7期実績(令和2年度は見込み)	第8期計画(見込み)
	10,808,392千円	12,566,464千円

4.第1号被保険者の保険料

(1) 保険給付費・地域支援事業費の財源構成

介護保険は、介護を必要とする人が応分の負担をすることで介護サービスを受けられるように、社会全体で支えることを目的とした保険制度です。例えば、要介護・要支援認定を受けた人が介護サービスを受ける場合、収入に応じた自己負担割合で介護サービスを受けることができます。また、要介護・要支援認定を受けていない高齢者も対象にした介護予防のための取り組み等を実施しています。

これらの財源は、国、都道府県及び市町村がそれぞれ税金から負担しているほか、被保険者が納める介護保険料で支えられています。さらに、被保険者は、40歳から64歳の第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者に区分され、第1号被保険者と第2号被保険者の一人当たりの負担額が同じになるように、人口割合により3年毎に負担割合が見直されます。令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、それぞれ23%、27%となっています。また、第2号被保険者の介護保険料は加入している各医療保険の算定方法に基づいて納めていただき、第1号被保険者の介護保険料は各市町村で算定し、納めていただくこととなります。



※高齢者の所得や後期高齢者の割合に応じて市町村間で調整されます。

(2) 総事業費見込み

① 標準給付費の見込み

単位:千円

標準給付費	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護サービス給付費	3,575,934	3,706,377	3,842,862	11,125,173
居宅(介護予防)サービス	1,875,600	1,960,816	2,047,933	5,884,349
地域密着型(介護予防)サービス	719,409	726,770	742,584	2,188,763
施設サービス	980,925	1,018,791	1,052,345	3,052,061
その他の給付費	154,456	147,951	152,230	454,637
合計	3,730,390	3,854,328	3,995,092	11,579,810

※その他の給付費とは、特定入所者介護(予防)サービス費(低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付)、高額介護(予防)サービス費(利用者が1か月間に支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付)、高額医療合算介護(予防)サービス費(医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付)、審査支払手数料(国民健康保険団体連合会に支払う手数料)等です。

② 地域支援事業費の見込み

単位:千円

地域支援事業費	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	251,195	255,855	257,299	764,349
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	48,990	49,335	49,226	147,551
包括的支援事業(社会保障充実分)	25,023	24,843	24,888	74,754
合計	325,208	330,033	331,413	986,654

③ 総事業費の見込み

標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計したものである総事業費見込額は、本計画で約126億円となります。第7期計画の総事業費は、約108億円であり、比較して、本計画の総事業費は約16%増加する見込みです。

単位:千円

総事業費	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	3,730,390	3,854,328	3,995,092	11,579,810
地域支援事業費見込額	325,208	330,033	331,413	986,654
合計	4,055,598	4,184,361	4,326,505	12,566,464

(3) 第1号被保険者の介護保険料基準額

令和3年度から令和5年度までの3年間の標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額をもとに、第1号被保険者の保険料月額を推計しています。

本計画では、保険料の値上げを抑制するため、町の介護給付費準備基金を2億4千110万円繰り入れ活用します。

単位：千円(括弧書きの数値を除く)

(A)総事業費	12,566,464	標準給付費と地域支援事業費の合計
標準給付費	11,579,810	標準給付費(令和3年度～令和5年度)
地域支援事業費	986,654	地域支援事業費(令和3年度～令和5年度)
(B)第1号被保険者負担割合	(23.0%)	第1号被保険者の負担する割合
(C)調整交付金差引額	227,962	調整交付金相当額(5%)から調整交付金見込額を差し引いた額
(D)介護給付費準備基金繰入金	241,100	
(E)保険料予定収納率	(98.72%)	過去の収納実績をもとに推計したもの
(F)負担割合補正第1号被保険者数	(39,815人)	令和3年度～令和5年度の負担割合をもとに補正した第1号被保険者数の合計

$$\left[(A) \times (B) + (C) - (D) \right] \div (E) \div (F) \div 12\text{ヶ月}$$

$$= \text{保険料基準額(月額) } 6,100 \text{ 円}$$

(注) ・保険料基準額(月額)は、切り上げを基本とした端数処理上、実際の計算結果と一致しません。

・保険料基準額は、介護保険料所得段階が第5段階の人の保険料です。

コラム 介護保険料の推移

平成12年に介護保険制度が創設されて以降、要介護・要支援認定者の増加に比例して、介護保険料も増加しています。第1期からの介護保険料基準月額の推移は、次のとおりです。

区分	第1期 (H12～14)	第2期 (H15～17)	第3期 (H18～20)	第4期 (H21～23)	第5期 (H24～26)	第6期 (H27～29)	第7期 (H30～R2)
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円
広島県平均	3,040円	3,570円	4,444円	4,460円	5,411円	5,796円	5,961円
府 中 町	3,200円	3,400円	4,350円	4,300円	5,533円	5,741円	6,100円
(年額)	38,400円	40,800円	52,200円	51,600円	66,400円	68,900円	73,200円

(4) 介護保険料所得段階

① 介護保険料所得段階及び介護保険料率

総事業費の見込みから第1号被保険者の介護保険料を算定することになりますが、介護保険料は、所得に応じた段階を設けて負担していただいております。住民税の非課税者層に配慮した分を、課税者層が支えることで成り立っています。

なお、本計画の介護保険料所得段階及び介護保険料率は、第7期計画と変更はありません。

② 公費による低所得者層の介護保険料軽減

本計画では、前期計画に引き続き、消費税を財源とした公費の投入により、第1段階から第3段階までの介護保険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を行います。

対象者		保険料率	金額(年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.5 【軽減後】 ⇒0.3	22,000 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.65 【軽減後】 ⇒0.4	29,300 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超	0.75 【軽減後】 ⇒0.7	51,300 円
第4段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.85	62,300 円
第5段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超	1.00	73,200 円 (月額 6,100 円)
第6段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 125 万円未満	1.10	80,600 円
第7段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満	1.25	91,500 円
第8段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	1.50	109,800 円
第9段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	1.60	117,200 円
第10段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満	1.80	131,800 円
第11段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	2.00	146,400 円
第12段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	2.25	164,700 円
第13段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が 1,000 万円以上	2.30	168,400 円

(5) 収納対策

介護保険料の確実な収納は、制度運営の根幹をなすものであり、被保険者の負担の公平性の観点からも重要です。

そのため、制度内容の周知や納付相談を強化するとともに口座振替の加入促進を図ることで、納付環境を整備し、自主納付の推進を図ります。

特に、新規滞納者(65歳年齢到達者等)には、制度の趣旨普及を行い、初期段階での未納への対応を行います。

また、滞納対策においては、関係部署と連携し、十分な実態把握を行い、早期の電話催告や催告書の送付等による徴収対策を行うことにより、収納率の向上に努めます。

コラム 介護保険における課税年金収入額、合計所得金額、その他の合計所得金額

○課税年金収入額とは…

課税対象となる老齢(退職)年金のことで、遺族年金・障害年金は含まれません。

○合計所得金額とは…

年金収入や給与収入などから公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得などに係る特別控除を控除した金額をいいます。

○その他の合計所得金額とは…

合計所得金額から年金収入に係る所得を除いた所得金額をいいます。

なお、平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることとされました。これに伴い、意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険料の算定基礎となる「合計所得金額」や「課税年金収入及びその他の合計所得金額」の算定の見直しを行っています。

第6章 推進体制の確立

1. 連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、町はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、町民、すべてが関わっており、施策・事業を適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。そのため、本計画の一体的な推進にあたっては、行政内部における関係各課や府中町地域包括支援センター、府中町社会福祉協議会との連絡調整を図るとともに、地域においては、自治会や学校、医療機関、警察や消防、さらには福祉施設や介護保険事業所、あるいはボランティア団体など、関係機関・団体との連携を図り、町全体で計画目標の達成に向けた取り組みを行えるよう推進します。

2. 計画の周知・広報

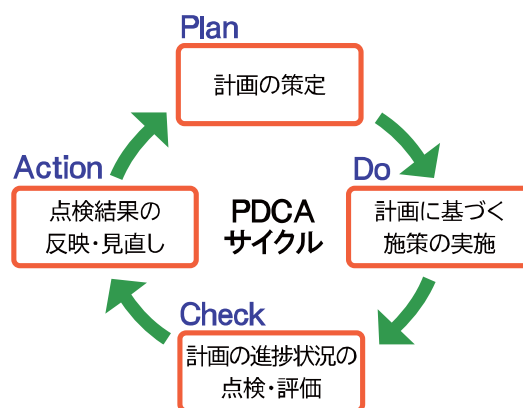
介護保険や高齢者保健福祉を進める上で、「広報」の役割は重要です。行政が実施していることや地域の活動等をわかりやすく町民に情報提供する体制づくりを進めます。また、広報の手段についても、広報誌、町ホームページをはじめ、各地域での出前講座の開催も積極的に行い、情報発信と情報交流を進めていきます。

3. 計画の進捗管理と評価

計画を着実に推進させるため、計画のとおり施策が実行できているか、整備状況に問題点が生じていないかなど、各種サービスの計画の進捗状況について、毎年度評価を行います。

また、毎年度「府中町介護保険事業運営協議会」を開催し、協議会における意見を参考に改善を図り、取り組みを充実させていきます。

なお、計画の各施策・事業については、計画のPDCAサイクルによって、円滑な事業の推進を図ります。



4. 計画の分析と公表

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによる分析などを活用し、高齢化の進展状況、要介護認定率の動向や介護サービスの利用状況など、地域の課題を的確に把握したうえで、分析結果等を勘案して、介護保険事業を推進します。計画の実施状況については、町ホームページ等を通じて公表に努めます。

第7章 資料編

1. 府中町高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成23年4月20日訓令第18号

府中町高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に基づく計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に基づく計画(以下「高齢者福祉計画等」という。)を策定するに当たり、これらの計画の内容の整合性を図り、調和を保つため、府中町高齢者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、高齢者福祉計画等の策定に当たり必要な検討及び意見の聴取を行うため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、13名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険事業者

2 委員会に委員の互選により委員長を置く。

3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉保健部高齢介護課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、高齢者福祉計画等の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月20日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第12号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月7日訓令第14号)

この訓令は、令和2年4月7日から施行する。

2.府中町高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

(任期)令和2年5月14日～令和3年3月31日

組織 (要綱3条区分)	推薦団体	氏 名
(1)介護保険被保険者を代表する者	府中町老人クラブ連合会	東 雄 二
	府中町北部町内会連合会	◎小田 賢太郎
	府中町南部町内会連合会	根木 文彦
	府中町認知症の人と家族の会	杉田 久美子
(2)保健・医療・福祉関係者	府中町医師会	中 條 進
	府中町歯科医師会	○小田 恵子
	一般社団法人安芸薬剤師会	土居 典子
	府中町民生委員児童委員協議会連合会	西本 詞行
	社会福祉法人府中町社会福祉協議会	池口 豊記
(3)介護保険事業者	一般社団法人安芸地区医師会	寺尾 晴美
	社会福祉法人 FIG 福祉会	池田 真純
	府中町域介護サービス事業者連絡協議会	小代 桜

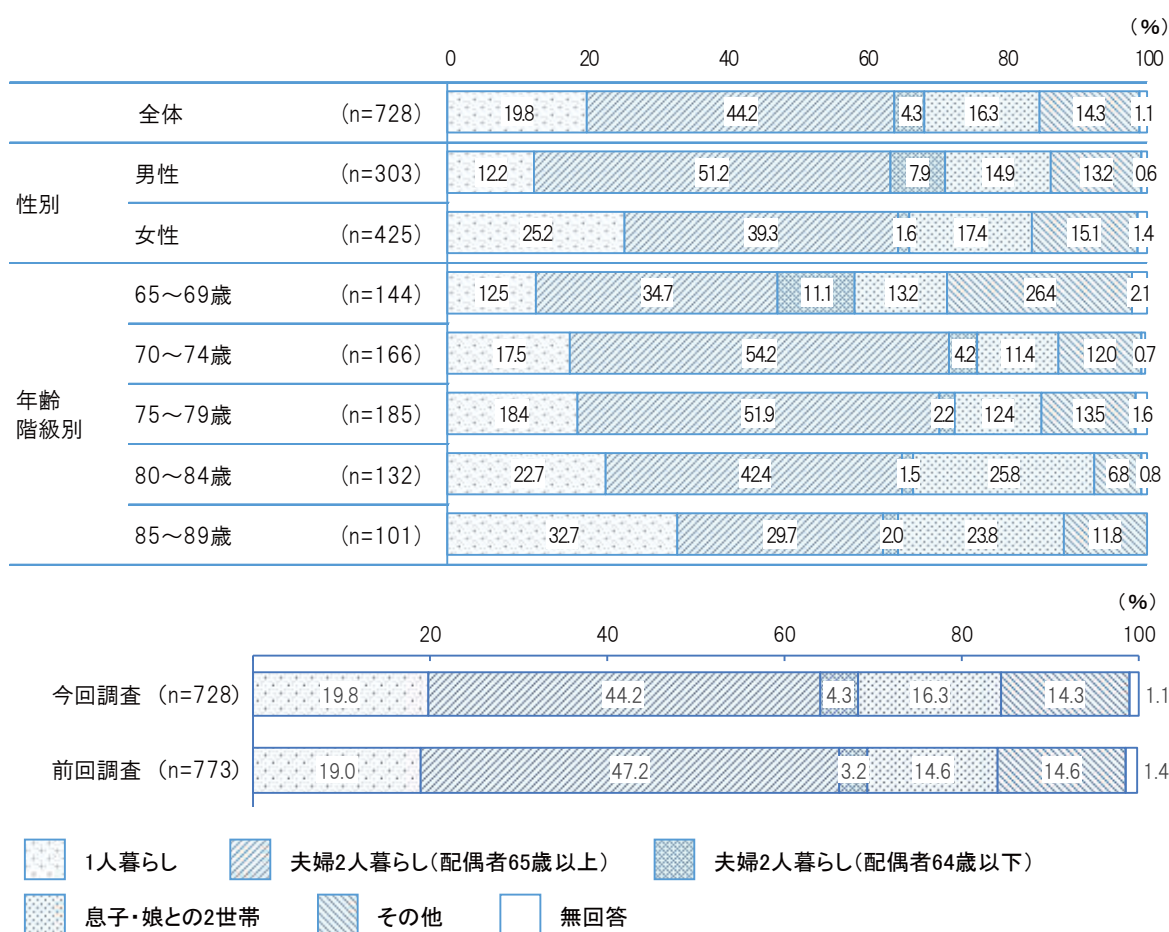
◎委員長 ○職務代理者

3.高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 家族構成

- 「1人暮らし」は男性が12.2%、女性が25.2%と男性に比べ女性が13.0ポイント高い。
 ○「1人暮らし」は85～89歳で32.7%と他の年齢階級よりも10ポイント以上高くなっている。
 ○前回調査と比較すると、世帯構成比率に大きな差はみられない。

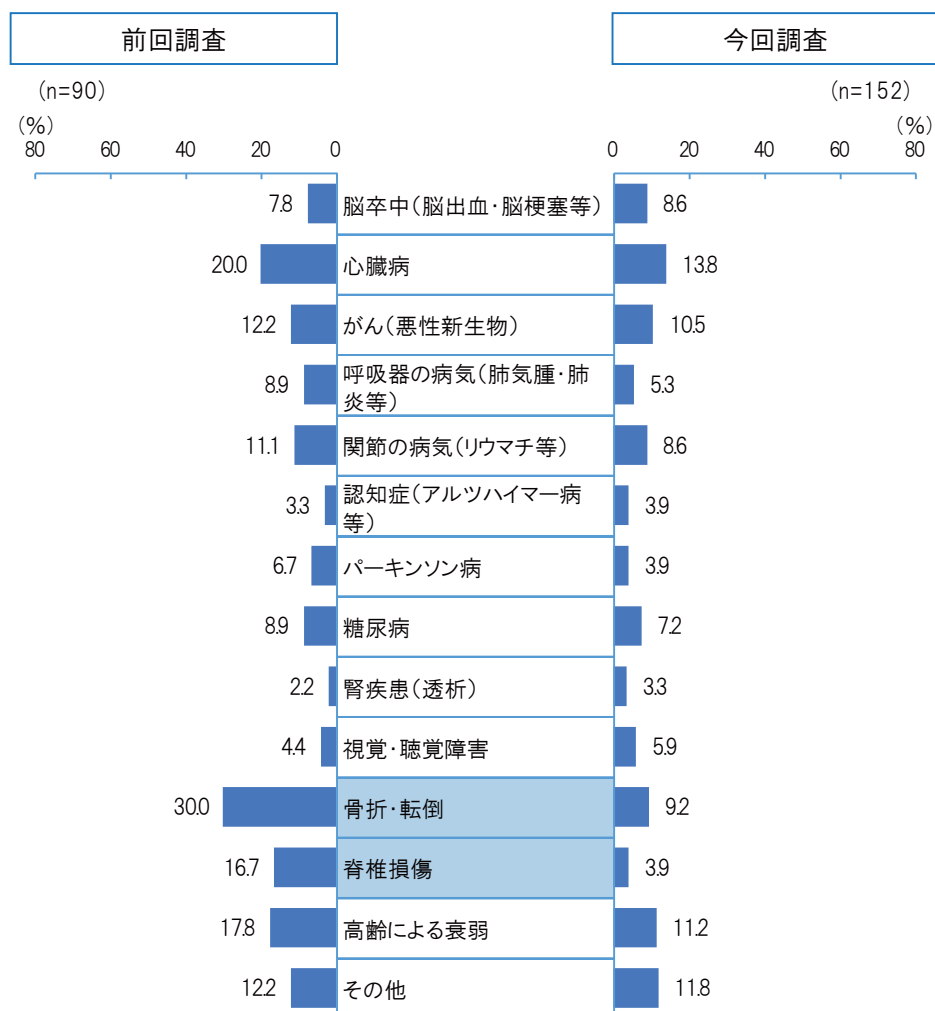


② 介護・介助が必要になった主な原因

※介護・介助を必要としている人のみ回答

○「心臓病」(13.8%)、「高齢による衰弱」(11.2%)、「がん(悪性新生物)」(10.5%)の順で割合が高くなっている。(「その他」を除く)

○「骨折・転倒」「脊椎損傷」は、前回調査結果よりも10ポイント以上低くなっている。



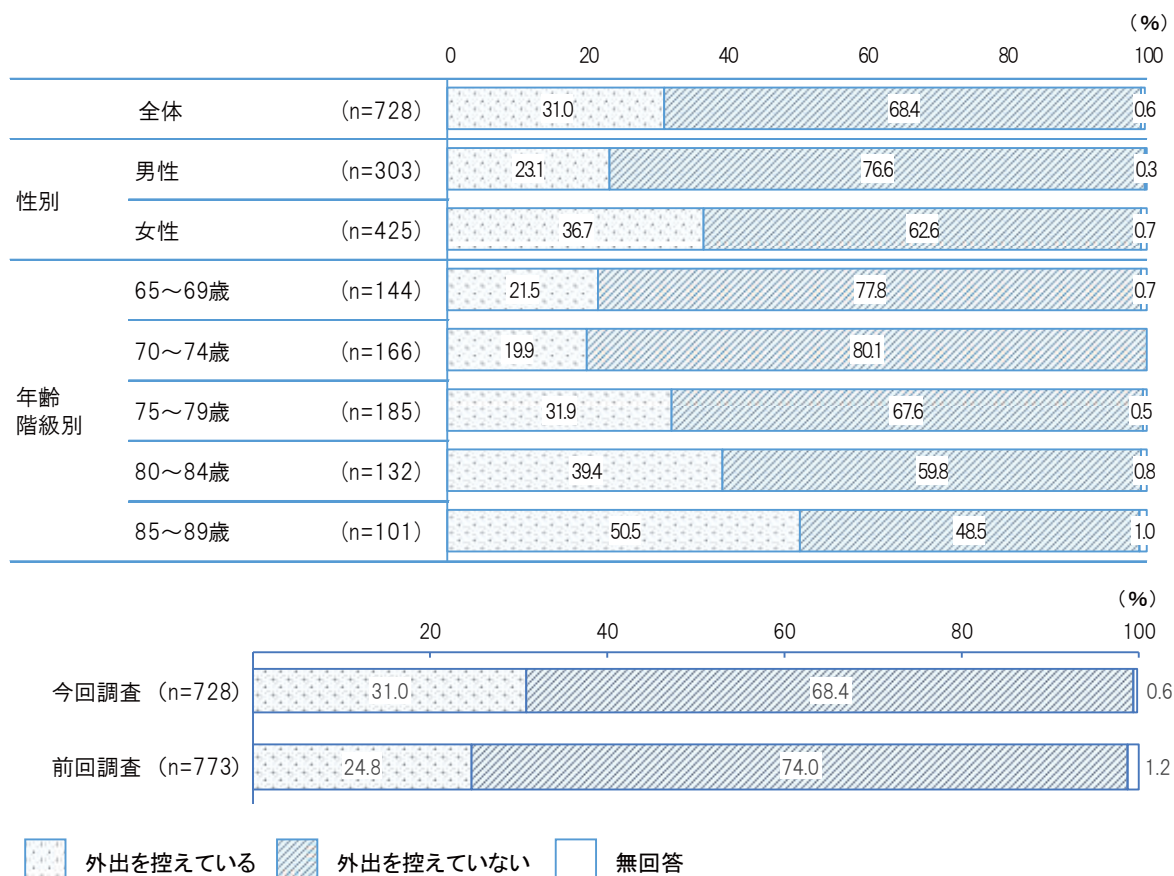
③ 外出を控えていること

○外出を控えている人は31.0%となっている。

○外出を控えている人は、男性が23.1%、女性が36.7%と男性に比べ女性が13.6ポイント高くなっている。

○年齢が高くなるにつれ、外出を控えている人の割合が高くなる傾向にある。

○前回調査と比較すると、外出を控えている人の割合は、6.2ポイント高くなっている。

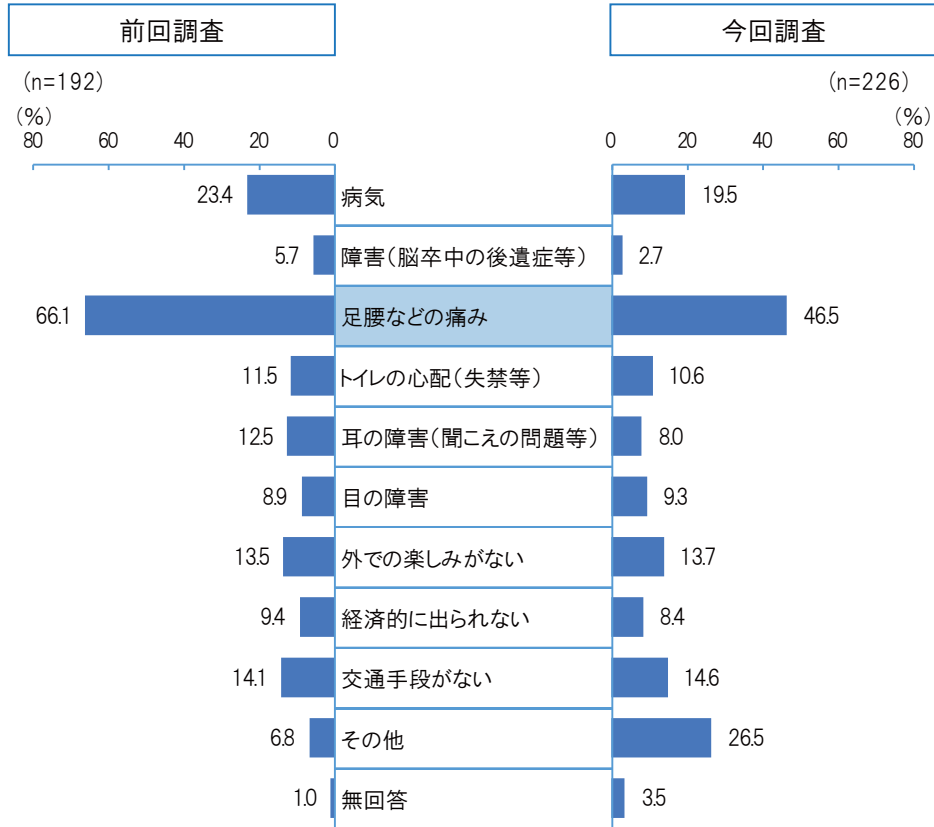


④ 外出を控えている理由

※外出を控えている人のみ回答

○「足腰などの痛み」が46.5%と最も割合が高い。

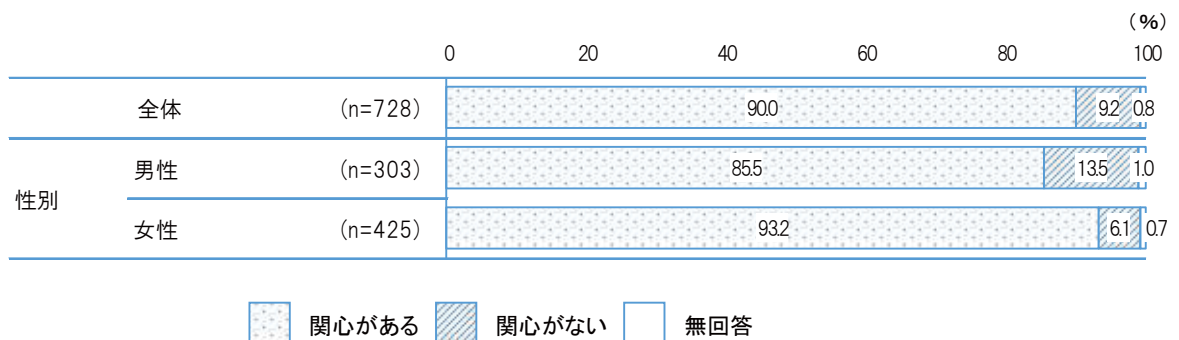
○「足腰などの痛み」は、前回調査結果よりも10ポイント以上低くなっている。



⑤ 健康についての記事や番組への関心の有無

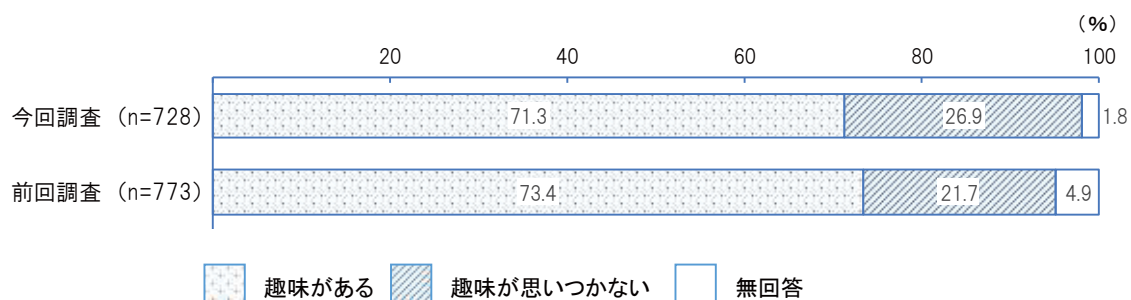
○健康についての記事や番組に関心がある人は、9割を占めている。

○健康についての記事や番組に関心がある人の割合は、女性が男性よりも7.7ポイント高くなっている。



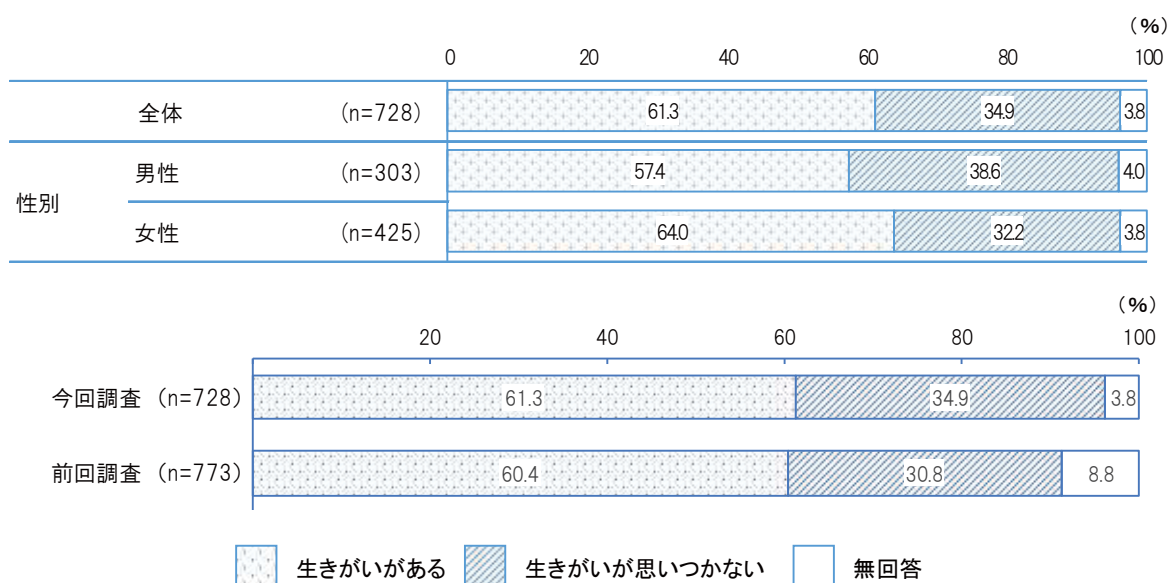
⑥ 趣味の有無

- 趣味がある人は、7割を超えている。
- 趣味がある人の割合は、前回調査とほぼ同じである。



⑦ 生きがいの有無

- 生きがいがある人は、61.3%である。
- 生きがいがある人の割合は、男性が57.4%、女性が64.0%と男性に比べ女性が6.6ポイント高くなっている。
- 生きがいがある人の割合は、前回調査とほぼ同じである。

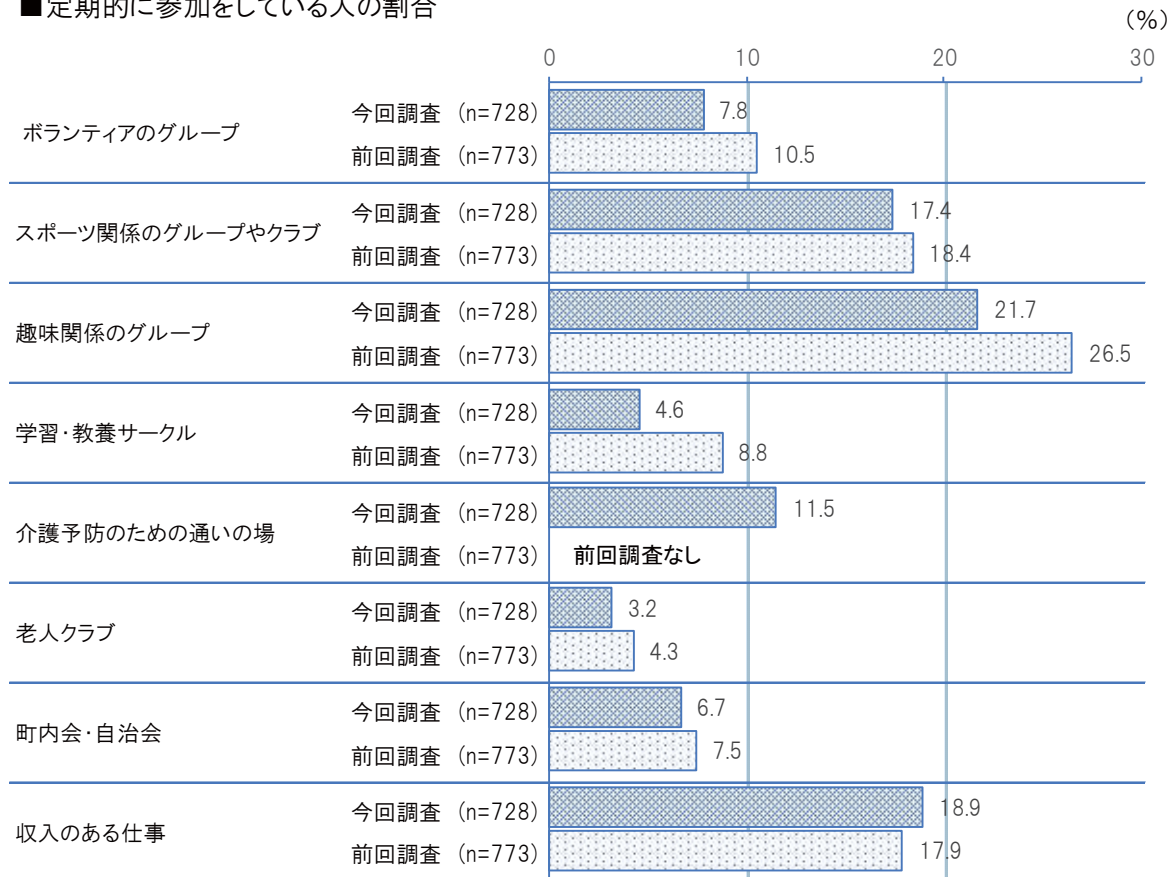


⑧ 会・グループ等への参加状況

※「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」「参加していない」の選択肢のうち、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」を「定期的参加」と位置づけ集計をしました。

○前回調査と比較すると、会・グループ等への「定期的参加」の割合は全体的に低くなっているが、「収入のある仕事」は、前回調査結果よりも高くなっている。

■ 定期的に参加をしている人の割合



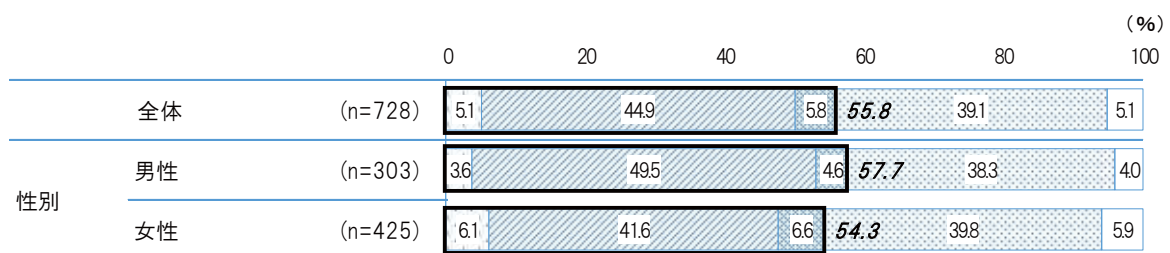
⑨ 地域づくり活動への参加意向

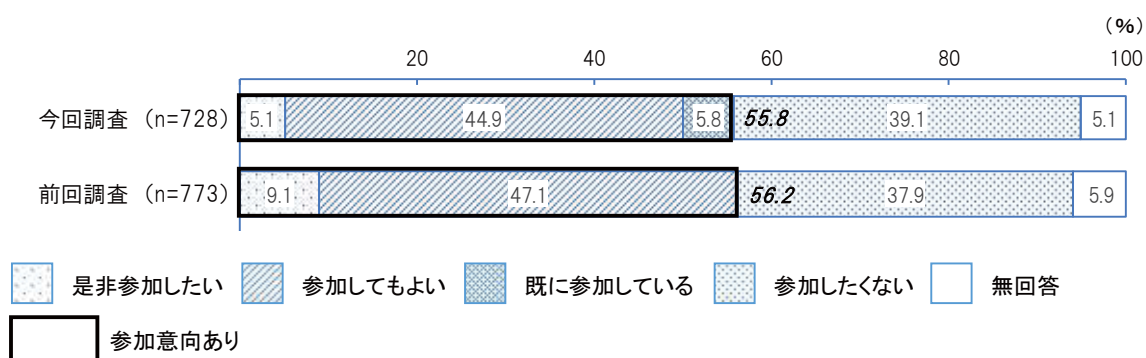
※「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」「参加したくない」の選択肢のうち、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を「参加意向あり」と位置づけ集計をしました。

※前回の調査では、「既に参加している」が選択肢に含まれていません。

【参加者としての参加意向】

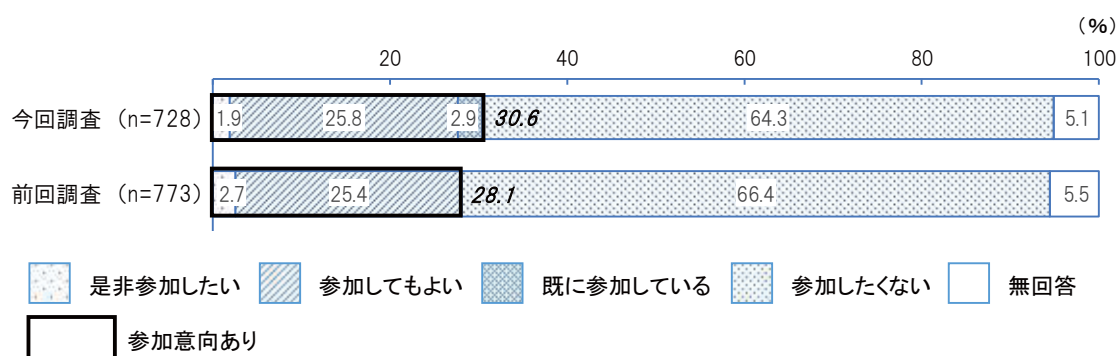
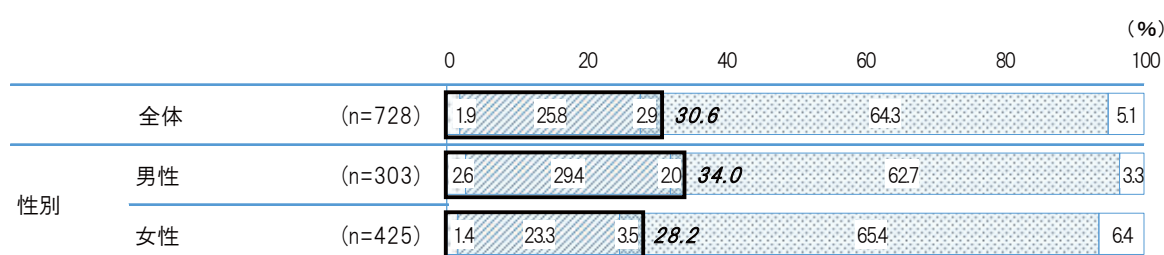
○「参加意向あり」が55.8%と半数を超えている。
○「参加意向あり」の割合は、前回調査とほぼ同じである。





【企画・運営(お世話役)としての参加意向】

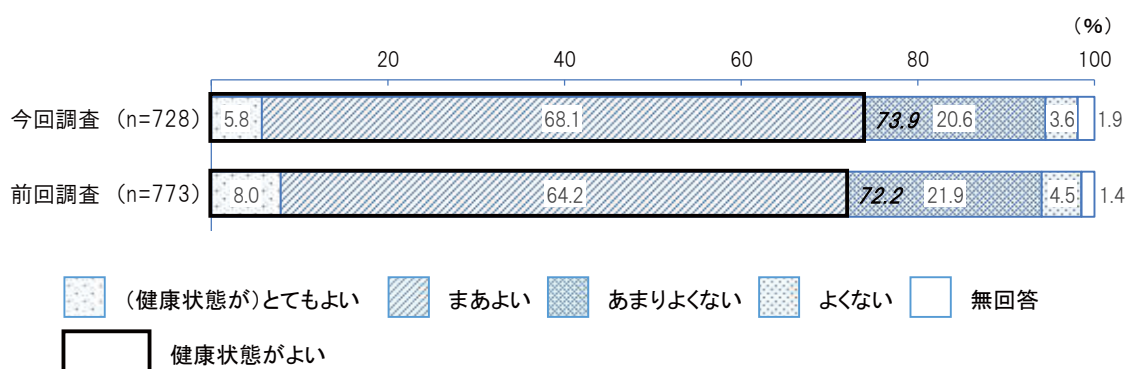
- 「参加意向あり」は、30.6%となっている。
 ○「参加意向あり」の割合は、前回調査とほぼ同じである。



⑩ 主観的に見た自分の健康度

※「(現在の健康状態が)とてもよい」「まあよい」「あまりよくない」「よくない」の選択肢のうち、「とてもよい」「まあよい」を「健康状態がよい」と位置づけ集計をしました。

- 「健康状態がよい」が73.9%となっている。
 ○「健康状態がよい」の割合は、前回調査とほぼ同じである。

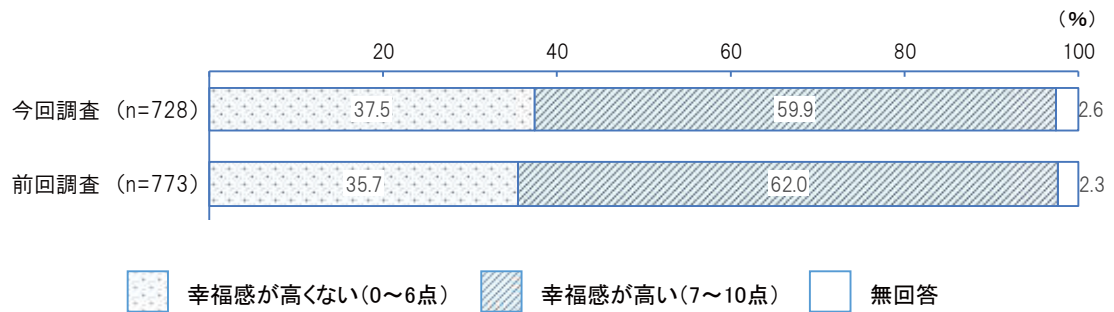


⑪ 主観的に見た自分の幸福度

※自分の幸福度を0～10点(「とても不幸」が0点、「とても幸せ」が10点)で点数化してもらい、7点以上を「幸福感が高い」と位置づけ集計をしました。

○「幸福感が高い」が59.9%となっている。

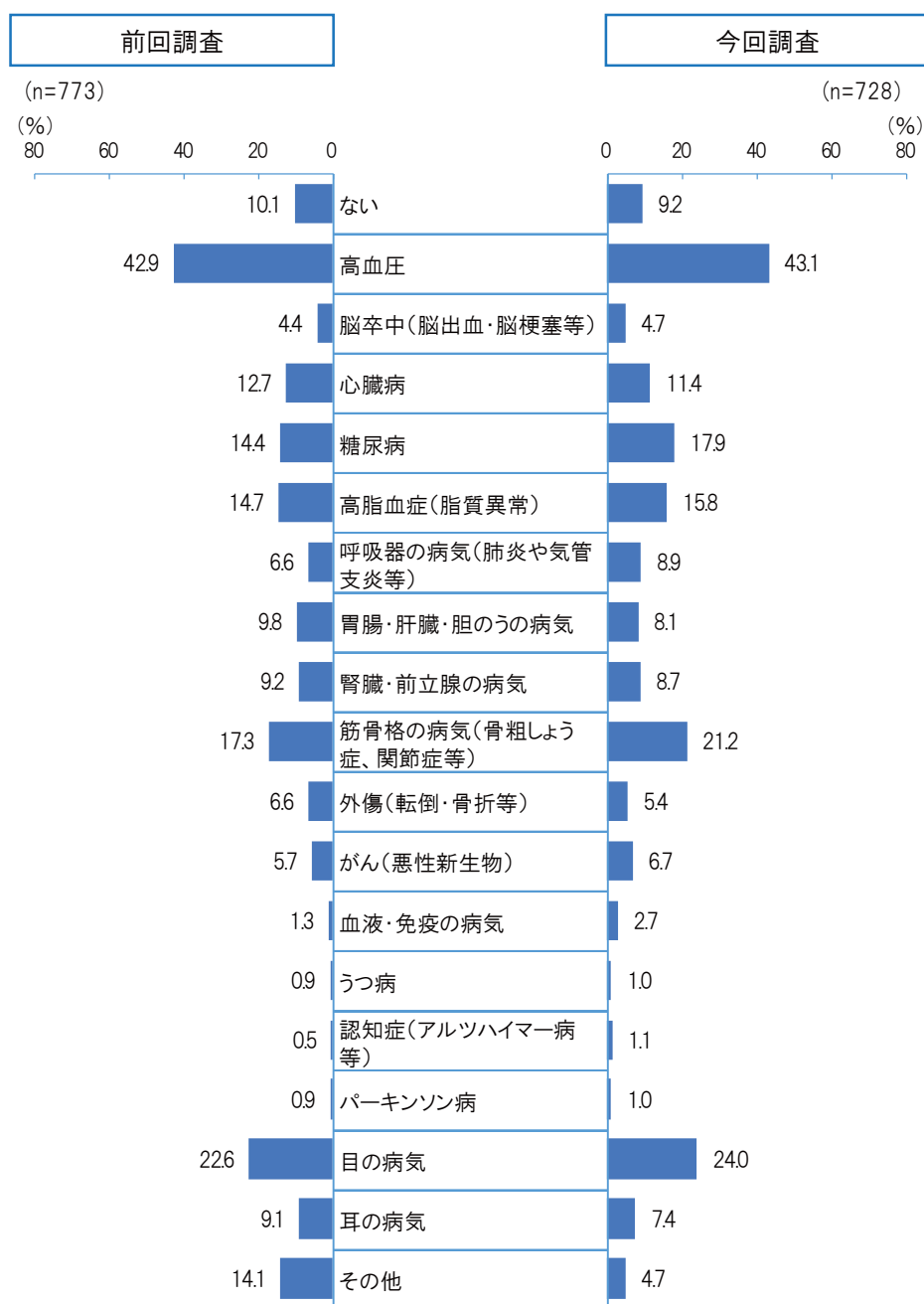
○「幸福感が高い」の割合は、前回調査とほぼ同じである。



⑫ 現在治療中または後遺症のある病気の有無

○「高血圧」(43.1%)、「目の病気」(24.0%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(21.2%)の順で割合が高くなっている。

○前回調査と差が最も大きいのは、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」で、今回が3.9ポイント高くなっている。

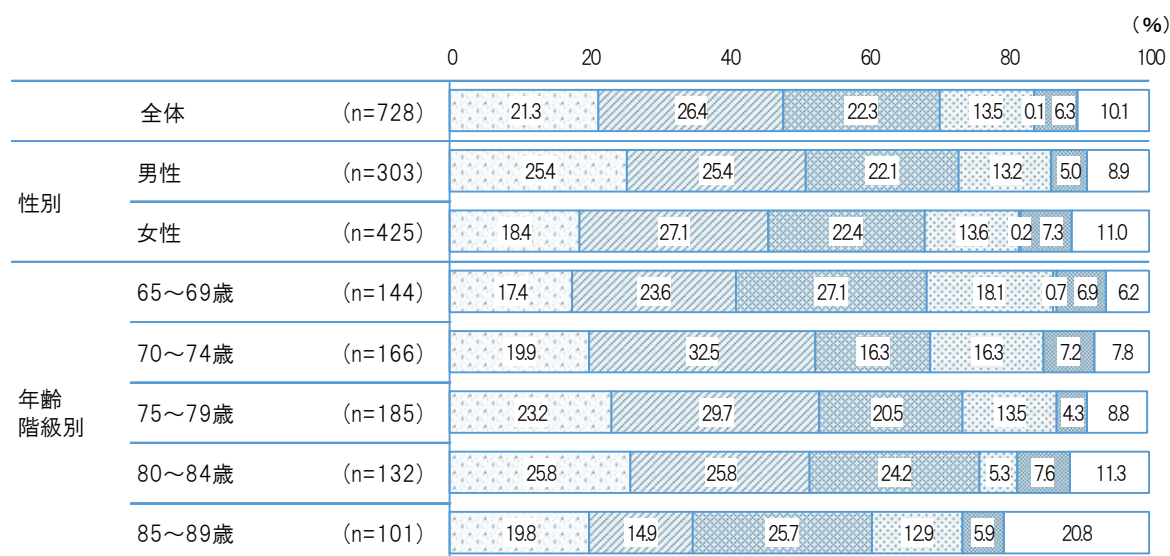


⑬ 介護が必要になった時の希望する暮らし方

○「常時何らかの介護が必要な状態になっても、家族に過度の負担をかけず生活できるのであれば、在宅で暮らしたい。」(26.4%)、「介護が必要な状態になれば、施設に入りたい。」(22.3%)、「在宅(自宅や家族との同居)で、家族の介護や介護サービスを利用しながら暮らしたい。」(21.3%)の順で割合が高くなっている。

○性別でみると、「在宅(自宅や家族との同居)で、家族の介護や介護サービスを利用しながら暮らしたい。」では男性が25.4%、女性が18.4%と女性に比べ男性が7.0ポイント高くなっている。

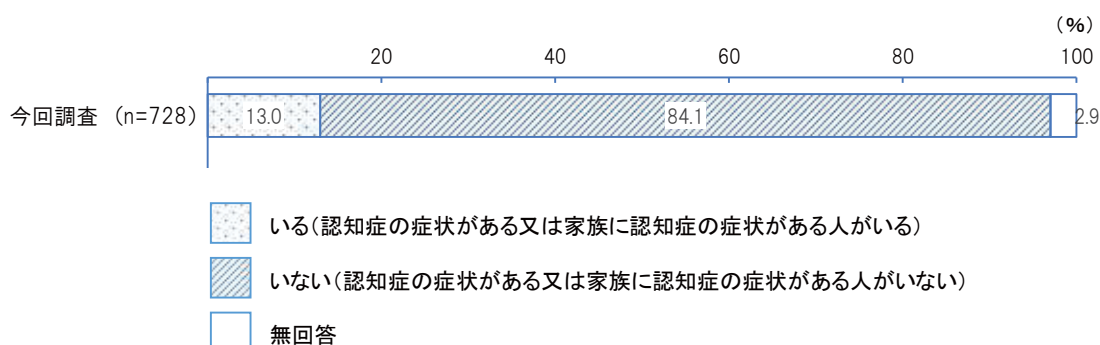
○年齢階級別にみると、年齢が高くなるにつれ「常時何らかの介護が必要になった段階で、施設に入りたい。」の割合は低くなる傾向にある。



-  在宅(自宅や家族との同居)で、家族の介護や介護サービスを利用しながら暮らしたい。
-  常時何らかの介護が必要な状態になっても、家族に過度の負担をかけず生活できるのであれば、在宅で暮らしたい。
-  介護が必要な状態になれば、施設に入りたい。
-  常時何らかの介護が必要になった段階で、施設に入りたい。
-  その他
-  わからない。
-  無回答

⑭ 認知症の症状のある人の有無

○認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の有無について、「いる」が13.0%となっている。

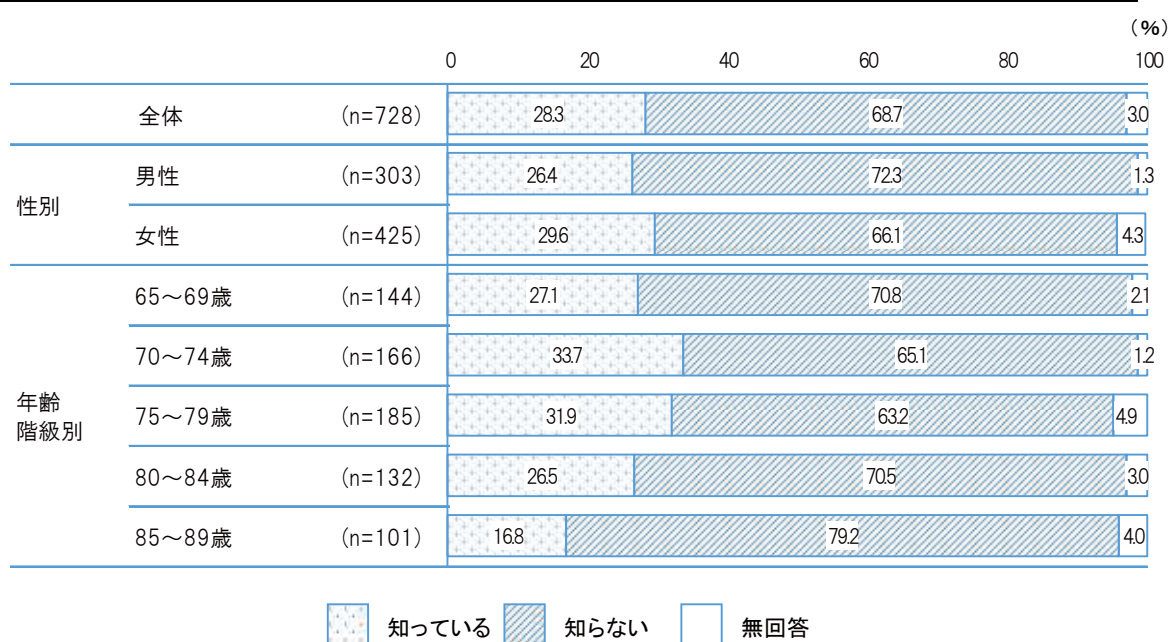


⑮ 認知症に関する相談窓口の周知度

○全体でみると、「知っている」(認知症に関する相談窓口を知っている方)が28.3%、「知らない」(認知症に関する相談窓口を知らない方)が68.7%となっている。

○性別でみると、「知らない」(認知症に関する相談窓口を知らない方)では男性が72.3%、女性が66.1%と女性に比べ男性が6.2ポイント高くなっている。

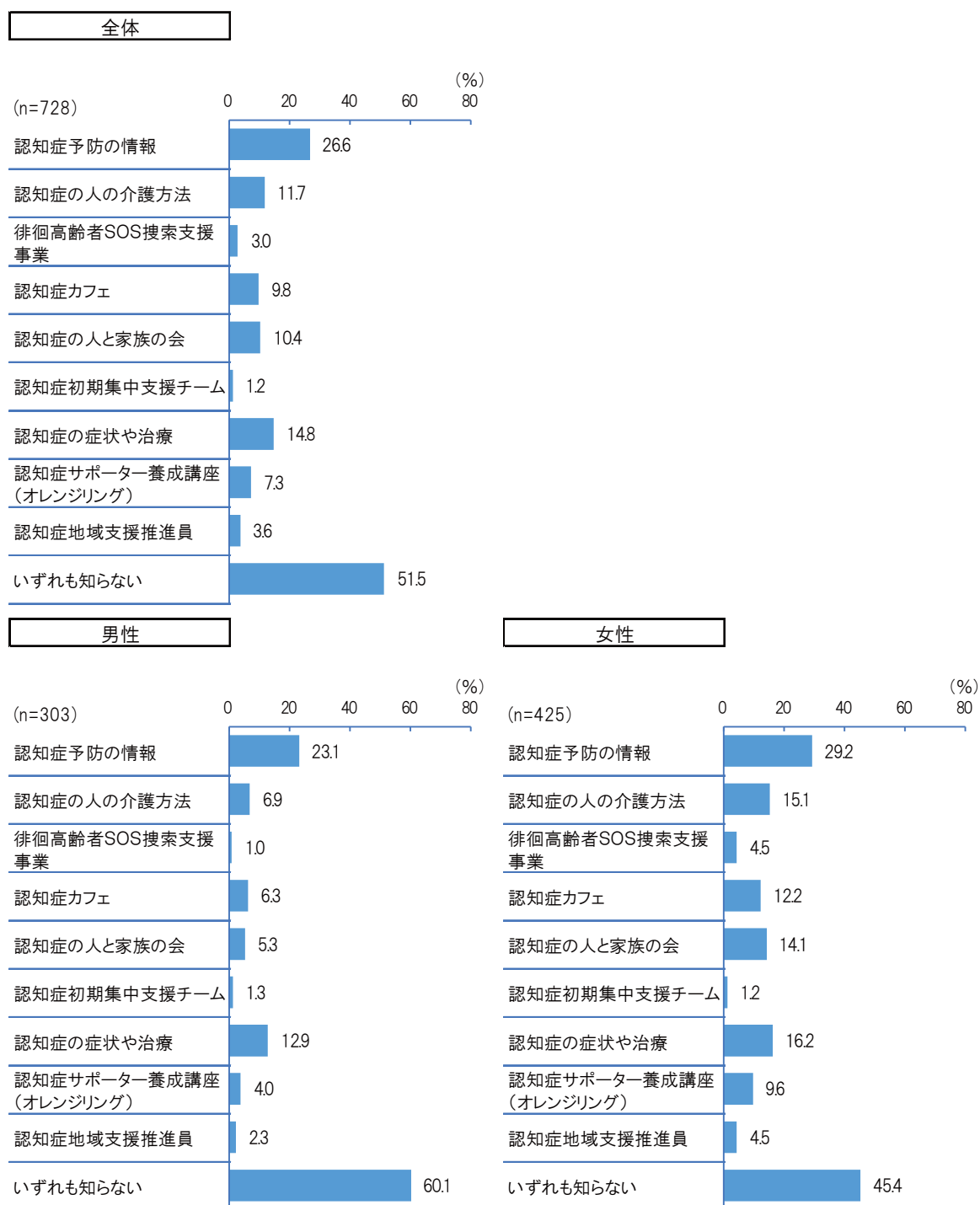
○年齢階級別でみると、「知らない」(認知症に関する相談窓口を知らない方)では85～89歳が79.2%と他の年齢層よりも8ポイント以上高くなっている。



⑩ 認知症について知っていること

○「いずれも知らない」が51.5%と最も高く、次いで「認知症予防の情報」(26.6%)、「認知症の症状や治療」(14.8%)となっている。

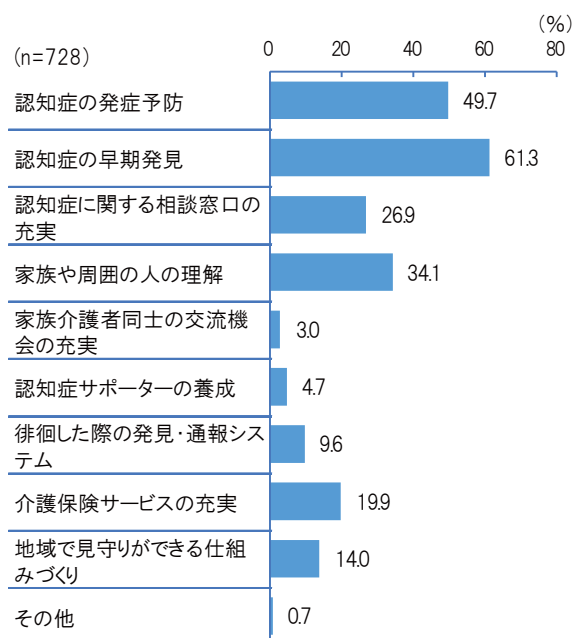
○性別でみると、「いずれも知らない」では、女性に比べ男性が14.7ポイント高くなっている。
また、「認知症予防の情報」では6.1ポイント、「認知症の人の介護方法」では8.2ポイント、「認知症カフェ」では5.9ポイント、「認知症の人と家族の会」では8.8ポイント、「認知症サポーター養成講座(オレンジリング)」では、男性に比べ女性が5.6ポイント高くなっている。



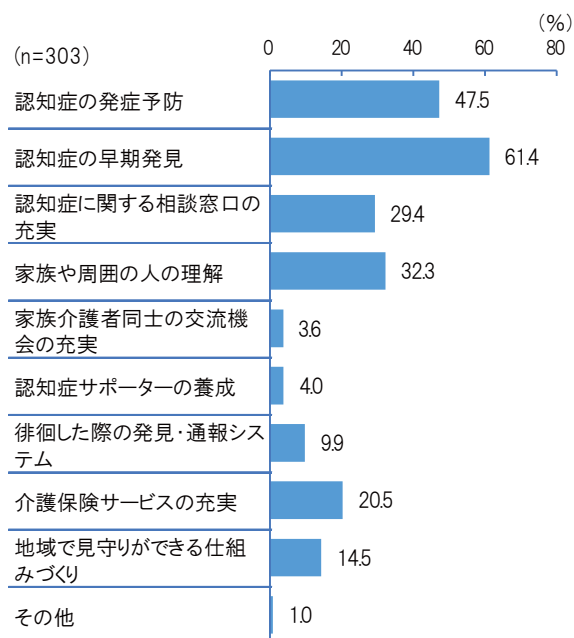
⑰ 認知症施策に対して必要だと思うこと

○全体でみると、「認知症の早期発見」が61.3%と最も高く、次いで「認知症の発症予防」(49.7%)、「家族や周囲の人の理解」(34.1%)となっている。

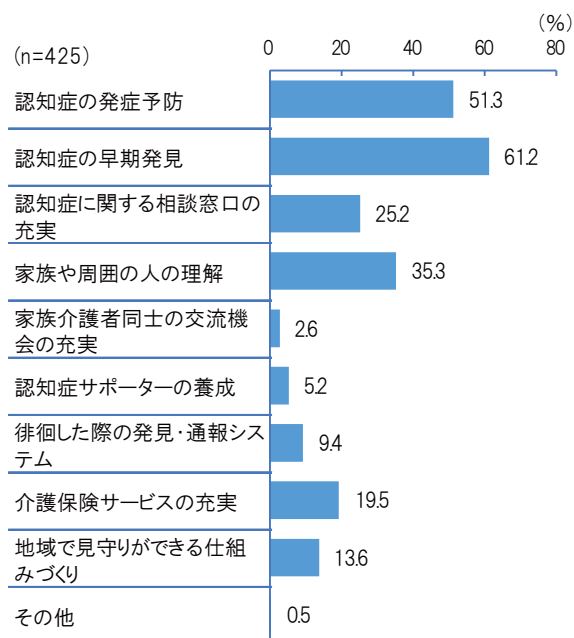
全体



男性



女性



⑱ 各種リスクの発生状況

※今回のアンケート調査では、「運動器の機能低下」「転倒リスク」「閉じこもり傾向」「低栄養状態」「口腔機能の低下」「認知機能の低下」「IADLの低下」「うつ傾向」「知的能動性の低下」「社会的役割の低下」の10項目において機能低下等の有無をアンケートの回答内容をもとに判定しています。

用語の意味は次のとおりです。

- ・IADL(手段的日常生活動作)とは買物・料理・金銭管理など、ADL(日常生活動作)よりも高い自立した日常生活を送る能力のことです。
- ・知的能動性とは新聞を読む、読書など、情報を自ら収集して表現できる能力のことです。
- ・社会的役割とは人を思いやる、相談にのる、他の世代との積極的な交流など、他者との関わりをもつ能力のことです。

【性別】

○男性では「社会的役割の低下」(71.0%)、「認知機能の低下」(43.2%)、「知的能動性の低下」(42.6%)、「うつ傾向」(42.2%)が高くなっている。

○女性では「社会的役割の低下」(61.6%)、「うつ傾向」(54.1%)、「認知機能の低下」(49.4%)が高くなっている。

○性別による差が大きいのは、「うつ傾向」「社会的役割の低下」「運動器の機能低下」である。

(%)

	全体 n=728	男性 n=303	女性 n=425	男性-女性
運動器の機能低下	22.1	17.2	25.6	-8.4
転倒リスク	36.8	36.3	37.2	-0.9
閉じこもり傾向	16.2	14.9	17.2	-2.3
低栄養状態	1.2	0.7	1.6	-0.9
口腔機能の低下	26.5	27.7	25.6	2.1
認知機能の低下	46.8	43.2	49.4	-6.2
IADLの低下	5.8	7.3	4.7	2.6
うつ傾向	49.2	42.2	54.1	-11.9
知的能動性の低下	38.6	42.6	35.8	6.8
社会的役割の低下	65.5	71.0	61.6	9.4

※割合は各項目の合計(n)を母数としています。

【年齢階級別】

○すべての年齢階級で「社会的役割の低下」「うつ傾向」「認知機能の低下」が高くなっている。

(%)

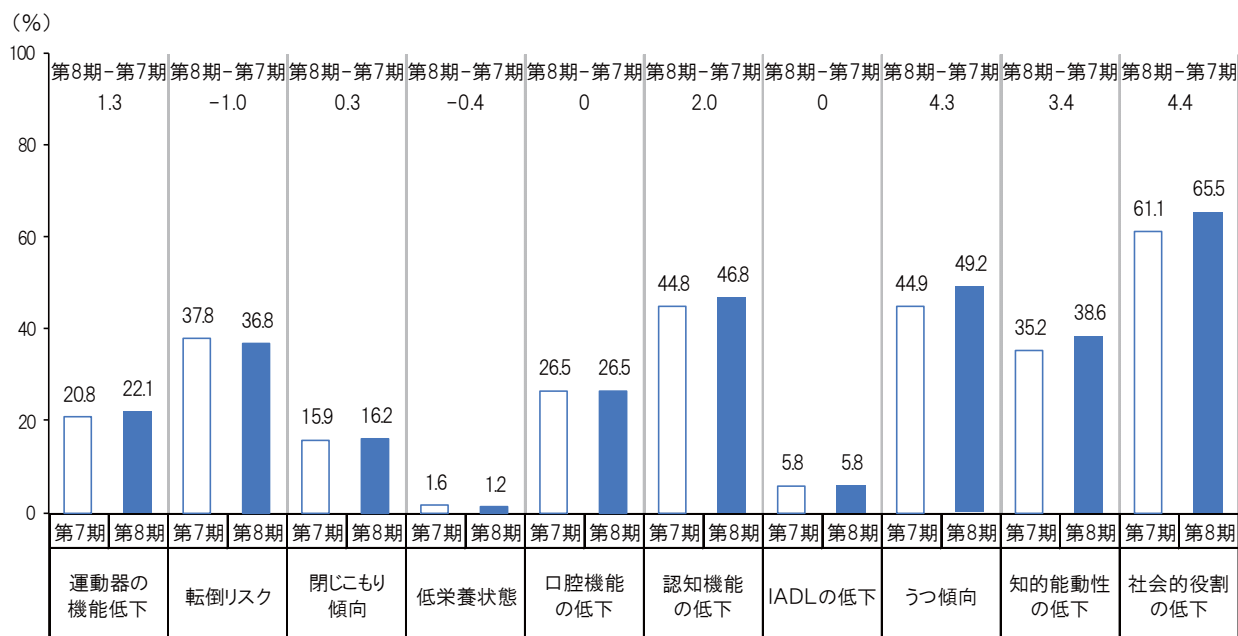
	全体 n=728	65～69歳 n=144	70～74歳 n=166	75～79歳 n=185	80～84歳 n=132	85～89歳 n=101
運動器の機能低下	22.1	5.6	9.6	26.5	35.6	40.6
転倒リスク	36.8	23.6	28.9	41.6	45.5	48.5
閉じこもり傾向	16.2	13.2	12.0	13.0	23.5	23.8
低栄養状態	1.2	0.7	1.2	1.1	1.5	2.0
口腔機能の低下	26.5	16.7	18.1	29.2	32.6	41.6
認知機能の低下	46.8	43.8	34.3	50.8	47.7	63.4
IADLの低下	5.8	2.8	5.4	7.0	6.1	7.9
うつ傾向	49.2	50.0	41.0	53.5	50.8	51.5
知的能動性の低下	38.6	39.6	38.0	37.8	38.6	39.6
社会的役割の低下	65.5	72.2	58.4	65.4	60.6	74.3

※割合は各項目の合計(n)を母数としています。

【前回調査との比較】

○前回調査と比較すると、全ての項目が5ポイント以内の差となっている。

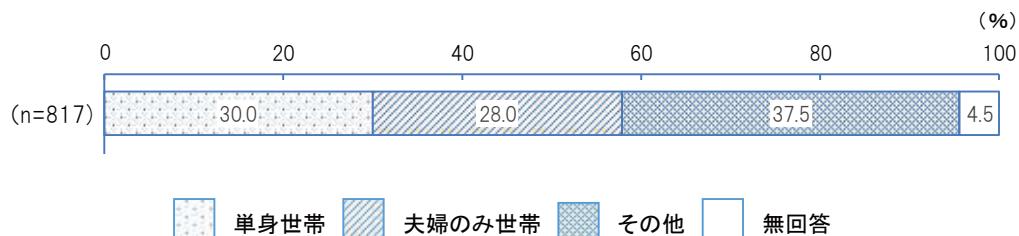
○最も差が大きかったのは「社会的役割の低下」で、前回調査よりも該当者の割合が4.4ポイント高くなっている。



(2) 在宅介護実態調査

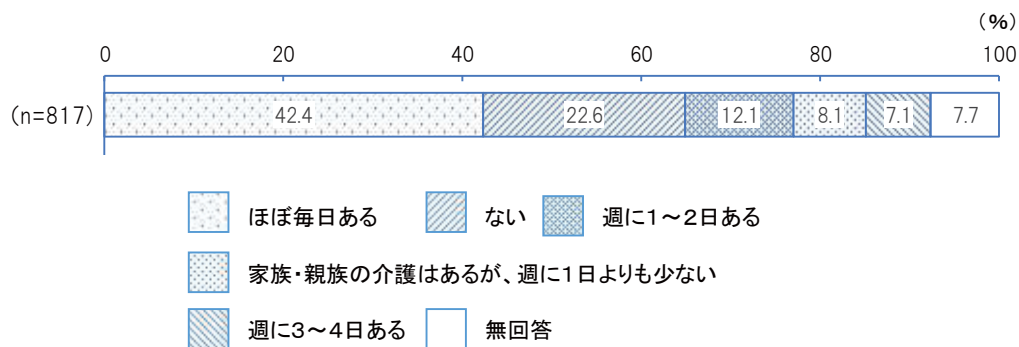
① 家族構成

○「単身世帯」が30.0%、「夫婦のみ世帯」が28.0%となっている。



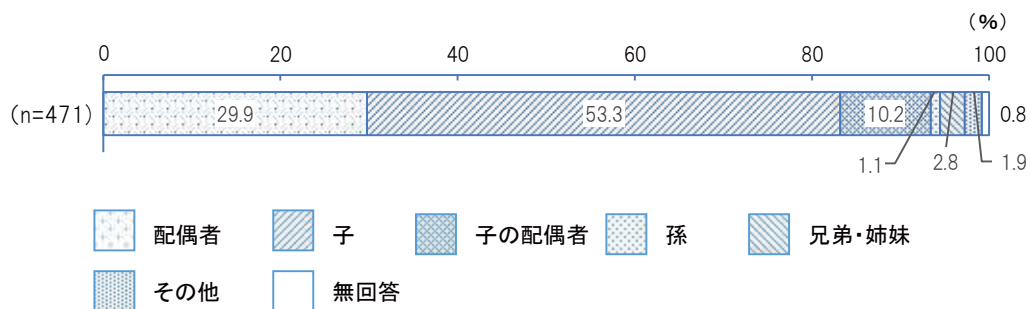
② 介護の頻度

○家族や親族からの介護の頻度の割合をみると「ほぼ毎日ある」が42.4%と最も高く、次いで「ない」が22.6%、「週に1～2回ある」が12.1%となっている。



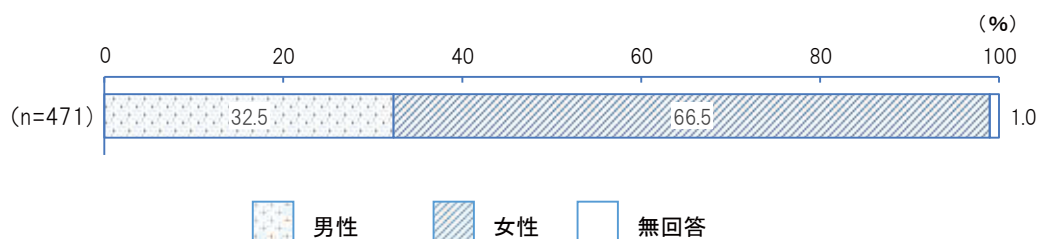
③ 主な介護者

○主な介護者の割合をみると「子」が53.3%と最も高く、次いで「配偶者」が29.9%、「子の配偶者」が10.2%となっている。



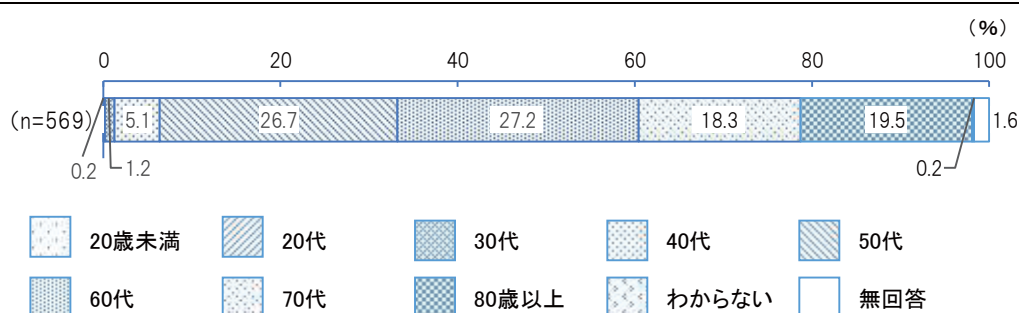
④ 主な介護者の性別

○主な介護者の性別の割合をみると、「男性」が32.5%、「女性」が66.5%となっている。



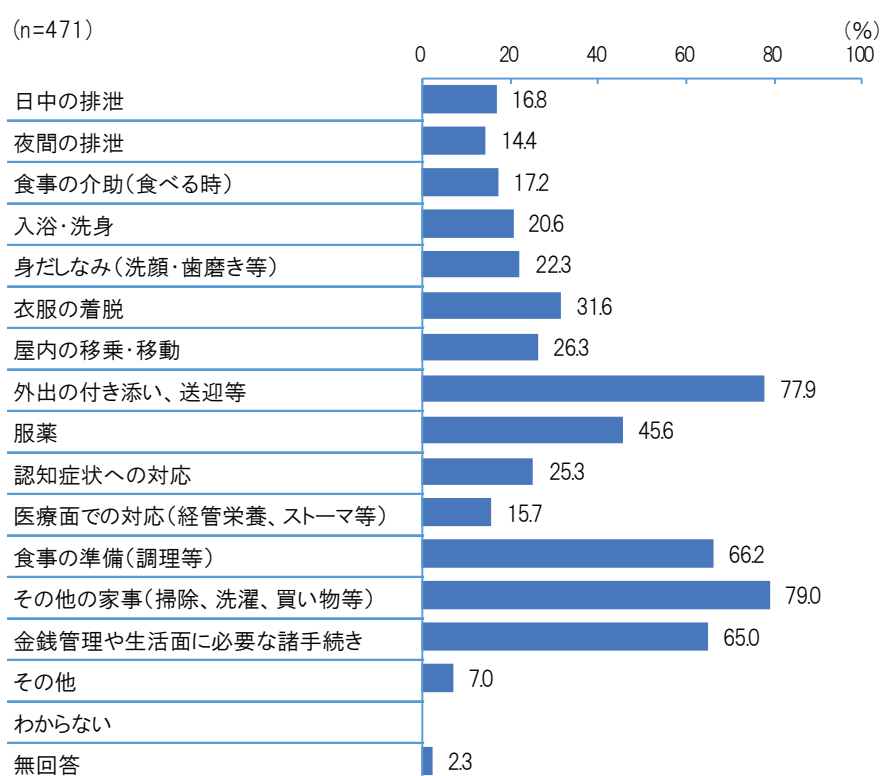
⑤ 主な介護者の年齢

○主な介護者の年齢の割合をみると「60代」が27.2%と最も高く、次いで「50代」が26.7%、「80歳以上」が19.5%となっている。



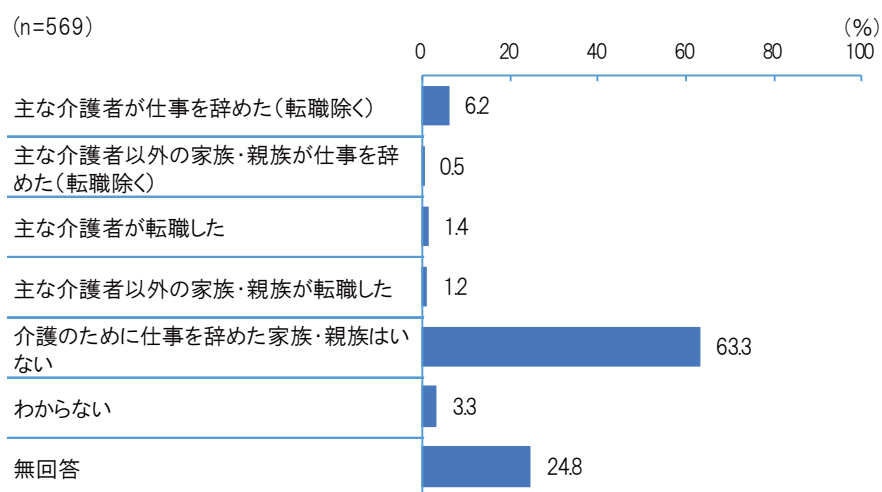
⑥ 主な介護者が行っている介護等

○主な介護者の方が行っている介護等の割合をみると「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が79.0%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が77.9%、「食事の準備(調理等)」が66.2%となっている。



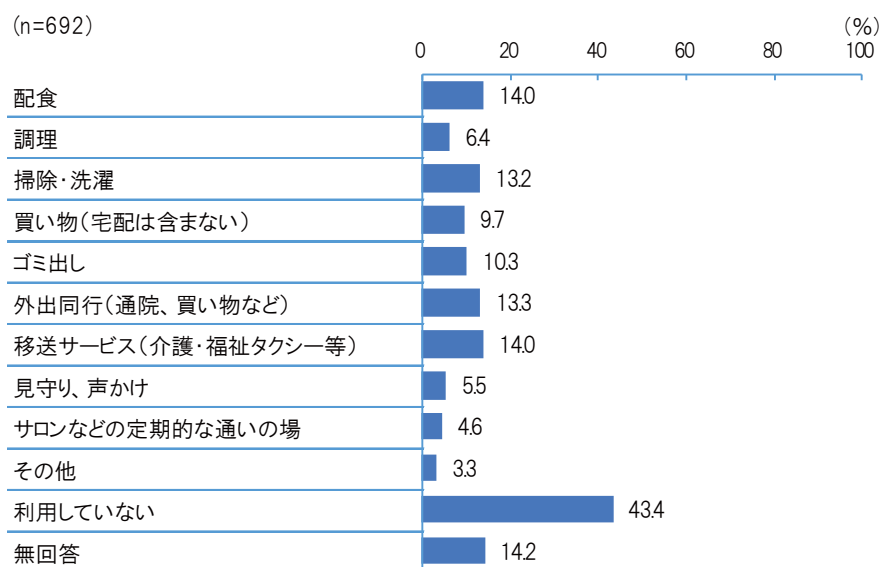
⑦ 介護を理由に退職した介護者の有無

○過去1年間に介護を理由に退職した介護者の有無の割合をみると「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が63.3%と最も高くなっている。
○「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」と回答した方は6.2%となっている。



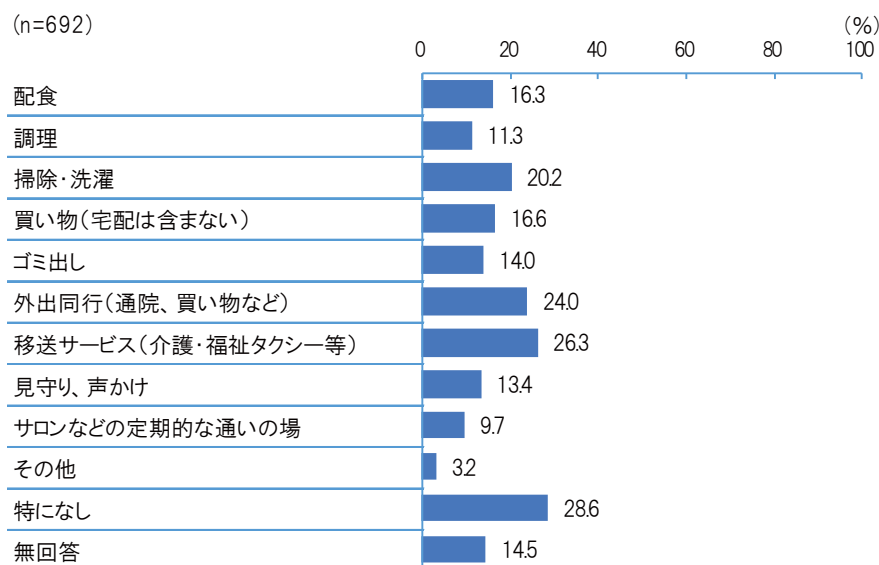
⑧ 利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス

○利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスの割合をみると「配食」「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が14.0%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が13.3%、「掃除・洗濯」が13.2%となっている。
○「利用していない」と回答した人は43.4%となっている。



⑨ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

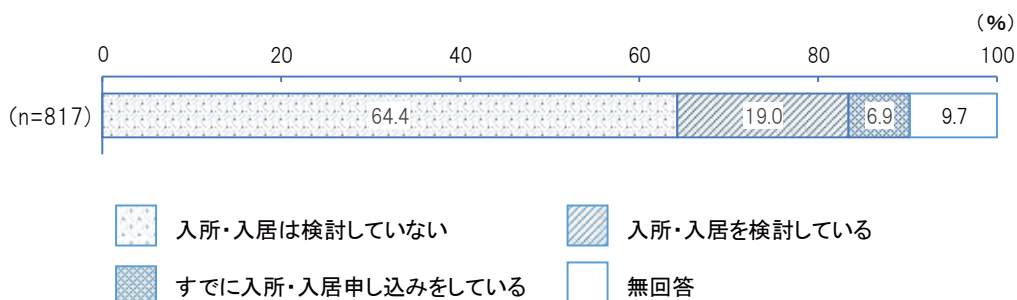
○今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスの割合をみると「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が26.3%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が24.0%、「掃除・洗濯」が20.2%となっている。



⑩ 施設等への入所・入居の検討状況

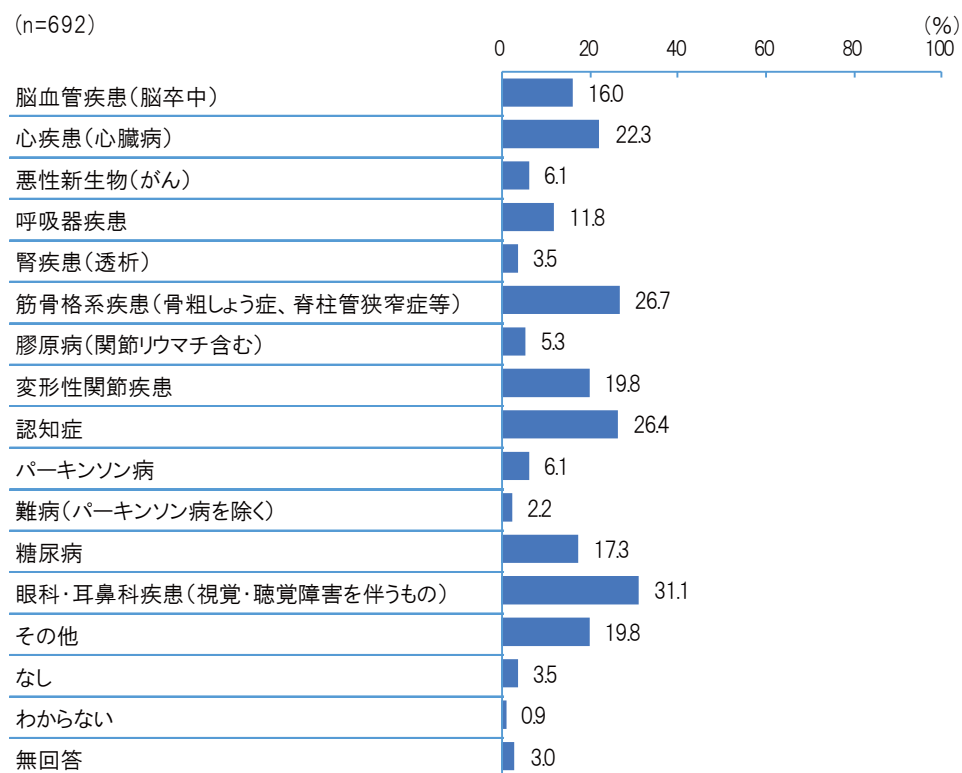
○現時点での施設等への入所・入居の検討状況の割合は全体でみると「入所・入居は検討していない」が64.4%となっている。

○「入所・入居を検討している」が19.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が6.9%となっている。



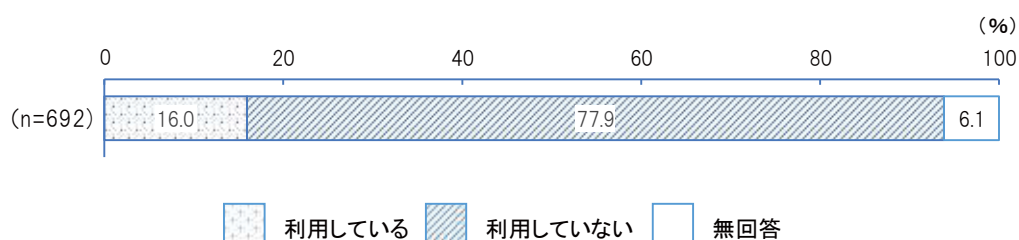
⑪ 現在抱えている傷病

○要介護者が現在抱えている傷病の割合をみると「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」が31.1%と最も高く、次いで「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が26.7%、「認知症」が26.4%となっている。



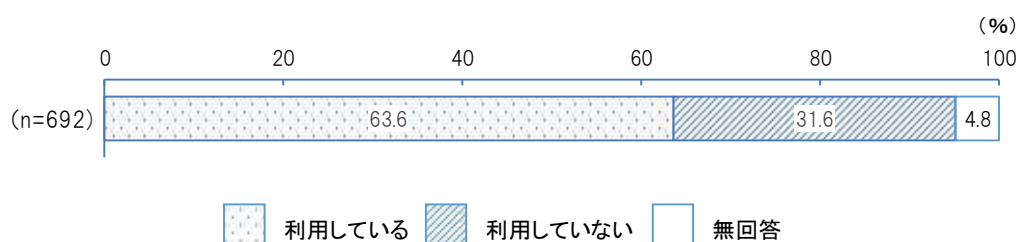
⑫ 訪問診療の利用状況

○訪問診療の利用状況の割合をみると、「利用している」は16.0%になっている。



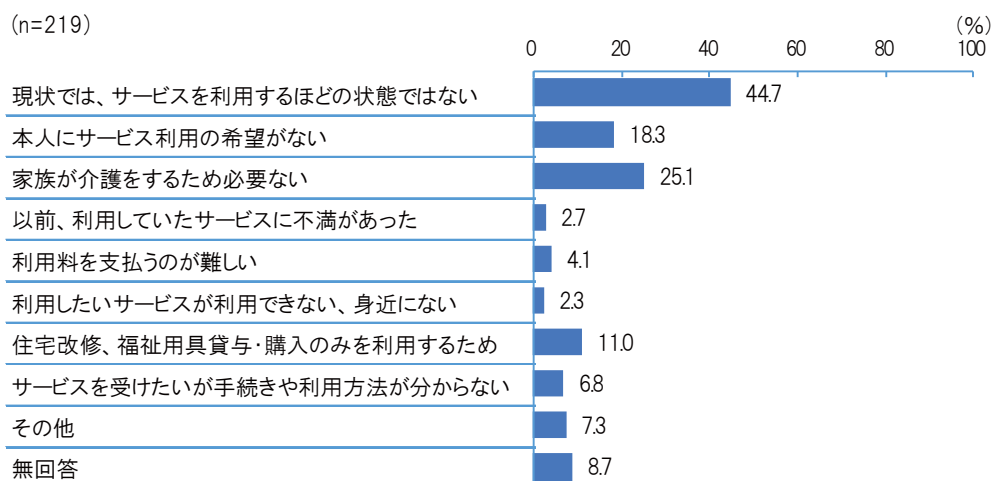
⑬ 介護保険サービスの利用状況

○住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスの利用状況の割合をみると「利用していない」は31.6%になっている。



⑭ 介護保険サービスを利用していない理由

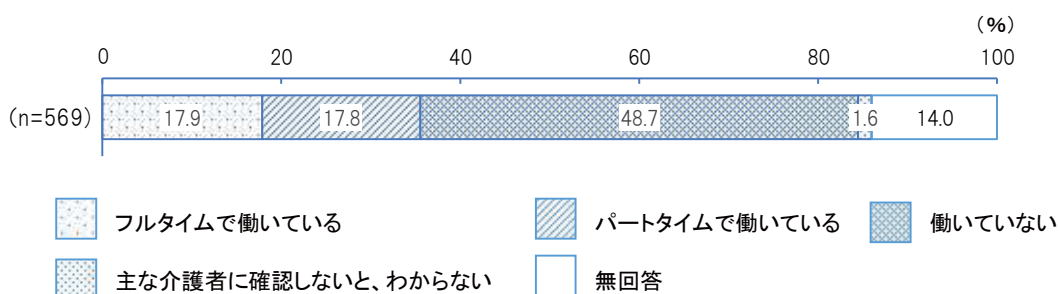
○介護保険サービスを利用していない理由の割合をみると「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が44.7%と最も高く、次いで「家族が介護をするため必要ない」が25.1%、「本人にサービス利用の希望がない」が18.3%となっている。



⑮ 主な介護者の現在の勤務形態

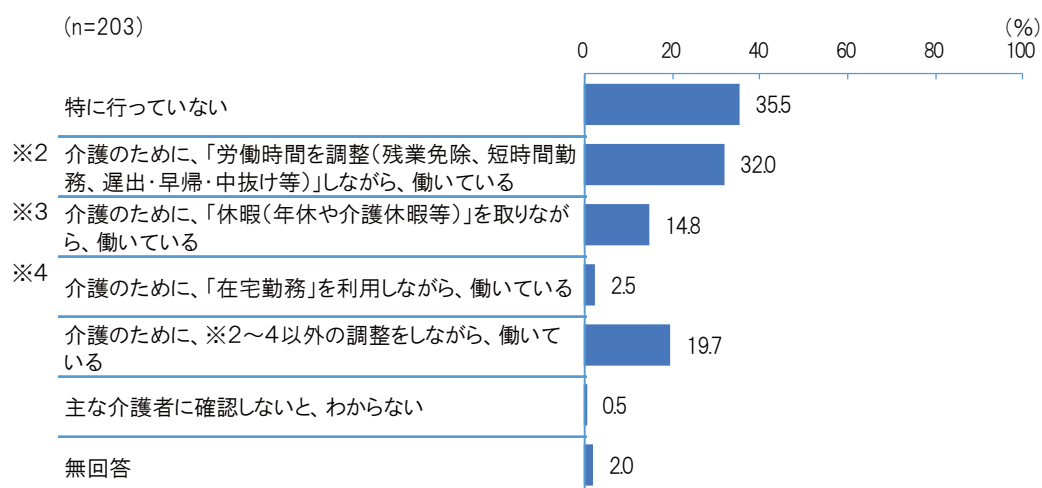
○主な介護者の現在の勤務形態の割合をみると、「フルタイムで働いている」が17.9%、「パートタイムで働いている」が17.8%で、就労している介護者の割合は全体で35.7%となっている。

○就労していない介護者（「働いてない」と回答）は48.7%となっている。



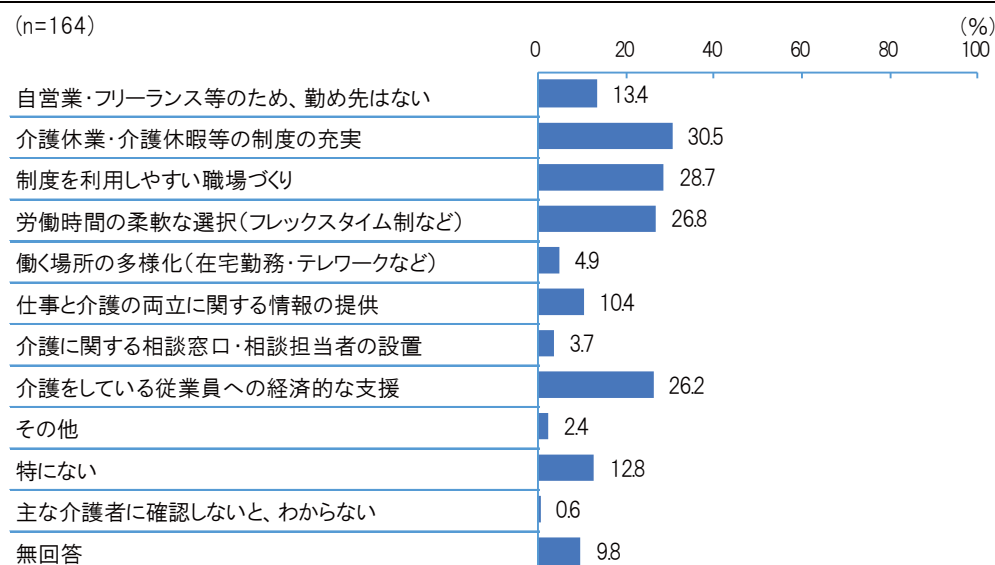
⑩ 主な介護者が行っている働き方の調整等

○主な介護者が行っている働き方の調整等の割合をみると「特に行っていない」が35.5%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が32.0%、「介護のために、※2～4以外の調整をしながら、働いている」が19.7%となっている。



⑪ 仕事と介護の両立に効果があると思う支援

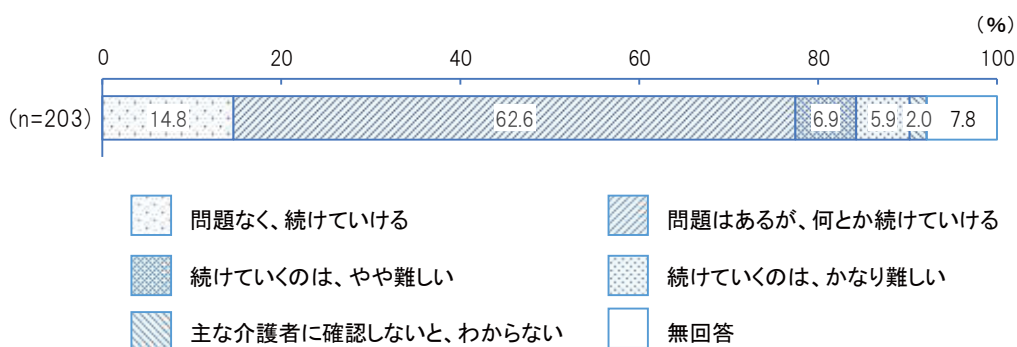
○仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援の割合をみると「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が30.5%と最も高く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」が28.7%、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が26.8%となっている。



⑮ 今後の就労継続見込み

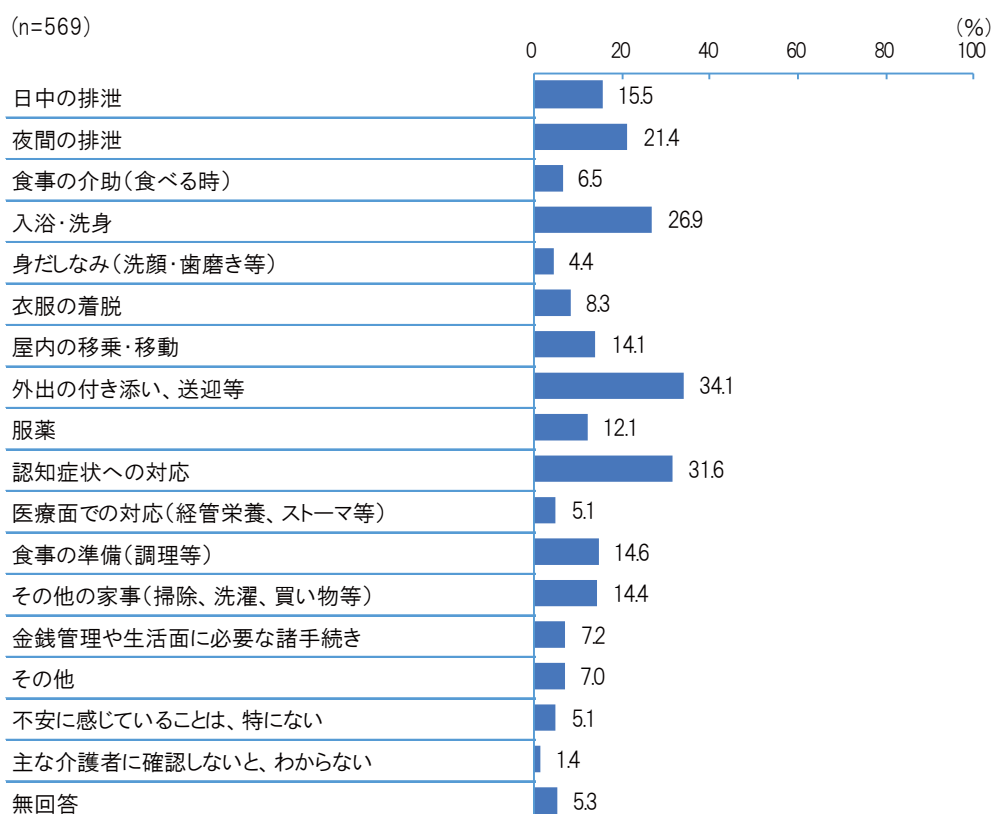
○今後の介護をしながらの就労継続見込みの割合をみると、「問題なく、続けていける」が14.8%、「問題はあがあるが、何とか続けていける」が62.6%となっている。

また「続けていくのは、やや難しい」が6.9%、「続けていくのは、かなり難しい」が5.9%で、就労継続が困難と考える人は12.8%となっている。



⑯ 主な介護者が不安に感じる介護等

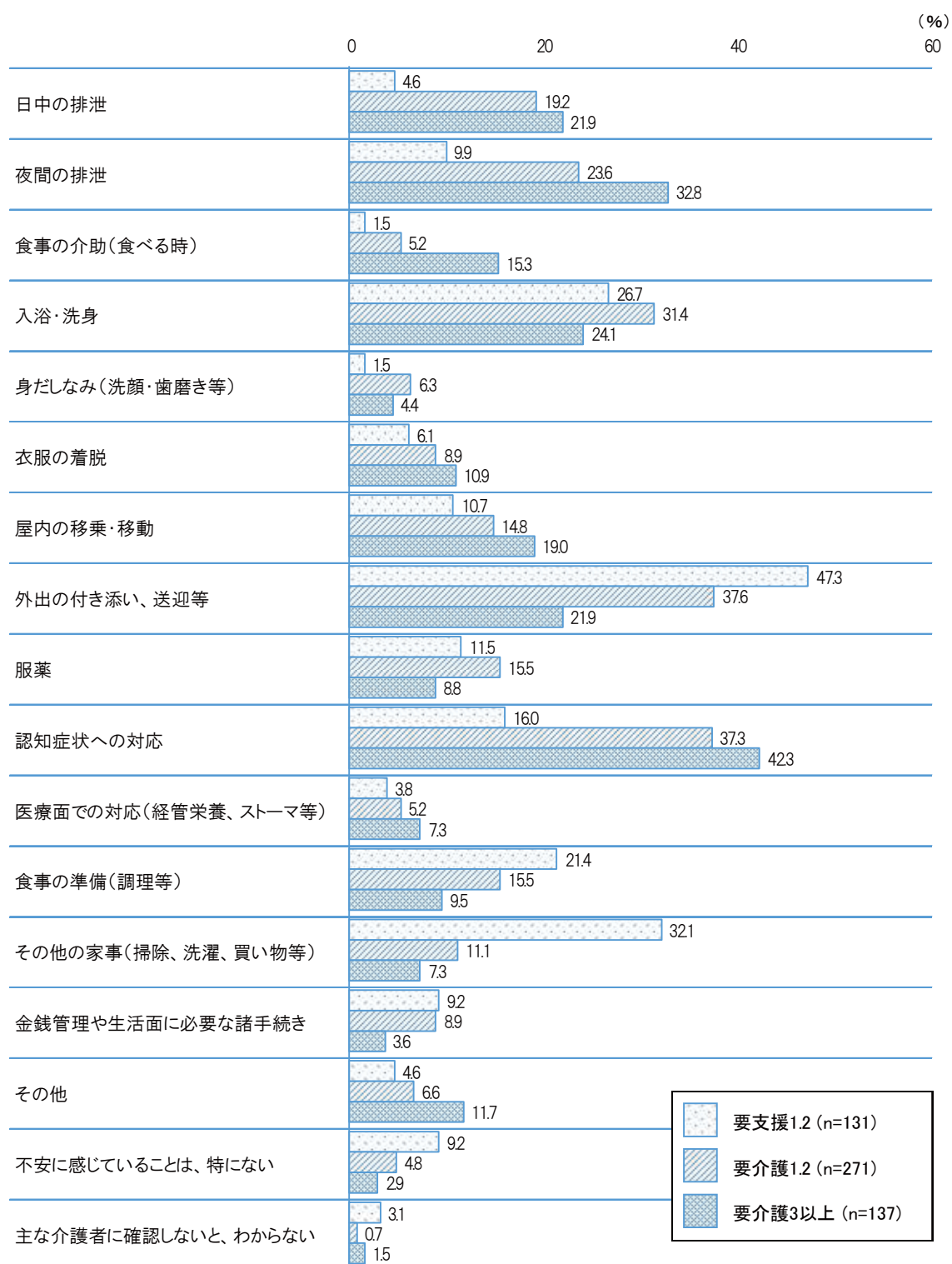
○現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等の割合をみると「外出の付き添い、送迎等」が34.1%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が31.6%、「入浴・洗身」が26.9%となっている。



②⑩ 要介護度別の介護者が不安に感じる介護

○要介護度別の介護者が不安に感じる介護について「要介護3以上」でみると「認知症状への対応」が42.3%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が32.8%、「入浴・洗身」が24.1%となっている。

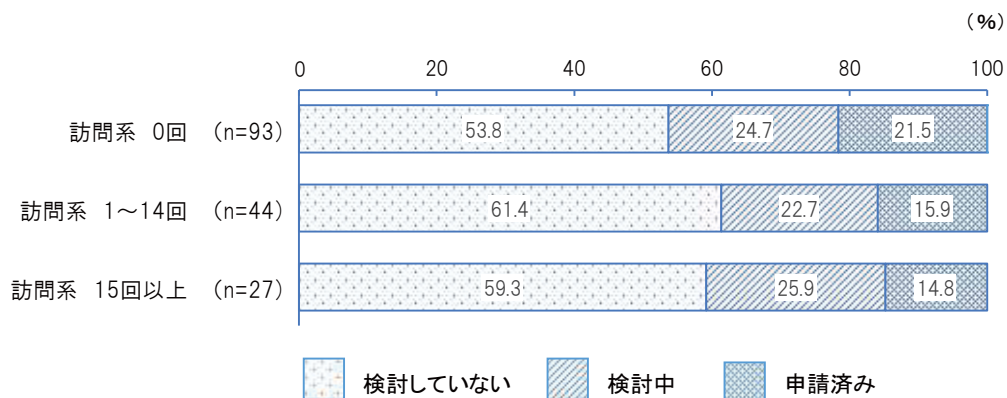
○「日中・夜間の排泄」「食事の介助(食べる時)」等においては重度化に伴い不安に感じる割合も高くなっている。



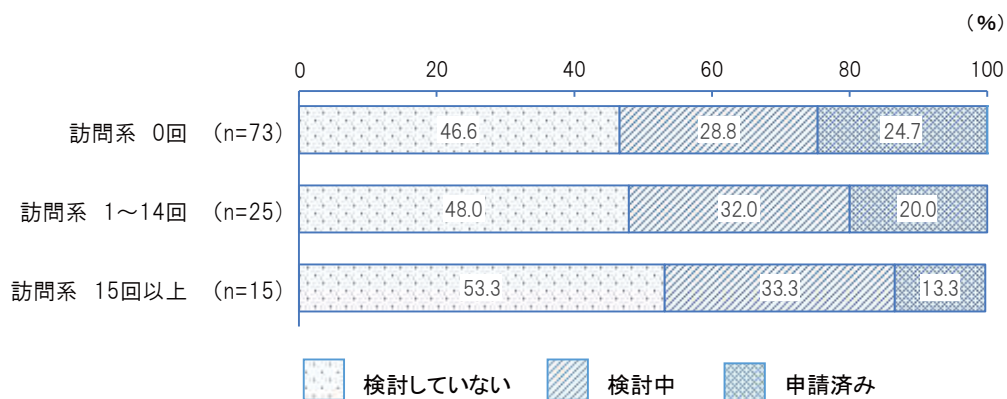
② サービス利用の回数」と「施設等検討の状況」の関係

- 「要介護3以上」でみると、訪問系サービスを月に1～14回利用している人が、施設等を検討していない割合において61.4%と最も高くなっている。
- 「認知症Ⅲ以上」でみると、訪問系サービスの利用回数が多くなるほど、施設等を検討していない割合が高くなっている。

[サービス利用回数と施設等検討の状況(訪問系、要介護3以上)]



[サービス利用回数と施設等検討の状況(訪問系、認知症Ⅲ以上)]

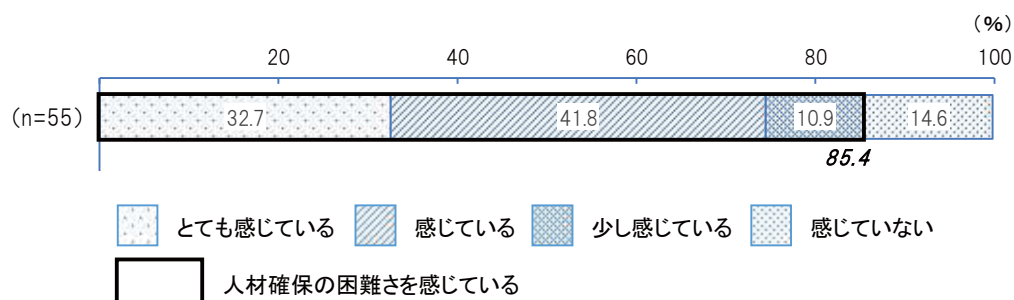


(3) 介護サービス事業所等実態調査

① 人材確保の困難さ

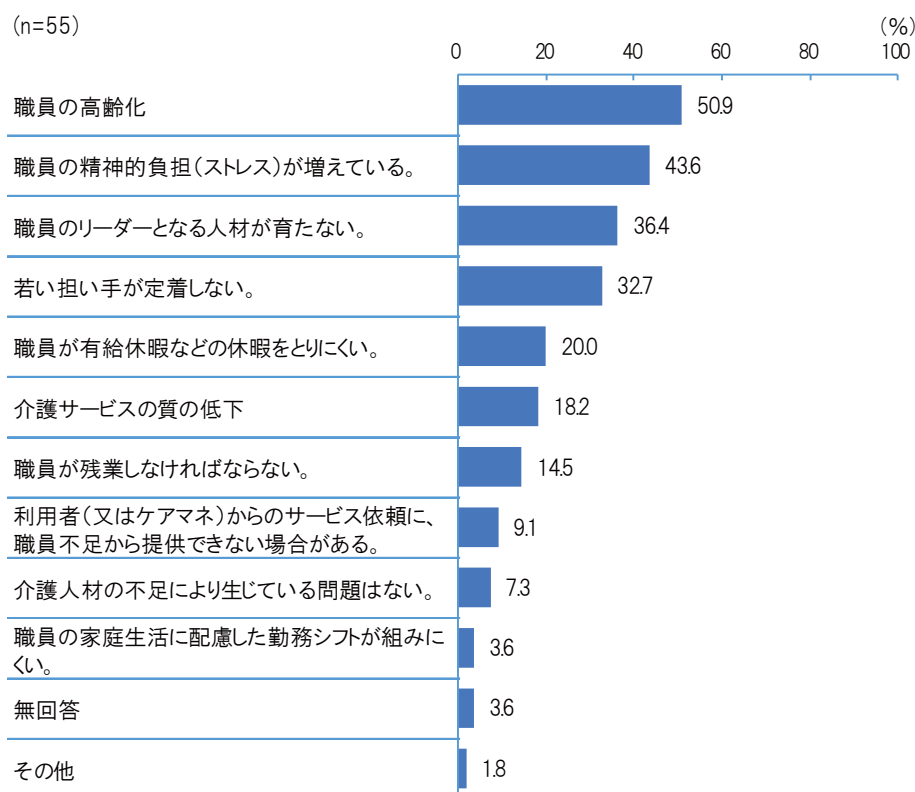
※人材確保に困難さを感じているかどうかについて、「とても感じている」「感じている」「少し感じている」「人材確保の困難さを感じていない」と位置づけ集計をしました。

○「人材確保の困難さを感じている」が85.4%となっている。



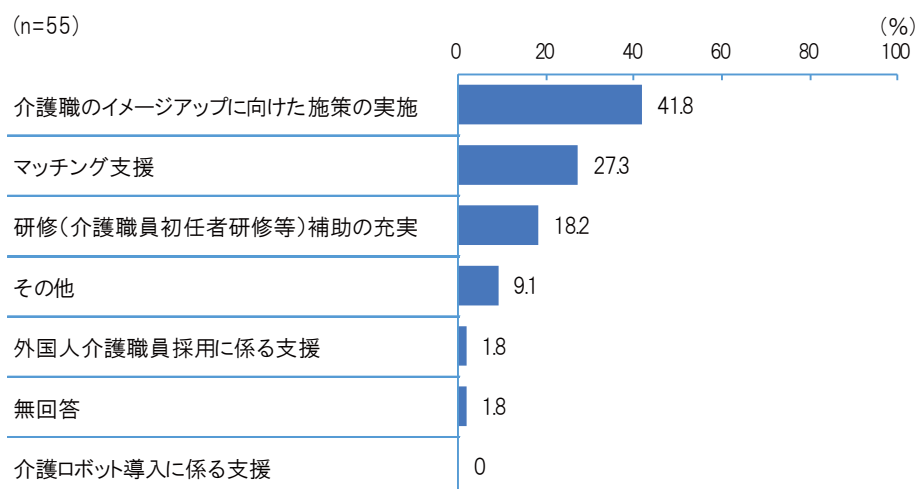
② 介護人材の不足により生じている問題

○「職員の高齢化」が50.9%と最も高く、次いで「職員の精神的負担(ストレス)が増えている。」が43.6%、「職員のリーダーとなる人材が育たない。」が36.4%となっている。



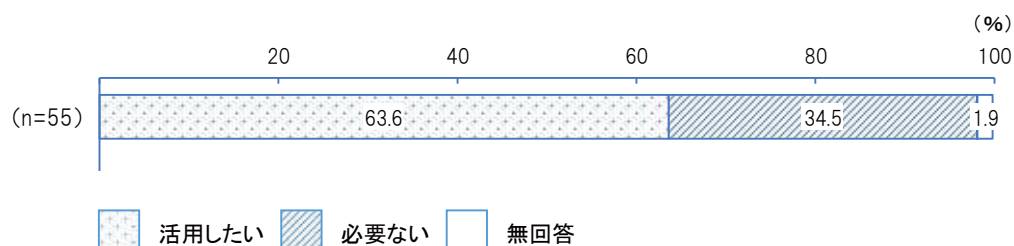
③ 介護人材確保対策として、府中町(行政)に要望する事業

○「介護職のイメージアップに向けた施策の実施」が41.8%と最も高く、次いで「マッチング支援」が27.3%、「研修(介護職員初任者研修等)補助の充実」が18.2%となっている。



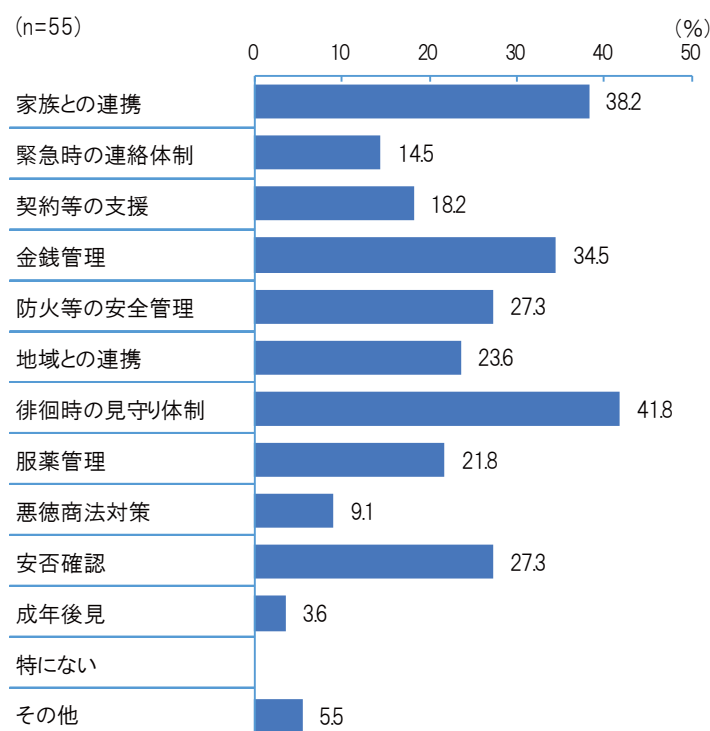
④ 地域の元気な高齢者や有償ボランティアの活用の意向

○地域の元気な高齢者や有償ボランティアを活用したいと考えている事業所は、63.6%となっている。



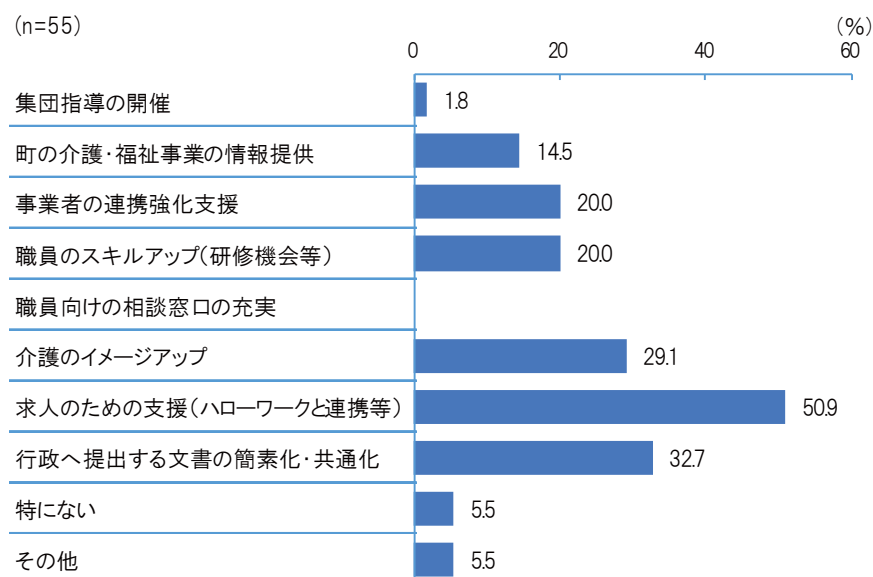
⑤ 認知症高齢者に対して必要と思う支援

○「徘徊時の見守り体制」が41.8%と最も高く、次いで「家族との連携」が38.2%、「金銭管理」が34.5%となっている。



⑥ 行政の支援が必要だと思うこと

○「求人のための支援(ハローワークと連携等)」が50.9%と最も高く、次いで「行政へ提出する文書の簡素化・共通化」が32.7%、「介護のイメージアップ」が29.1%となっている。



4.用語の解説

あ行

- * **いきいき百歳体操**
高知市が開発した、重りを使った筋力向上のための体操のこと。準備体操、筋力運動、整理体操で構成され、ゆっくりとした動きや椅子に座って行う動きが中心であるため、体力が低下している人でも行うことができる。
- * **インフォーマルサービス**
行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。(例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式の援助活動がこれに当たります。)

か行

- * **介護支援専門員(ケアマネジャー)**
要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護保険サービスを利用できるように市町村、サービス事業者等との連絡調整を行う職種で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人のこと。
- * **QOL(きゅー・おー・える)**
Quality of Life の略。生活の質、人生の質、生命の質と訳されます。一般的には生活者の満足感・安心感・幸福感を規定している諸要因となる質を指します。生活を質にとらえ、安全で安心して快適に生活できることを重視した考え方のこと。
- * **ケアプラン**
要介護者等が、介護保険サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者等を定めた計画のこと。
- * **ケアマネジメント**
介護保険制度において、要介護者等の様々なニーズを把握し、保健・医療・福祉・介護サービスなどを受けられるように調整し、提供しようとする仕組みのこと。
- * **健康寿命**
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
- * **高齢化率**
総人口に占める65歳以上の人の割合のこと。
- * **高齢者**
65歳以上の人のこと。
- * **高齢者虐待**
家族等の養護者(介護者)又は養介護施設従事者などによる「身体的虐待」「介護・世話の放棄、放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」のこと。

さ行

- * **在宅限界点**
心身の状態の悪化に伴い、在宅生活が困難になり、施設への入所を選択する段階のこと。
- * **受領委任**
利用者が事業者には保険給付分の受取りを任せ、利用者が費用の1割から3割を事業者支払い、残りの9割から7割を町が事業者へ直接支払うこと。一方、全額を事業者へ支払い、利用者が町に申請することで費用の9割から7割が返ってくることを「償還払い」という。
- * **生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)**
高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行う。
- * **成年後見制度**
認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人の財産管理や保護を、代理権・同意権・

取消権が付与された成年後見人等が行う制度のこと。本人があらかじめ契約をして後見人を依頼しておく任意後見と、家庭裁判所が後見人等を選任する法定後見がある。

た行

* **団塊ジュニア世代**

団塊の世代の子供世代として、昭和46(1971)～49(1974)年に生まれた世代のこと。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

* **団塊の世代**

第二次世界大戦後の数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22(1947)～24(1949)年の3年間に生まれた層は、その前後より20%多いため、その動向や志向は社会的影響が大きいとされている。

* **地域福祉**

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のこと。

* **地域密着型サービス**

介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし、近くで介護保険サービスを受けられるように創設されたサービスのこと。市区町村が事業者の指定や指導・監査を行い、利用者は原則として市区町村の住民に限る。

な行

* **認知症介護アドバイザー(オレンジアドバイザー)**

認知症介護に関する地域の身近な相談役であり、認知症の人やその家族などを支援する。相談内容に応じて、適切な機関・制度・サービスを紹介する。

* **認知症ケアパス**

認知症と疑われる症状が発生した場合に、その地域ごとで認知症の人やその家族に対する、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどを提供する仕組み。

は行

* **福祉避難所**

高齢者や障がい者等、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする人のためのバリアフリー化などの特別な配慮がなされた避難所のこと。

ま行

* **看取り**

人生の終末を迎える際に、終末期を過ごす場所及び行われる医療等を選択できる環境を整え、本人の意思と権利を最大限に尊重し、尊厳を保つとともに、安らかな死を迎えるための最善の医療、看護、介護、リハビリテーション等を行うこと。

や行

* **友愛訪問**

ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるようボランティア等が、定期的に訪問し安否確認や孤独感の解消を図る見守り活動のこと。

* **ユニバーサルデザイン**

年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人がわかりやすく、かつ利用可能であるように、デザインすること。

* **要介護・要支援認定**

被保険者が介護(予防)サービスを受けるために必要な要介護・要支援状態区分等を、介護認定審査会の審査・判定に基づき保険者が認定すること。

わ行

* **ワンストップサービス**

一つの場所(窓口)で複数のサービスを提供することができる環境のこと。

